

【iv 保育課・幼保連携推進室関係】

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の一部改正新旧対照表（案）

〇児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日厚生省発見第59号の2厚生事務次官通知）

改正後

厚生省発見第59号の2
昭和51年4月16日

〔一部改正〕

昭和51年 1月21日厚生省発見第 9号の5
昭和51年 2月23日厚生省発見第 26号の5
昭和52年 4月19日厚生省発見第 92号の5
昭和52年12月21日厚生省発見第207号の2
昭和53年 4月 7日厚生省発見第 65号の2
昭和53年10月20日厚生省発見第170号の2
昭和54年 4月 5日厚生省発見第 62号の2
昭和55年 2月14日厚生省発見第 41号の2
昭和55年 4月 4日厚生省発見第 92号の2
昭和56年 2月13日厚生省発見第 14号の2
昭和57年 2月17日厚生省発見第 24号の2
昭和57年 4月 6日厚生省発見第 83号の2
昭和58年 4月 4日厚生省発見第 50号の2
昭和59年 2月24日厚生省発見第 39号の2
昭和59年 4月10日厚生省発見第 77号の2
昭和60年 2月13日厚生省発見第 14号の2
昭和60年 5月18日厚生省発見第102号の2
昭和61年 2月15日厚生省発見第 27号の2
昭和61年 5月 8日厚生省発見第 97号の2
昭和61年12月22日厚生省発見第170号の2
昭和62年 4月 1日厚生省発見第 55号の2
昭和62年 5月20日厚生省発見第 87号の2
昭和63年 2月20日厚生省発見第 19号の2
昭和63年 4月 7日厚生省発見第 64号の2
平成元年 3月 7日厚生省発見第 13号の2
平成元年 4月10日厚生省発見第 16号の2
平成元年 5月29日厚生省発見第 86号の2
平成 2年 3月26日厚生省発見第 43号の2
平成 2年 4月11日厚生省発見第 63号の2
平成 2年 6月 7日厚生省発見第 99号の2
平成 2年12月17日厚生省発見第166号の2
平成 3年 4月11日厚生省発見第 58号の2
平成 3年12月13日厚生省発見第172号の2
平成 3年 4月11日厚生省発見第 58号の2
平成 4年 4月10日厚生省発見第 68号の2
平成 5年 1月 7日厚生省発見第 3号の2
平成 5年 4月 9日厚生省発見第 64号の2
平成 6年 1月13日厚生省発見第 5号の2
平成 6年 4月18日厚生省発見第 69号の2
平成 6年 6月29日厚生省発見第116号の2
平成 7年 2月10日厚生省発見第 18号の2
平成 7年 4月 3日厚生省発見第104号の2
平成 7年10月25日厚生省発見第181号の2

改正前

厚生省発見第59号の2
昭和51年4月16日

〔一部改正〕

昭和51年 1月21日厚生省発見第 9号の5
昭和51年 2月23日厚生省発見第 26号の5
昭和52年 4月19日厚生省発見第 92号の5
昭和52年12月21日厚生省発見第207号の2
昭和53年 4月 7日厚生省発見第 65号の2
昭和53年10月20日厚生省発見第170号の2
昭和54年 4月 5日厚生省発見第 62号の2
昭和55年 2月14日厚生省発見第 41号の2
昭和55年 4月 4日厚生省発見第 92号の2
昭和56年 2月13日厚生省発見第 14号の2
昭和57年 2月17日厚生省発見第 24号の2
昭和57年 4月 6日厚生省発見第 83号の2
昭和58年 4月 4日厚生省発見第 50号の2
昭和59年 2月24日厚生省発見第 39号の2
昭和59年 4月10日厚生省発見第 77号の2
昭和60年 2月13日厚生省発見第 14号の2
昭和60年 5月18日厚生省発見第102号の2
昭和61年 2月15日厚生省発見第 27号の2
昭和61年 5月 8日厚生省発見第 97号の2
昭和61年12月22日厚生省発見第170号の2
昭和62年 4月 1日厚生省発見第 55号の2
昭和62年 5月20日厚生省発見第 87号の2
昭和63年 2月20日厚生省発見第 19号の2
昭和63年 4月 7日厚生省発見第 64号の2
平成元年 3月 7日厚生省発見第 13号の2
平成元年 4月10日厚生省発見第 16号の2
平成元年 5月29日厚生省発見第 86号の2
平成 2年 3月26日厚生省発見第 43号の2
平成 2年 4月11日厚生省発見第 63号の2
平成 2年 6月 7日厚生省発見第 99号の2
平成 2年12月17日厚生省発見第166号の2
平成 3年 4月11日厚生省発見第 58号の2
平成 3年12月13日厚生省発見第172号の2
平成 3年 4月11日厚生省発見第 58号の2
平成 4年 4月10日厚生省発見第 68号の2
平成 5年 1月 7日厚生省発見第 3号の2
平成 5年 4月 9日厚生省発見第 64号の2
平成 6年 1月13日厚生省発見第 5号の2
平成 6年 4月18日厚生省発見第 69号の2
平成 6年 6月29日厚生省発見第116号の2
平成 7年 2月10日厚生省発見第 18号の2
平成 7年 4月 3日厚生省発見第104号の2
平成 7年10月25日厚生省発見第181号の2

改正後

平成 8年 6月24日厚生省発児第106号の2
 平成 9年 1月31日厚生省発児第 5号
 平成 9年 5月28日厚生省発児第 69号の2
 平成10年 2月 4日厚生省発児第 12号の2
 平成10年 5月 1日厚生省発児第 84号
 平成10年12月11日厚生省発児第132号
 平成11年 4月27日厚生省発児第 85号
 平成11年12月 9日厚生省発児第141号
 平成12年 6月 8日厚生省発児第105号
 平成12年11月22日厚生省発児第130号
 平成13年 5月22日厚生労働省発児第216号
 平成13年11月16日厚生労働省発児第391号
 平成14年 5月24日厚生労働省発児第0524003号
 平成15年 1月30日厚生労働省発児第0130005号
 平成15年 5月23日厚生労働省発児第0523003号
 平成16年 6月10日厚生労働省発児第0610002号
 平成17年 6月10日厚生労働省発児第0610002号
 平成17年 2月 1日厚生労働省発児第0201007号
 平成17年10月28日厚生労働省発児第1028002号
 平成18年 6月20日厚生労働省発児第0620002号
 平成19年 2月 1日厚生労働省発児第0201001号
 平成19年 6月12日厚生労働省発児第0612004号
 平成20年 2月 6日厚生労働省発児第0206001号
 平成20年 5月20日厚生労働省発児第0520003号
 平成21年 7月 9日厚生労働省発児第0709第6号
 平成22年 4月12日厚生労働省発児第0412第3号
 平成23年 4月28日厚生労働省発児第0428第2号
 平成※年※月※日厚生労働省発児第※号

各 都道府県知事
 指定都市市長
 中核市市長

厚生省事務次官

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について

標記の負担金については、今般交付要綱が次とおり改正され、昭和51年度分の措置費の支弁、徴収及び負担から適用されることがとなったので、これが経理事務の処理にあたっては適正かつ、円滑なる執行を期せられたく通知する。
 おって、昭和50年4月7日厚生省発児第57号の2通達「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金について」は廃止する。ただし、昭和50年度分の措置費については、なおその効力を有するものとす。

改正前

平成 8年 6月24日厚生省発児第106号の2
 平成 9年 1月31日厚生省発児第 5号
 平成 9年 5月28日厚生省発児第 69号の2
 平成10年 2月 4日厚生省発児第 12号の2
 平成10年 5月 1日厚生省発児第 84号
 平成10年12月11日厚生省発児第132号
 平成11年 4月27日厚生省発児第 85号
 平成11年12月 9日厚生省発児第141号
 平成12年 6月 8日厚生省発児第105号
 平成12年11月22日厚生省発児第130号
 平成13年 5月22日厚生労働省発児第216号
 平成13年11月16日厚生労働省発児第391号
 平成14年 5月24日厚生労働省発児第0524003号
 平成15年 1月30日厚生労働省発児第0130005号
 平成15年 5月23日厚生労働省発児第0523003号
 平成16年 6月10日厚生労働省発児第0610002号
 平成17年 6月10日厚生労働省発児第0610002号
 平成17年 2月 1日厚生労働省発児第0201007号
 平成17年10月28日厚生労働省発児第1028002号
 平成18年 6月20日厚生労働省発児第0620002号
 平成19年 2月 1日厚生労働省発児第0201001号
 平成19年 6月12日厚生労働省発児第0612004号
 平成20年 2月 6日厚生労働省発児第0206001号
 平成20年 5月20日厚生労働省発児第0520003号
 平成21年 7月 9日厚生労働省発児第0709第6号
 平成22年 4月12日厚生労働省発児第0412第3号
 平成23年 4月28日厚生労働省発児第0428第2号

各 都道府県知事
 指定都市市長
 中核市市長

厚生省事務次官

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について

標記の負担金については、今般交付要綱が次とおり改正され、昭和51年度分の措置費の支弁、徴収及び負担から適用されることがとなったので、これが経理事務の処理にあたっては適正かつ、円滑なる執行を期せられたく通知する。
 おって、昭和50年4月7日厚生省発児第57号の2通達「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金について」は廃止する。ただし、昭和50年度分の措置費については、なおその効力を有するものとす。

改正後

改正前

第1 用語の意義
この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

1 「運営費」とは、市町村が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合における法第51条第5号に規定する保育の実施につき法第45条の基準を維持するための費用であつて、次の範囲内の経費をいうこと。

(1) (略)
ア (略)

イ (略)

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 「児童発達支援」とは、法第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。

8 「医療型児童発達支援」とは、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。

削除

第1 用語の意義
この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

1 「運営費」とは、市町村が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合における法第51条第4号に規定する保育の実施につき法第45条の最低基準を維持するための費用であつて、次の範囲内の経費をいうこと。

(1) 事業費

ア 一般生活費

入所児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、3歳以上児については副食給食費とする。）及び保育に直接必要な保育材料費、炊具食器具、光熱水費等

イ 児童用採暖費
（3歳未満児については月額9,550円、3歳以上児については月額6,466円とする。）

入所児童の冬期の採暖費

(2) 人件費

入所児童の保育に必要なその保育所の長、保育士（乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人とする。ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人を加算する。）、調理員その他の職員の職員の人件費

(3) 管理費

保育所に必要な経費

2 「私立認定保育所」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。

3 「幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。

4 「認定こども園」とは、就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園をいう。

5 「幼保連携施設」とは、就学前保育等推進法第3条第2項に規定する幼保連携施設をいう。

6 「特別支援学校幼稚部」とは、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部をいう。

7 「知的障害児通園施設」とは、法第7条第1項に規定する知的障害児通園施設をいう。

8 「難聴幼児通園施設」とは、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。

9 「肢体不自由児施設通園部」とは、法第7条第1項に規定する肢体不自由児施設のうち「肢体不自由児施設の通園児童に対する療育について」（昭和38年6月11日厚生省発児第122号厚生事務次官通知）による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。

改正後

改正前

- 9 (略)
- 削除
- 10 (略)
- 11 (略)
- 12 「支弁額」とは、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額をいい、その算定にあたっては、第3の4に定める算式によること。
ただし、私立認定保育所については、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第5号に規定する保育料額（以下「保育料額」という。）を控除した額をいい、その算定にあたっては、第3の4のただし書に定める算式によること。
- 13 (略)
- (7) (略)
- (4) (略)
- (7) (略)
- (エ) 「10/100地域」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町とする。
- (4) (略)
- (ホ) 「6/100地域」とは、人事院規則別表第1（川口市については、同別表の備考中「平成18年4月1日」とあるのは「平成23年10月11日」とする。）及び附則別表の支給割合が五級地とされている地域及び狹山市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
- (キ) 「3/100地域」とは、人事院規則別表第1及び附則別表の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。
- (ク) (略)
- 14 (略)
- 15 (略)
- 16 (略)

- 10 「情緒障害児短期治療施設通所部」とは、法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。
- 11 「児童デイサービス」とは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。
- 12 「定員」とは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が認可した定員をいう。これらの場合において、2歳未満児とその他の児童など年齢ごとに分けて定員を定めているときは、その合算人員とすること。
- 13 「保育単価」とは、入所児童1人当たり運営費の月額単位をいうこと。
- 14 「支弁額」とは、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額をいい、その算定にあたっては、第3の4に定める算式によること。
ただし、私立認定保育所については、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額（以下「保育料額」という。）を控除した額をいい、その算定にあたっては、第3の4のただし書に定める算式によること。
- 15 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
(7) 「18/100地域」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（地域手当）（以下「人事院規則」という。）別表第1の支給割合が一級地とされている地域とする。
(4) 「15/100地域」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。
(7) 「12/100地域」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。
(エ) 「10/100地域」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町とする。
(4) 「8/100地域」とは、東大和市、松原市とする。
(ホ) 「6/100地域」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が五級地とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
(キ) 「3/100地域」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。
(ク) 「その他地域」とは、(7) から (キ) 以外の地域とする。
- 16 「乳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとする。
- 17 「1～2歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り1～2歳児とみなすものとする。
- 18 「3歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた年度の初日の前日において4歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなすものとする。

改正後

削除

第2 国庫負担額

1 国庫負担金

この国庫負担金は、その年度において、市町村が法第51条第5号により支弁した支弁総額（各保育所に対する各月の支弁額（私立認定保育所については、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額とする。）の年間の合算額の全保育所の合計額をいう。）から当該年度における第4に定める徴収金（保育料）基準額を控除した額を基本額として、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。ただし、昭和63年度以前における事務又は事業の実施に係る国庫負担金については、なお従前の例によるものとする。

2 (略)

3 (略)

第3 保育単価及び支弁額

1 保育単価
(略)

保 育 単 価 表

その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月初日の 定員区分	その保育所 の長がその 月初日 において設 置又は未設 置(次員・無給) の区分	その 入所児童 の年齢区分	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				基 本 分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)					
				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		
18/100 地 域	31人 から 40人 まで	設 置	乳 児	円	21,590	17,980	14,390	7,190	円	189,480	21,590	17,980	14,390	7,190
			1、2 歳 児	円	13,110	10,920	8,740	4,370	円	118,830	13,110	10,920	8,740	4,370
			3 歳 児	円	7,170	5,970	4,780	2,390	円	66,280	7,170	5,970	4,780	2,390
			4 歳 以上 児	円	6,330	5,270	4,220	2,110	円	59,220	6,330	5,270	4,220	2,110
18/100 地 域	40人 まで	未 設 置	乳 児	円	20,070	16,720	13,370	6,680	円	176,840	20,070	16,720	13,370	6,680
			1、2 歳 児	円	11,590	9,660	7,720	3,860	円	106,190	11,590	9,660	7,720	3,860
			3 歳 児	円	5,650	4,710	3,760	1,880	円	53,640	5,650	4,710	3,760	1,880
			4 歳 以上 児	円	4,810	4,010	3,200	1,600	円	46,580	4,810	4,010	3,200	1,600

改正前

19 ただし、平成23年度においては、16～18に基づいた「年齢区分」によるほか、「年齢区分」の基準日を「年度の初日の前日」ではなく「保育の実施がとられた日の属する月の初日」又は「年度の初日」とすることができるものとする。

第2 国庫負担額

1 国庫負担金

この国庫負担金は、その年度において、市町村が法第51条第4号により支弁した支弁総額（各保育所に対する各月の支弁額（私立認定保育所については、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額とする。）の年間の合算額の全保育所の合計額をいう。）から当該年度における第4に定める徴収金（保育料）基準額を控除した額を基本額として、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。ただし、昭和63年度以前における事務又は事業の実施に係る国庫負担金については、なお従前の例によるものとする。

2 国庫負担金の概算払

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

3 国庫負担金の返還

厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保育単価及び支弁額

1 保育単価

その保育所の保育単価は、次の表の第1欄に、民間施設給与等改善費として別に定める基準により第2欄に掲げる額（以下「加算額」という。）を加算した額とすること。なお、加算額については、別に定めるところにより全部又は一部を減ずることができるものであること。

保 育 単 価 表

その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月初日の 定員区分	その保育所 の長がその 月初日 において設 置又は未設 置(次員・無給) の区分	その 入所児童 の年齢区分	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				基 本 分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)					
				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		
18/100 地 域	31人 から 40人 まで	設 置	乳 児	円	21,500	17,910	14,330	7,160	円	188,790	21,500	17,910	14,330	7,160
			1、2 歳 児	円	13,050	10,880	8,700	4,350	円	118,400	13,050	10,880	8,700	4,350
			3 歳 児	円	7,140	5,950	4,760	2,380	円	66,050	7,140	5,950	4,760	2,380
			4 歳 以上 児	円	6,300	5,250	4,200	2,100	円	59,020	6,300	5,250	4,200	2,100
18/100 地 域	40人 まで	未 設 置	乳 児	円	19,990	16,650	13,320	6,650	円	176,200	19,990	16,650	13,320	6,650
			1、2 歳 児	円	11,540	9,620	7,690	3,840	円	105,810	11,540	9,620	7,690	3,840
			3 歳 児	円	5,630	4,690	3,750	1,870	円	53,460	5,630	4,690	3,750	1,870
			4 歳 以上 児	円	4,790	3,990	3,190	1,590	円	46,430	4,790	3,990	3,190	1,590

改正前

41人 から まで	設 置	乳	186,550	21,230	17,690	14,150	7,070
		1、2歳児	116,160	12,780	10,660	8,520	4,280
		3歳児	63,810	6,870	5,730	4,580	2,290
		4歳以上児	56,780	6,030	5,030	4,020	2,010
50人 から まで	未 設 置	乳	176,480	20,030	16,680	13,350	6,670
		1、2歳児	106,090	11,580	9,650	7,720	3,860
		3歳児	53,740	5,670	4,720	3,780	1,890
		4歳以上児	46,710	4,830	4,020	3,220	1,610
51人 から まで	設 置	乳	180,430	20,500	17,070	13,660	6,820
		1、2歳児	110,040	12,050	10,040	8,030	4,010
		3歳児	57,690	6,140	5,110	4,090	2,040
		4歳以上児	50,660	5,300	4,410	3,530	1,760
60人 から まで	未 設 置	乳	172,040	19,490	16,240	12,990	6,490
		1、2歳児	101,650	11,040	9,210	7,360	3,680
		3歳児	49,300	5,130	4,280	3,420	1,710
		4歳以上児	42,270	4,290	3,580	2,860	1,430
61人 から まで	設 置	乳	176,130	19,980	16,640	13,320	6,650
		1、2歳児	105,740	11,530	9,610	7,690	3,840
		3歳児	53,390	5,620	4,680	3,750	1,870
		4歳以上児	46,360	4,780	3,980	3,190	1,590
70人 から まで	未 設 置	乳	168,940	19,120	15,930	12,740	6,360
		1、2歳児	98,550	10,670	8,900	7,110	3,550
		3歳児	46,200	4,760	3,970	3,170	1,580
		4歳以上児	39,170	3,920	3,270	2,610	1,300
71人 から まで	設 置	乳	172,960	19,600	16,330	13,060	6,520
		1、2歳児	102,570	11,150	9,300	7,430	3,710
		3歳児	50,220	5,240	4,370	3,490	1,740
		4歳以上児	43,190	4,400	3,670	2,930	1,460
80人 から まで	未 設 置	乳	166,660	18,850	15,700	12,560	6,270
		1、2歳児	96,270	10,400	8,670	6,930	3,460
		3歳児	43,920	4,490	3,740	2,990	1,490
		4歳以上児	36,890	3,650	3,040	2,430	1,210
81人 から まで	設 置	乳	170,440	19,300	16,080	12,860	6,420
		1、2歳児	100,050	10,850	9,050	7,230	3,610
		3歳児	47,700	4,940	4,120	3,290	1,640
		4歳以上児	40,670	4,100	3,420	2,730	1,360
90人 から まで	未 設 置	乳	164,850	18,630	15,520	12,410	6,200
		1、2歳児	94,460	10,180	8,490	6,780	3,390
		3歳児	42,110	4,270	3,560	2,840	1,420
		4歳以上児	35,080	3,430	2,860	2,280	1,140
91人 から まで	設 置	乳	165,390	18,690	15,570	12,460	6,220
		1、2歳児	95,000	10,240	8,540	6,830	3,410
		3歳児	42,650	4,330	3,610	2,890	1,440
		4歳以上児	35,620	3,490	2,910	2,330	1,160
100人 から まで	未 設 置	乳	160,360	18,090	15,070	12,060	6,020
		1、2歳児	89,970	9,640	8,040	6,430	3,210
		3歳児	37,620	3,730	3,110	2,490	1,240
		4歳以上児	30,590	2,890	2,410	1,930	960

改正後

41人 から まで	設 置	乳	187,240	21,320	17,760	14,210	7,100
		1、2歳児	116,590	12,840	10,700	8,560	4,280
		3歳児	64,040	6,900	5,750	4,600	2,300
		4歳以上児	56,980	6,060	5,050	4,040	2,020
50人 から まで	未 設 置	乳	177,120	20,100	16,750	13,400	6,690
		1、2歳児	106,470	11,620	9,690	7,750	3,870
		3歳児	53,920	5,680	4,740	3,790	1,890
		4歳以上児	46,860	4,840	4,040	3,230	1,610
51人 から まで	設 置	乳	181,090	20,580	17,140	13,710	6,850
		1、2歳児	110,440	12,100	10,080	8,060	4,030
		3歳児	57,890	6,160	5,130	4,100	2,050
		4歳以上児	50,830	5,320	4,430	3,540	1,770
60人 から まで	未 設 置	乳	172,660	19,570	16,300	13,040	6,510
		1、2歳児	102,010	11,090	9,240	7,390	3,690
		3歳児	49,460	5,150	4,290	3,430	1,710
		4歳以上児	42,400	4,310	3,590	2,870	1,430
61人 から まで	設 置	乳	176,770	20,060	16,710	13,370	6,680
		1、2歳児	106,120	11,580	9,650	7,720	3,860
		3歳児	53,570	5,640	4,700	3,760	1,880
		4歳以上児	46,510	4,800	4,000	3,200	1,600
70人 から まで	未 設 置	乳	169,550	19,190	15,990	12,790	6,390
		1、2歳児	98,900	10,710	8,930	7,140	3,570
		3歳児	46,350	4,770	3,980	3,180	1,590
		4歳以上児	39,290	3,930	3,280	2,620	1,310
71人 から まで	設 置	乳	173,590	19,680	16,390	13,110	6,550
		1、2歳児	102,940	11,200	9,330	7,460	3,730
		3歳児	50,390	5,260	4,380	3,500	1,750
		4歳以上児	43,330	4,420	3,680	2,940	1,470
80人 から まで	未 設 置	乳	167,270	18,920	15,760	12,610	6,300
		1、2歳児	96,620	10,440	8,700	6,960	3,480
		3歳児	44,070	4,500	3,750	3,000	1,500
		4歳以上児	37,010	3,660	3,050	2,440	1,220
81人 から まで	設 置	乳	171,060	19,380	16,140	12,910	6,450
		1、2歳児	100,410	10,900	9,080	7,260	3,630
		3歳児	47,860	4,960	4,130	3,300	1,650
		4歳以上児	40,800	4,120	3,430	2,740	1,370
90人 から まで	未 設 置	乳	165,450	18,700	15,580	12,460	6,220
		1、2歳児	94,800	10,220	8,520	6,810	3,400
		3歳児	42,250	4,280	3,570	2,850	1,420
		4歳以上児	35,190	3,440	2,870	2,290	1,140
91人 から まで	設 置	乳	165,990	18,770	15,630	12,510	6,250
		1、2歳児	95,340	10,290	8,570	6,860	3,430
		3歳児	42,790	4,350	3,620	2,900	1,450
		4歳以上児	35,730	3,510	2,920	2,340	1,170
100人 から まで	未 設 置	乳	160,930	18,160	15,130	12,100	6,040
		1、2歳児	90,280	9,680	8,070	6,450	3,220
		3歳児	37,730	3,740	3,120	2,490	1,240
		4歳以上児	30,670	2,900	2,420	1,930	960

改正前

101人から 110人まで	設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	164,060 93,670 41,320 34,290	18,530 10,080 4,170 3,330	15,440 8,410 3,480 2,780	12,350 6,720 2,780 2,220	6,170 3,360 1,390 1,110
111人から 120人まで	未 設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	159,480 89,090 36,740 29,710	17,990 9,540 3,630 2,790	14,980 7,950 3,020 2,320	11,990 6,360 2,420 1,860	5,990 3,180 1,210 930
121人から 130人まで	設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	161,950 91,560 39,210 32,180	18,280 9,830 3,920 3,080	15,230 8,200 3,270 2,570	12,180 6,550 2,610 2,050	6,080 3,270 1,300 1,020
131人から 140人まで	未 設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	158,080 87,690 35,340 28,310	17,820 9,370 3,460 2,620	14,840 7,810 2,880 2,180	11,870 6,240 2,300 1,740	5,930 3,120 1,150 870
141人から 150人まで	設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	161,150 90,760 38,410 31,380	18,180 9,730 3,820 2,980	15,150 8,120 3,190 2,490	12,120 6,490 2,550 1,990	6,050 3,240 1,270 990
151人から 160人まで	未 設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	157,550 87,160 34,810 27,780	17,750 9,300 3,390 2,550	14,790 7,760 2,830 2,130	11,830 6,200 2,260 1,700	5,910 3,100 1,130 850
161人から 170人まで	設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	160,430 90,040 37,690 30,660	18,100 9,650 3,740 2,900	15,070 8,040 3,110 2,410	12,060 6,430 2,490 1,930	6,020 3,210 1,240 960
171人から 180人まで	未 設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	157,070 86,680 34,330 27,300	17,700 9,250 3,340 2,500	14,740 7,710 2,780 2,080	11,790 6,160 2,220 1,660	5,890 3,080 1,110 830
181人から 190人まで	設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	160,670 90,280 37,930 30,900	18,130 9,680 3,770 2,930	15,100 8,070 3,140 2,440	12,080 6,450 2,510 1,950	6,030 3,220 1,250 970
191人から 200人まで	未 設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	157,530 87,140 34,790 27,760	17,750 9,300 3,390 2,550	14,780 7,750 2,820 2,120	11,830 6,200 2,260 1,700	5,910 3,100 1,130 850

改正後

101人から 110人まで	設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	164,650 94,000 41,450 34,390	18,610 10,130 4,190 3,350	15,500 8,440 3,490 2,790	12,400 6,750 2,790 2,230	6,190 3,370 1,390 1,110
111人から 120人まで	未 設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	160,060 89,410 36,860 29,800	18,060 9,580 3,640 2,800	15,040 7,980 3,030 2,330	12,030 6,380 2,420 1,860	6,010 3,190 1,210 930
121人から 130人まで	設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	162,530 91,880 39,330 32,270	18,350 9,870 3,930 3,090	15,290 8,230 3,280 2,580	12,230 6,580 2,620 2,060	6,110 3,290 1,310 1,030
131人から 140人まで	未 設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	158,640 87,990 35,440 28,380	17,890 9,410 3,470 2,630	14,900 7,840 2,890 2,190	11,920 6,270 2,310 1,750	5,950 3,130 1,150 870
141人から 150人まで	設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	161,730 91,080 38,530 31,470	18,260 9,780 3,840 3,000	15,210 8,150 3,200 2,500	12,170 6,520 2,560 2,000	6,080 3,260 1,280 1,000
151人から 160人まで	未 設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	158,120 87,470 34,920 27,860	17,820 9,340 3,400 2,560	14,840 7,780 2,830 2,130	11,880 6,230 2,270 1,710	5,930 3,110 1,130 850
161人から 170人まで	設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	161,010 90,360 37,810 30,750	18,170 9,690 3,750 2,910	15,130 8,070 3,120 2,420	12,110 6,460 2,500 1,940	6,050 3,230 1,250 970
171人から 180人まで	未 設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	157,640 86,990 34,440 27,380	17,770 9,290 3,350 2,510	14,800 7,740 2,790 2,090	11,840 6,190 2,230 1,670	5,910 3,090 1,110 830
181人から 190人まで	設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	161,250 90,600 38,050 30,990	18,200 9,720 3,780 2,940	15,160 8,100 3,150 2,450	12,130 6,480 2,520 1,960	6,060 3,240 1,260 980
191人から 200人まで	未 設 置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	児	158,090 87,440 34,890 27,830	17,820 9,340 3,400 2,560	14,840 7,780 2,830 2,130	11,870 6,220 2,260 1,700	5,930 3,110 1,130 850

改正前

161人 から 170人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	160,090	18,060	15,040	12,030	6,010
		3 歳 児	89,700	9,610	8,010	6,400	3,200
		4 歳 以上 児	37,350	3,700	3,080	2,460	1,230
			30,320	2,860	2,380	1,900	950
未 設 置	乳 1、2 歳 児	157,130	17,700	14,740	11,800	5,890	
	3 歳 児	86,740	9,250	7,710	6,170	3,080	
	4 歳 以上 児	34,390	3,340	2,780	2,230	1,110	
		27,360	2,500	2,080	1,670	830	
設 置	乳 1、2 歳 児	159,550	17,990	14,990	11,990	5,990	
	3 歳 児	89,160	9,540	7,960	6,360	3,180	
	4 歳 以上 児	36,810	3,630	3,030	2,420	1,210	
		29,780	2,790	2,330	1,860	930	
未 設 置	乳 1、2 歳 児	156,750	17,660	14,710	11,770	5,880	
	3 歳 児	86,360	9,210	7,680	6,140	3,070	
	4 歳 以上 児	34,010	3,300	2,750	2,200	1,100	
		26,980	2,460	2,050	1,640	820	
設 置	乳 1、2 歳 児	184,730	21,010	17,510	14,010	7,000	
	3 歳 児	115,950	12,760	10,630	8,510	4,250	
	4 歳 以上 児	64,720	6,980	5,810	4,660	2,320	
		57,850	6,160	5,130	4,110	2,050	
未 設 置	乳 1、2 歳 児	172,460	19,540	16,290	13,020	6,510	
	3 歳 児	103,680	11,290	9,410	7,520	3,760	
	4 歳 以上 児	52,450	5,510	4,590	3,670	1,830	
		45,580	4,690	3,910	3,120	1,560	
設 置	乳 1、2 歳 児	182,540	20,750	17,300	13,830	6,910	
	3 歳 児	113,760	12,500	10,420	8,330	4,160	
	4 歳 以上 児	62,530	6,720	5,600	4,480	2,230	
		55,660	5,900	4,920	3,930	1,960	
未 設 置	乳 1、2 歳 児	172,730	19,570	16,310	13,050	6,520	
	3 歳 児	103,950	11,320	9,430	7,550	3,770	
	4 歳 以上 児	52,720	5,540	4,610	3,700	1,840	
		45,850	4,720	3,930	3,150	1,570	
設 置	乳 1、2 歳 児	176,550	20,030	16,700	13,350	6,670	
	3 歳 児	107,770	11,780	9,820	7,850	3,920	
	4 歳 以上 児	56,540	6,000	5,000	4,000	1,990	
		49,670	5,180	4,320	3,450	1,720	
未 設 置	乳 1、2 歳 児	168,370	19,050	15,880	12,700	6,350	
	3 歳 児	99,590	10,800	9,000	7,200	3,600	
	4 歳 以上 児	48,360	5,020	4,180	3,350	1,670	
		41,490	4,200	3,500	2,800	1,400	
設 置	乳 1、2 歳 児	172,350	19,530	16,280	13,020	6,510	
	3 歳 児	103,570	11,280	9,400	7,520	3,760	
	4 歳 以上 児	52,340	5,500	4,580	3,670	1,830	
		45,470	4,680	3,900	3,120	1,560	
未 設 置	乳 1、2 歳 児	165,340	18,680	15,570	12,450	6,220	
	3 歳 児	96,560	10,430	8,690	6,950	3,470	
	4 歳 以上 児	45,330	4,650	3,870	3,100	1,540	
		38,460	3,830	3,190	2,550	1,270	

改正後

161人 から 170人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	160,670	18,130	15,100	12,080	6,030
		3 歳 児	90,020	9,650	8,040	6,430	3,210
		4 歳 以上 児	37,470	3,710	3,090	2,470	1,230
			30,410	2,870	2,390	1,910	950
未 設 置	乳 1、2 歳 児	157,690	17,770	14,800	11,840	5,910	
	3 歳 児	87,040	9,290	7,740	6,190	3,090	
	4 歳 以上 児	34,490	3,350	2,790	2,230	1,110	
		27,430	2,510	2,090	1,670	830	
設 置	乳 1、2 歳 児	160,120	18,060	15,050	12,040	6,010	
	3 歳 児	89,470	9,580	7,990	6,390	3,190	
	4 歳 以上 児	36,920	3,640	3,040	2,430	1,210	
		29,860	2,800	2,340	1,870	930	
未 設 置	乳 1、2 歳 児	157,320	17,730	14,760	11,810	5,900	
	3 歳 児	86,670	9,250	7,700	6,160	3,080	
	4 歳 以上 児	34,120	3,310	2,750	2,200	1,100	
		27,060	2,470	2,050	1,640	820	
設 置	乳 1、2 歳 児	185,420	21,100	17,570	14,060	7,030	
	3 歳 児	116,370	12,810	10,670	8,530	4,260	
	4 歳 以上 児	64,950	7,010	5,840	4,670	2,330	
		58,050	6,190	5,150	4,120	2,060	
未 設 置	乳 1、2 歳 児	173,100	19,620	16,340	13,080	6,540	
	3 歳 児	104,050	11,330	9,440	7,550	3,770	
	4 歳 以上 児	52,630	5,530	4,610	3,690	1,840	
		45,730	4,710	3,920	3,140	1,570	
設 置	乳 1、2 歳 児	183,220	20,830	17,350	13,890	6,940	
	3 歳 児	114,170	12,540	10,450	8,360	4,170	
	4 歳 以上 児	62,750	6,740	5,620	4,500	2,240	
		55,850	5,920	4,930	3,950	1,970	
未 設 置	乳 1、2 歳 児	173,370	19,650	16,370	13,100	6,550	
	3 歳 児	104,320	11,360	9,470	7,570	3,780	
	4 歳 以上 児	52,900	5,560	4,640	3,710	1,850	
		46,000	4,740	3,950	3,160	1,580	
設 置	乳 1、2 歳 児	177,210	20,110	16,750	13,410	6,700	
	3 歳 児	108,160	11,820	9,850	7,880	3,930	
	4 歳 以上 児	56,740	6,020	5,020	4,020	2,000	
		49,840	5,200	4,330	3,470	1,730	
未 設 置	乳 1、2 歳 児	169,000	19,120	15,930	12,750	6,370	
	3 歳 児	99,950	10,830	9,030	7,220	3,600	
	4 歳 以上 児	48,530	5,030	4,200	3,360	1,670	
		41,630	4,210	3,510	2,810	1,400	
設 置	乳 1、2 歳 児	172,990	19,600	16,330	13,070	6,530	
	3 歳 児	103,940	11,310	9,430	7,540	3,760	
	4 歳 以上 児	52,520	5,510	4,600	3,680	1,830	
		45,620	4,690	3,910	3,130	1,560	
未 設 置	乳 1、2 歳 児	165,950	18,760	15,630	12,500	6,250	
	3 歳 児	96,900	10,470	8,730	6,970	3,480	
	4 歳 以上 児	45,480	4,670	3,900	3,110	1,550	
		38,580	3,850	3,210	2,560	1,280	

改正前

71人 から 80人 まで	設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	169,250	19,150	15,970	12,770	6,380
		100,470	10,900	9,090	7,270	3,630		
		49,240	5,120	4,270	3,420	1,700		
		42,370	4,300	3,590	2,870	1,430		
未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	163,110	18,420	15,350	12,280	6,140	
	94,330	10,170	8,470	6,780	3,390			
	43,100	4,390	3,650	2,930	1,460			
	36,230	3,570	2,970	2,380	1,190			
設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	166,790	18,860	15,720	12,570	6,280	
	98,010	10,610	8,840	7,070	3,530			
	46,780	4,830	4,020	3,220	1,600			
	39,910	4,010	3,340	2,670	1,350			
未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	161,340	18,200	15,170	12,130	6,060	
	92,560	9,950	8,290	6,630	3,310			
	41,330	4,170	3,470	2,780	1,380			
	34,460	3,350	2,790	2,230	1,110			
設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	161,880	18,270	15,230	12,180	6,090	
	93,100	10,020	8,350	6,680	3,340			
	41,870	4,240	3,530	2,830	1,410			
	35,000	3,420	2,850	2,280	1,140			
未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	156,970	17,680	14,740	11,790	5,890	
	88,190	9,430	7,860	6,290	3,140			
	36,960	3,650	3,040	2,440	1,210			
	30,090	2,830	2,360	1,890	940			
設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	160,570	18,110	15,100	12,070	6,030	
	91,790	9,860	8,220	6,570	3,280			
	40,560	4,080	3,400	2,720	1,350			
	33,690	3,260	2,720	2,170	1,080			
未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	156,110	17,580	14,650	11,720	5,860	
	87,330	9,330	7,770	6,220	3,110			
	36,100	3,550	2,950	2,370	1,180			
	29,230	2,730	2,270	1,820	910			
設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	159,450	17,980	14,990	11,980	5,990	
	90,670	9,730	8,110	6,480	3,240			
	39,440	3,950	3,290	2,630	1,310			
	32,570	3,130	2,610	2,080	1,040			
未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	155,360	17,490	14,580	11,660	5,830	
	86,580	9,240	7,700	6,160	3,080			
	35,350	3,460	2,880	2,310	1,150			
	28,480	2,640	2,200	1,760	880			
設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	158,510	17,860	14,890	11,910	5,950	
	89,730	9,610	8,010	6,410	3,200			
	38,500	3,830	3,190	2,560	1,270			
	31,630	3,010	2,510	2,010	1,000			
未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	154,730	17,410	14,510	11,610	5,800	
	85,950	9,160	7,630	6,110	3,050			
	34,720	3,380	2,810	2,260	1,120			
	27,850	2,560	2,130	1,710	850			

改正後

71人 から 80人 まで	設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	169,880	19,230	16,020	12,820	6,410
		100,830	10,940	9,120	7,290	3,640		
		49,410	5,140	4,290	3,430	1,710		
		42,510	4,320	3,600	2,880	1,440		
未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	163,710	18,490	15,400	12,330	6,160	
	94,660	10,200	8,500	6,800	3,390			
	43,240	4,400	3,670	2,940	1,460			
	36,340	3,580	2,980	2,390	1,190			
設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	167,410	18,930	15,770	12,620	6,310	
	98,360	10,640	8,870	7,090	3,540			
	46,940	4,840	4,040	3,230	1,610			
	40,040	4,020	3,350	2,680	1,340			
未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	161,930	18,280	15,230	12,180	6,090	
	92,880	9,990	8,330	6,650	3,320			
	41,460	4,190	3,500	2,790	1,390			
	34,560	3,370	2,810	2,240	1,120			
設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	162,470	18,340	15,280	12,230	6,110	
	93,420	10,050	8,380	6,700	3,340			
	42,000	4,250	3,550	2,840	1,410			
	35,100	3,430	2,860	2,290	1,140			
未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	157,550	17,750	14,790	11,830	5,910	
	88,500	9,460	7,890	6,300	3,140			
	37,080	3,660	3,060	2,440	1,210			
	30,180	2,840	2,370	1,890	940			
設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	161,170	18,190	15,150	12,120	6,060	
	92,120	9,900	8,250	6,590	3,290			
	40,700	4,100	3,420	2,730	1,360			
	33,800	3,280	2,730	2,180	1,090			
未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	156,680	17,650	14,700	11,760	5,880	
	87,630	9,360	7,800	6,230	3,110			
	36,210	3,560	2,970	2,370	1,180			
	29,310	2,740	2,280	1,820	910			
設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	160,040	18,050	15,040	12,030	6,010	
	90,990	9,760	8,140	6,500	3,240			
	39,570	3,960	3,310	2,640	1,310			
	32,670	3,140	2,620	2,090	1,040			
未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	155,930	17,560	14,630	11,700	5,850	
	86,880	9,270	7,730	6,170	3,080			
	35,460	3,470	2,900	2,310	1,150			
	28,560	2,650	2,210	1,760	880			
設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	159,090	17,940	14,940	11,960	5,980	
	90,040	9,650	8,040	6,430	3,210			
	38,620	3,850	3,210	2,570	1,280			
	31,720	3,030	2,520	2,020	1,010			
未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	155,300	17,480	14,560	11,650	5,820	
	86,250	9,190	7,660	6,120	3,050			
	34,830	3,390	2,830	2,260	1,120			
	27,930	2,570	2,140	1,710	850			

改正前

131人 から 140人 まで	設 置	乳	157,720	17,770	14,810	11,850	5,920
		1、2歳児	88,940	9,520	7,930	6,350	3,170
		3歳児	37,710	3,740	3,110	2,500	1,240
		4歳以上児	30,840	2,920	2,430	1,950	970
未 設 置	未 設 置	乳	154,220	17,350	14,460	11,560	5,780
		1、2歳児	85,440	9,100	7,580	6,060	3,030
		3歳児	34,210	3,320	2,760	2,210	1,100
		4歳以上児	27,340	2,500	2,080	1,660	830
設 置	設 置	乳	157,020	17,690	14,740	11,790	5,890
		1、2歳児	88,240	9,440	7,860	6,290	3,140
		3歳児	37,010	3,660	3,040	2,440	1,210
		4歳以上児	30,140	2,840	2,360	1,890	940
未 設 置	未 設 置	乳	153,750	17,290	14,420	11,530	5,760
		1、2歳児	84,970	9,040	7,540	6,030	3,010
		3歳児	33,740	3,270	2,720	2,180	1,080
		4歳以上児	26,870	2,440	2,040	1,630	810
設 置	設 置	乳	157,270	17,720	14,770	11,810	5,900
		1、2歳児	88,490	9,470	7,890	6,310	3,150
		3歳児	37,260	3,690	3,070	2,460	1,220
		4歳以上児	30,390	2,870	2,390	1,910	950
未 設 置	未 設 置	乳	154,210	17,350	14,460	11,560	5,780
		1、2歳児	85,430	9,100	7,580	6,060	3,030
		3歳児	34,200	3,320	2,760	2,210	1,100
		4歳以上児	27,330	2,500	2,080	1,660	830
設 置	設 置	乳	156,700	17,650	14,710	11,760	5,880
		1、2歳児	87,920	9,400	7,830	6,260	3,130
		3歳児	36,690	3,620	3,010	2,410	1,200
		4歳以上児	29,820	2,800	2,330	1,860	930
未 設 置	未 設 置	乳	153,810	17,300	14,420	11,530	5,760
		1、2歳児	85,030	9,050	7,540	6,030	3,010
		3歳児	33,800	3,270	2,720	2,180	1,080
		4歳以上児	26,930	2,450	2,040	1,630	810
設 置	設 置	乳	156,170	17,580	14,660	11,720	5,860
		1、2歳児	87,390	9,330	7,780	6,220	3,110
		3歳児	36,160	3,550	2,960	2,370	1,180
		4歳以上児	29,290	2,730	2,280	1,820	910
未 設 置	未 設 置	乳	153,440	17,260	14,390	11,500	5,750
		1、2歳児	84,660	9,010	7,510	6,000	3,000
		3歳児	33,430	3,230	2,690	2,150	1,070
		4歳以上児	26,560	2,410	2,010	1,600	800
設 置	設 置	乳	180,680	20,550	17,110	13,680	6,830
		1、2歳児	113,500	12,460	10,390	8,300	4,140
		3歳児	63,390	6,820	5,690	4,540	2,260
		4歳以上児	56,680	6,020	5,020	4,010	2,000
未 設 置	未 設 置	乳	168,730	19,100	15,910	12,730	6,360
		1、2歳児	101,550	11,030	9,190	7,350	3,670
		3歳児	51,440	5,390	4,490	3,590	1,790
		4歳以上児	44,730	4,590	3,820	3,060	1,530

改正後

131人 から 140人 まで	設 置	乳	158,300	17,840	14,860	11,890	5,940
		1、2歳児	89,250	9,550	7,960	6,360	3,170
		3歳児	37,830	3,750	3,130	2,500	1,240
		4歳以上児	30,930	2,930	2,440	1,950	970
未 設 置	未 設 置	乳	154,780	17,420	14,510	11,610	5,800
		1、2歳児	85,730	9,130	7,610	6,080	3,030
		3歳児	34,310	3,330	2,780	2,220	1,100
		4歳以上児	27,410	2,510	2,090	1,670	830
設 置	設 置	乳	157,600	17,760	14,790	11,840	5,920
		1、2歳児	88,550	9,470	7,890	6,310	3,150
		3歳児	37,130	3,670	3,060	2,450	1,220
		4歳以上児	30,230	2,850	2,370	1,900	950
未 設 置	未 設 置	乳	154,310	17,360	14,460	11,570	5,780
		1、2歳児	85,260	9,070	7,560	6,040	3,010
		3歳児	33,840	3,270	2,730	2,180	1,080
		4歳以上児	26,940	2,450	2,040	1,630	810
設 置	設 置	乳	157,850	17,790	14,820	11,860	5,930
		1、2歳児	88,800	9,500	7,920	6,330	3,160
		3歳児	37,380	3,700	3,090	2,470	1,230
		4歳以上児	30,480	2,880	2,400	1,920	960
未 設 置	未 設 置	乳	154,770	17,420	14,510	11,610	5,800
		1、2歳児	85,720	9,130	7,610	6,080	3,030
		3歳児	34,300	3,330	2,780	2,220	1,100
		4歳以上児	27,400	2,510	2,090	1,670	830
設 置	設 置	乳	157,270	17,720	14,760	11,810	5,900
		1、2歳児	88,220	9,430	7,860	6,280	3,130
		3歳児	36,800	3,630	3,030	2,420	1,200
		4歳以上児	29,900	2,810	2,340	1,870	930
未 設 置	未 設 置	乳	154,380	17,370	14,470	11,580	5,790
		1、2歳児	85,330	9,080	7,570	6,050	3,020
		3歳児	33,910	3,280	2,740	2,190	1,090
		4歳以上児	27,010	2,460	2,050	1,640	820
設 置	設 置	乳	156,740	17,650	14,710	11,770	5,880
		1、2歳児	87,690	9,360	7,810	6,240	3,110
		3歳児	36,270	3,560	2,980	2,380	1,180
		4歳以上児	29,370	2,740	2,290	1,830	910
未 設 置	未 設 置	乳	154,010	17,330	14,430	11,550	5,770
		1、2歳児	84,960	9,040	7,530	6,020	3,000
		3歳児	33,540	3,240	2,700	2,160	1,070
		4歳以上児	26,640	2,420	2,010	1,610	800
設 置	設 置	乳	181,360	20,600	17,170	13,740	6,860
		1、2歳児	113,910	12,510	10,430	8,340	4,160
		3歳児	63,620	6,840	5,710	4,560	2,270
		4歳以上児	56,880	6,040	5,040	4,030	2,010
未 設 置	未 設 置	乳	169,350	19,160	15,970	12,780	6,380
		1、2歳児	101,900	11,070	9,230	7,380	3,680
		3歳児	51,610	5,400	4,510	3,600	1,790
		4歳以上児	44,870	4,600	3,840	3,070	1,530

改正前

41人 から まで	設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	178,550 111,370 61,260 54,550	20,280 12,210 6,570 5,770	16,890 10,170 5,470 4,800	13,510 8,130 4,370 3,840	6,750 4,060 2,180 1,920		
		未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	168,980 101,800 51,690 44,980	19,130 11,060 5,420 4,620	15,940 9,220 4,520 3,850	12,750 7,370 3,610 3,080	6,370 3,680 1,800 1,540	
			設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	172,690 105,510 55,400 48,690	19,570 11,500 5,860 5,060	16,310 9,590 4,890 4,220	13,040 7,660 3,900 3,370	6,510 3,820 1,940 1,680
				未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	164,720 97,540 47,430 40,720	18,620 10,550 4,910 4,110	15,510 8,790 4,090 3,420	12,410 7,030 3,270 2,740
61人 から まで	設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	168,580 101,400 51,290 44,580	19,080 11,010 5,370 4,570	15,900 9,180 4,480 3,810	12,710 7,330 3,570 3,040	6,350 3,660 1,780 1,520		
		未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	161,750 94,570 44,460 37,750	18,260 10,190 4,550 3,750	15,210 8,490 3,790 3,120	12,170 6,790 3,030 2,500	6,080 3,390 1,510 1,250	
			設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	165,550 98,370 48,260 41,550	18,720 10,650 5,010 4,210	15,590 8,870 4,170 3,500	12,470 7,090 3,330 2,800	6,230 3,540 1,660 1,420
				未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	159,570 92,390 42,280 35,570	18,000 9,930 4,290 3,490	15,000 8,280 3,580 2,910	11,990 6,610 2,850 2,320
81人 から まで	設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	163,150 95,970 45,860 39,150	18,430 10,360 4,720 3,920	15,350 8,630 3,930 3,260	12,280 6,900 3,140 2,610	6,130 3,440 1,560 1,300		
		未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	157,830 90,650 40,540 33,830	17,790 9,720 4,080 3,280	14,820 8,100 3,400 2,730	11,850 6,470 2,710 2,180	5,920 3,230 1,350 1,090	
			設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	158,380 91,200 41,090 34,380	17,850 9,780 4,140 3,340	14,880 8,160 3,460 2,790	11,900 6,520 2,760 2,230	5,940 3,250 1,370 1,110
				未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	153,600 86,420 36,310 29,600	17,280 9,210 3,570 2,770	14,400 7,680 2,980 2,310	11,520 6,140 2,380 1,850

改正後

41人 から まで	設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	179,210 111,760 61,470 54,730	20,350 12,260 6,590 5,790	16,950 10,210 5,490 4,820	13,570 8,170 4,390 3,860	6,780 4,080 2,190 1,930		
		未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	169,610 102,160 51,870 45,130	19,190 11,100 5,430 4,630	15,990 9,250 4,530 3,860	12,800 7,400 3,620 3,090	6,390 3,690 1,800 1,540	
			設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	173,330 105,880 55,590 48,850	19,640 11,550 5,880 5,080	16,360 9,620 4,900 4,230	13,100 7,700 3,920 3,390	6,540 3,840 1,950 1,690
				未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	165,330 97,880 47,590 40,850	18,680 10,590 4,920 4,120	15,560 8,820 4,100 3,430	12,460 7,060 3,280 2,750
61人 から まで	設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	169,210 101,760 51,470 44,730	19,150 11,060 5,390 4,590	15,950 9,210 4,490 3,820	12,770 7,370 3,590 3,060	6,380 3,680 1,790 1,530		
		未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	162,350 94,900 44,610 37,870	18,320 10,230 4,560 3,760	15,270 8,530 3,810 3,140	12,220 6,820 3,040 2,510	6,100 3,400 1,510 1,250	
			設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	166,160 98,710 48,420 41,680	18,780 10,690 5,020 4,220	15,650 8,910 4,190 3,520	12,520 7,120 3,340 2,810	6,250 3,550 1,660 1,400
				未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	160,160 92,710 42,420 35,680	18,060 9,970 4,300 3,500	15,050 8,310 3,590 2,920	12,040 6,640 2,860 2,330
81人 から まで	設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	163,750 96,300 46,010 39,270	18,490 10,400 4,730 3,930	15,410 8,670 3,950 3,280	12,330 6,930 3,150 2,620	6,160 3,460 1,570 1,310		
		未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	158,420 90,970 40,680 33,940	17,850 9,760 4,090 3,290	14,870 8,130 3,410 2,740	11,900 6,500 2,720 2,190	5,940 3,240 1,350 1,090	
			設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	158,960 91,510 41,220 34,480	17,920 9,830 4,160 3,360	14,930 8,190 3,470 2,800	11,950 6,550 2,770 2,240	5,970 3,270 1,380 1,120
				未 設 置	乳 1、2 3 4	児 2 歳 以上	154,160 86,710 36,420 29,680	17,340 9,250 3,580 2,780	14,450 7,710 2,990 2,320	11,560 6,160 2,380 1,850

改正前

101人 から 110人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	157,100	17,700	14,750	11,800	5,890
		3 歳 児	89,920	9,630	8,030	6,420	3,200
		4 歳 以上 児	39,810	3,990	3,330	2,660	1,320
		未 設 置	33,100	3,190	2,660	2,130	1,060
111人 から 120人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	152,750	17,180	14,310	11,450	5,720
		3 歳 児	85,570	9,110	7,590	6,070	3,030
		4 歳 以上 児	35,460	3,470	2,890	2,310	1,150
		未 設 置	28,750	2,670	2,220	1,780	890
121人 から 130人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	156,000	17,570	14,640	11,710	5,850
		3 歳 児	88,820	9,500	7,920	6,330	3,160
		4 歳 以上 児	38,710	3,860	3,220	2,570	1,280
		未 設 置	32,000	3,060	2,550	2,040	1,020
141人 から 150人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	155,070	17,460	14,550	11,630	5,810
		3 歳 児	84,840	9,020	7,520	6,010	3,000
		4 歳 以上 児	34,730	3,380	2,820	2,250	1,120
		未 設 置	28,020	2,580	2,150	1,720	860
131人 から 140人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	154,400	17,020	14,180	11,340	5,660
		3 歳 児	84,220	8,950	7,460	5,960	2,970
		4 歳 以上 児	34,110	3,310	2,760	2,200	1,090
		未 設 置	27,400	2,510	2,090	1,670	830
141人 から 150人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	154,300	17,370	14,470	11,570	5,780
		3 歳 児	87,120	9,300	7,750	6,190	3,090
		4 歳 以上 児	37,010	3,660	3,050	2,430	1,210
		未 設 置	30,300	2,860	2,380	1,900	950
141人 から 150人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	153,880	17,320	14,430	11,540	5,760
		3 歳 児	86,440	9,210	7,680	6,140	3,060
		4 歳 以上 児	36,330	3,570	2,980	2,380	1,180
		未 設 置	29,620	2,770	2,310	1,850	920
151人 から 160人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	153,880	17,320	14,430	11,540	5,760
		3 歳 児	86,700	9,250	7,710	6,160	3,070
		4 歳 以上 児	36,590	3,610	3,010	2,400	1,190
		未 設 置	29,880	2,810	2,340	1,870	930
151人 から 160人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	153,880	17,320	14,430	11,540	5,760
		3 歳 児	86,700	9,250	7,710	6,160	3,070
		4 歳 以上 児	36,590	3,610	3,010	2,400	1,190
		未 設 置	29,880	2,810	2,340	1,870	930

改正後

101人 から 110人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	157,680	17,760	14,800	11,840	5,910
		3 歳 児	90,230	9,670	8,060	6,440	3,210
		4 歳 以上 児	39,940	4,000	3,340	2,660	1,320
		未 設 置	33,200	3,200	2,670	2,130	1,060
111人 から 120人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	153,310	17,240	14,360	11,490	5,740
		3 歳 児	85,860	9,150	7,620	6,090	3,040
		4 歳 以上 児	35,570	3,480	2,900	2,310	1,150
		未 設 置	28,830	2,680	2,230	1,780	890
121人 から 130人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	156,580	17,630	14,690	11,760	5,870
		3 歳 児	89,130	9,540	7,950	6,360	3,170
		4 歳 以上 児	38,840	3,870	3,230	2,580	1,280
		未 設 置	32,100	3,070	2,560	2,050	1,020
121人 から 130人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	155,640	17,520	14,600	11,680	5,830
		3 歳 児	88,190	9,430	7,860	6,280	3,130
		4 歳 以上 児	37,900	3,760	3,140	2,500	1,240
		未 設 置	31,160	2,960	2,470	1,970	980
131人 から 140人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	151,950	17,080	14,230	11,390	5,690
		3 歳 児	84,500	8,990	7,490	5,990	2,990
		4 歳 以上 児	34,210	3,320	2,770	2,210	1,100
		未 設 置	27,470	2,520	2,100	1,680	840
131人 から 140人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	154,870	17,430	14,520	11,620	5,800
		3 歳 児	87,420	9,340	7,780	6,220	3,100
		4 歳 以上 児	37,130	3,670	3,060	2,440	1,210
		未 設 置	30,390	2,870	2,390	1,910	950
141人 から 150人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	151,440	17,020	14,180	11,350	5,670
		3 歳 児	83,990	8,930	7,440	5,950	2,970
		4 歳 以上 児	33,700	3,260	2,720	2,170	1,080
		未 設 置	26,960	2,460	2,050	1,640	820
141人 から 150人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	154,180	17,340	14,450	11,560	5,770
		3 歳 児	86,730	9,250	7,710	6,160	3,070
		4 歳 以上 児	36,440	3,580	2,990	2,380	1,180
		未 設 置	29,700	2,780	2,320	1,850	920
151人 から 160人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	150,980	16,960	14,130	11,310	5,650
		3 歳 児	83,530	8,870	7,390	5,910	2,950
		4 歳 以上 児	33,240	3,200	2,670	2,130	1,060
		未 設 置	26,500	2,400	2,000	1,600	800
151人 から 160人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	154,450	17,380	14,480	11,590	5,790
		3 歳 児	87,000	9,290	7,740	6,190	3,090
		4 歳 以上 児	36,710	3,620	3,020	2,410	1,200
		未 設 置	29,970	2,820	2,350	1,880	940
151人 から 160人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	151,450	17,020	14,180	11,350	5,670
		3 歳 児	84,000	8,930	7,440	5,950	2,970
		4 歳 以上 児	33,710	3,260	2,720	2,170	1,080
		未 設 置	26,970	2,460	2,050	1,640	820

改正前

161人 から 170人 まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 以上	153,320	17,250	14,370	11,490	5,740
		児 1、 2	150,510	16,910	14,090	11,270	5,630	
		児 1、 3	83,330	8,840	7,370	5,890	2,940	
		児 3、 4	33,220	3,200	2,670	2,130	1,060	
171人 以上	設 置	乳 1、 3	152,800	17,190	14,320	11,450	5,720	
		児 1、 2	85,620	9,120	7,600	6,070	3,030	
		児 3、 4	35,510	3,480	2,900	2,310	1,150	
		児 4	28,800	2,680	2,230	1,780	890	
10/100 地 域	設 置	乳 1、 3	150,150	16,870	14,050	11,240	5,610	
		児 1、 2	82,970	8,800	7,330	5,860	2,920	
		児 3、 4	32,860	3,160	2,630	2,100	1,040	
		児 4	26,150	2,360	1,960	1,570	780	
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1、 3	177,990	20,210	16,840	13,470	6,730	
		児 1、 2	111,880	12,270	10,220	8,180	4,080	
		児 3、 4	62,520	6,720	5,600	4,470	2,230	
		児 4	55,910	5,930	4,940	3,950	1,970	
41人 から 50人 まで	未 設 置	乳 1、 3	166,250	18,800	15,670	12,530	6,260	
		児 1、 2	100,140	10,860	9,050	7,240	3,610	
		児 3、 4	50,780	5,310	4,430	3,530	1,760	
		児 4	44,170	4,520	3,770	3,010	1,500	
51人 から 60人 まで	設 置	乳 1、 3	175,880	19,960	16,630	13,300	6,650	
		児 1、 2	109,770	12,020	10,010	8,010	4,000	
		児 3、 4	60,410	6,470	5,390	4,300	2,150	
		児 4	53,800	5,680	4,730	3,780	1,890	
51人 から 60人 まで	未 設 置	乳 1、 3	166,490	18,830	15,690	12,550	6,270	
		児 1、 2	100,380	10,890	9,070	7,260	3,620	
		児 3、 4	51,020	5,340	4,450	3,550	1,770	
		児 4	44,410	4,550	3,790	3,030	1,510	
61人 から 70人 まで	設 置	乳 1、 3	170,110	19,260	16,050	12,840	6,420	
		児 1、 2	104,000	11,320	9,430	7,550	3,770	
		児 3、 4	54,640	5,770	4,810	3,840	1,920	
		児 4	48,030	4,980	4,150	3,320	1,660	
61人 から 70人 まで	未 設 置	乳 1、 3	162,290	18,320	15,270	12,210	6,100	
		児 1、 2	96,180	10,380	8,650	6,920	3,450	
		児 3、 4	46,820	4,830	4,030	3,210	1,600	
		児 4	40,210	4,040	3,370	2,690	1,340	
61人 から 70人 まで	設 置	乳 1、 3	166,070	18,780	15,650	12,520	6,260	
		児 1、 2	99,960	10,840	9,030	7,230	3,610	
		児 3、 4	50,600	5,290	4,410	3,520	1,760	
		児 4	43,990	4,500	3,750	3,000	1,500	
70人 から まで	未 設 置	乳 1、 3	159,360	17,970	14,980	11,980	5,990	
		児 1、 2	93,250	10,030	8,360	6,690	3,340	
		児 3、 4	43,890	4,480	3,740	2,980	1,490	
		児 4	37,280	3,690	3,080	2,460	1,230	

改正後

161人 から 170人 まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 以上	153,880	17,310	14,420	11,540	5,760
		児 1、 2	151,060	16,970	14,140	11,310	5,650	
		児 1、 3	83,610	8,880	7,400	5,910	2,950	
		児 3、 4	33,320	3,210	2,680	2,130	1,060	
171人 以上	設 置	乳 1、 3	153,360	17,250	14,370	11,500	5,740	
		児 1、 2	85,910	9,160	7,630	6,100	3,040	
		児 3、 4	35,620	3,490	2,910	2,320	1,150	
		児 4	28,880	2,690	2,240	1,790	890	
10/100 地 域	設 置	乳 1、 3	150,700	16,930	14,100	11,290	5,640	
		児 1、 2	83,250	8,840	7,360	5,890	2,940	
		児 3、 4	32,960	3,170	2,640	2,110	1,050	
		児 4	26,220	2,370	1,970	1,580	790	
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1、 3	178,640	20,280	16,900	13,520	6,750	
		児 1、 2	112,270	12,320	10,260	8,210	4,100	
		児 3、 4	62,720	6,740	5,620	4,500	2,240	
		児 4	56,090	5,950	4,960	3,970	1,980	
41人 から 50人 まで	未 設 置	乳 1、 3	166,850	18,870	15,720	12,570	6,280	
		児 1、 2	100,480	10,910	9,080	7,260	3,630	
		児 3、 4	50,930	5,330	4,440	3,550	1,770	
		児 4	44,300	4,540	3,780	3,020	1,510	
51人 から 60人 まで	設 置	乳 1、 3	176,530	20,030	16,690	13,350	6,670	
		児 1、 2	110,160	12,070	10,050	8,040	4,020	
		児 3、 4	60,610	6,490	5,410	4,330	2,160	
		児 4	53,980	5,700	4,750	3,800	1,900	
51人 から 60人 まで	未 設 置	乳 1、 3	167,100	18,900	15,740	12,590	6,290	
		児 1、 2	100,730	10,940	9,100	7,280	3,640	
		児 3、 4	51,180	5,360	4,460	3,570	1,780	
		児 4	44,550	4,570	3,800	3,040	1,520	
61人 から 70人 まで	設 置	乳 1、 3	170,740	19,330	16,110	12,880	6,430	
		児 1、 2	104,370	11,370	9,470	7,570	3,780	
		児 3、 4	54,820	5,790	4,830	3,860	1,920	
		児 4	48,190	5,000	4,170	3,330	1,660	
61人 から 70人 まで	未 設 置	乳 1、 3	162,880	18,390	15,320	12,250	6,120	
		児 1、 2	96,510	10,430	8,680	6,940	3,470	
		児 3、 4	46,960	4,850	4,040	3,230	1,610	
		児 4	40,330	4,060	3,380	2,700	1,350	
61人 から 70人 まで	設 置	乳 1、 3	166,680	18,850	15,700	12,560	6,270	
		児 1、 2	100,310	10,890	9,060	7,250	3,620	
		児 3、 4	50,760	5,310	4,420	3,540	1,760	
		児 4	44,130	4,520	3,760	3,010	1,500	
70人 から まで	未 設 置	乳 1、 3	159,940	18,040	15,030	12,020	6,000	
		児 1、 2	93,570	10,080	8,390	6,710	3,350	
		児 3、 4	44,020	4,500	3,750	3,000	1,490	
		児 4	37,390	3,710	3,090	2,470	1,230	

改正前

71人から 80人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	163,080 96,970 47,610 41,000	18,420 10,480 4,930 4,140	15,350 8,730 4,110 3,450	12,280 6,990 3,280 2,760	6,140 3,490 1,640 1,380
81人から 90人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	157,210 91,100 41,740 35,130	17,720 9,780 4,230 3,440	14,760 8,140 3,520 2,860	11,810 6,520 2,810 2,290	5,900 3,250 1,400 1,140
81人から 90人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	162,720 94,610 45,250 38,640	18,140 10,200 4,650 3,860	15,110 8,490 3,870 3,210	12,090 6,800 3,090 2,570	6,040 3,390 1,540 1,280
91人から 100人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	155,500 89,390 40,030 33,420	17,510 9,570 4,020 3,230	14,590 7,970 3,350 2,690	11,670 6,380 2,670 2,150	5,830 3,180 1,330 1,070
91人から 100人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	156,040 89,930 40,570 33,960	17,580 9,640 4,090 3,300	14,650 8,030 3,410 2,750	11,720 6,430 2,720 2,200	5,860 3,210 1,360 1,100
101人から 110人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	151,350 85,240 35,880 29,270	17,010 9,070 3,520 2,730	14,180 7,560 2,940 2,280	11,340 6,050 2,340 1,820	5,670 3,020 1,170 910
101人から 110人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	154,780 88,670 39,310 32,700	17,420 9,480 3,930 3,140	14,520 7,900 3,280 2,620	11,610 6,320 2,610 2,090	5,800 3,150 1,300 1,040
111人から 120人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	150,510 84,400 35,040 28,430	16,910 8,970 3,420 2,630	14,090 7,470 2,850 2,190	11,270 5,980 2,270 1,750	5,630 2,980 1,130 870
111人から 120人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	153,700 87,590 38,230 31,620	17,290 9,350 3,800 3,010	14,410 7,790 3,170 2,510	11,530 6,240 2,530 2,010	5,760 3,110 1,260 1,000
121人から 130人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	149,790 83,680 34,320 27,710	16,820 8,880 3,330 2,540	14,020 7,400 2,780 2,120	11,210 5,920 2,210 1,690	5,600 2,950 1,100 840
121人から 130人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	152,780 86,670 37,310 30,700	17,180 9,240 3,690 2,900	14,320 7,700 3,080 2,420	11,450 6,160 2,450 1,930	5,720 3,070 1,220 960
130人から まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	149,170 83,060 33,700 27,090	16,750 8,810 3,260 2,470	13,960 7,340 2,720 2,060	11,170 5,880 2,170 1,650	5,580 2,930 1,080 820

改正後

71人から 80人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	163,680 97,310 47,760 41,130	18,490 10,530 4,950 4,160	15,400 8,760 4,120 3,460	12,320 7,010 3,300 2,770	6,150 3,500 1,640 1,380
81人から 90人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	157,790 91,420 41,870 35,240	17,780 9,820 4,240 3,450	14,810 8,170 3,530 2,870	11,850 6,540 2,830 2,300	5,920 3,270 1,410 1,150
81人から 90人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	161,310 94,940 45,390 38,760	18,200 10,240 4,660 3,870	15,160 8,520 3,880 3,220	12,130 6,820 3,110 2,580	6,060 3,410 1,550 1,290
91人から 100人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	156,070 89,700 40,150 33,520	17,570 9,610 4,030 3,240	14,640 8,000 3,360 2,700	11,710 6,400 2,690 2,160	5,850 3,240 1,340 1,080
91人から 100人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	156,610 90,240 40,690 34,060	17,640 9,680 4,100 3,310	14,700 8,060 3,420 2,760	11,750 6,440 2,730 2,200	5,870 3,220 1,360 1,100
101人から 110人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	151,900 85,530 35,980 29,350	17,070 9,110 3,530 2,740	14,220 7,580 2,940 2,280	11,380 6,070 2,360 1,830	5,680 3,030 1,170 910
101人から 110人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	155,350 88,980 39,430 32,800	17,490 9,530 3,950 3,160	14,570 7,940 3,290 2,630	11,650 6,340 2,630 2,100	5,820 3,170 1,310 1,050
111人から 120人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	151,060 84,690 35,140 28,510	16,970 9,010 3,430 2,640	14,140 7,500 2,860 2,200	11,310 6,000 2,290 1,760	5,650 3,000 1,140 880
111人から 120人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	154,260 87,890 38,340 31,710	17,360 9,400 3,820 3,030	14,460 7,820 3,180 2,520	11,570 6,260 2,550 2,020	5,780 3,130 1,270 1,010
121人から 130人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	150,330 83,960 34,410 27,780	16,880 8,920 3,340 2,550	14,070 7,430 2,790 2,130	11,250 5,940 2,230 1,700	5,620 2,970 1,110 850
121人から 130人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	153,340 86,970 37,420 30,790	17,240 9,280 3,700 2,910	14,370 7,730 3,090 2,430	11,490 6,180 2,470 1,940	5,740 3,090 1,230 970
130人から まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	149,720 83,350 33,800 27,170	16,810 8,850 3,270 2,480	14,010 7,370 2,730 2,070	11,200 5,890 2,180 1,650	5,590 2,940 1,080 820

改正前

131人 から 140人 まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 以上	152,030	17,090	14,240	11,390	5,690
		児 1、 2	148,670	16,690	13,910	11,130	5,560	
		児 1、 2	82,560	8,750	7,290	5,840	2,910	
		児 3、 4	33,200	3,200	2,670	2,130	1,060	
141人 から 150人 まで	設 置	乳 1、 2	151,350	17,010	14,180	11,340	5,670	
		児 1、 2	85,240	9,070	7,580	6,050	3,020	
		児 3、 4	35,880	3,520	2,940	2,340	1,170	
		児 1、 2	29,270	2,730	2,280	1,820	910	
151人 から 160人 まで	設 置	乳 1、 2	148,220	16,640	13,860	11,090	5,540	
		児 1、 2	82,110	8,700	7,240	5,800	2,890	
		児 3、 4	32,750	3,150	2,620	2,090	1,040	
		児 1、 2	26,140	2,360	1,960	1,570	780	
161人 から 170人 まで	設 置	乳 1、 2	151,620	17,040	14,200	11,360	5,680	
		児 1、 2	85,510	9,100	7,580	6,070	3,030	
		児 3、 4	36,150	3,550	2,960	2,360	1,180	
		児 1、 2	29,540	2,760	2,300	1,840	920	
171人 以上	設 置	乳 1、 2	148,690	16,690	13,910	11,130	5,560	
		児 1、 2	82,580	8,750	7,290	5,840	2,910	
		児 3、 4	33,220	3,200	2,670	2,130	1,060	
		児 1、 2	26,610	2,410	2,010	1,610	800	
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1、 2	151,070	16,980	14,150	11,320	5,660	
		児 1、 2	84,960	9,040	7,530	6,030	3,010	
		児 3、 4	35,600	3,490	2,910	2,320	1,160	
		児 1、 2	28,990	2,700	2,250	1,800	900	
8/100 地 域	設 置	乳 1、 2	148,310	16,650	13,870	11,100	5,550	
		児 1、 2	82,200	8,710	7,250	5,810	2,900	
		児 3、 4	32,840	3,160	2,630	2,100	1,050	
		児 1、 2	26,230	2,370	1,970	1,580	790	
8/100 地 域	設 置	乳 1、 2	150,560	16,920	14,100	11,280	5,640	
		児 1、 2	84,450	8,980	7,480	5,990	2,990	
		児 3、 4	35,090	3,430	2,860	2,280	1,140	
		児 1、 2	28,480	2,640	2,200	1,760	880	
8/100 地 域	設 置	乳 1、 2	147,950	16,600	13,840	11,070	5,530	
		児 1、 2	81,840	8,660	7,220	5,780	2,880	
		児 3、 4	32,480	3,110	2,600	2,070	1,030	
		児 1、 2	25,870	2,320	1,940	1,550	770	
8/100 地 域	設 置	乳 1、 2	175,290	19,870	16,560	13,250	6,620	
		児 1、 2	110,250	12,070	10,060	8,050	4,020	
		児 3、 4	61,630	6,610	5,510	4,410	2,200	
		児 1、 2	55,130	5,830	4,860	3,890	1,940	
8/100 地 域	設 置	乳 1、 2	163,760	18,490	15,410	12,330	6,160	
		児 1、 2	98,720	10,690	8,910	7,130	3,560	
		児 3、 4	50,100	5,230	4,360	3,490	1,740	
		児 1、 2	43,600	4,450	3,710	2,970	1,480	

改正後

131人 から 140人 まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 以上	152,580	17,150	14,290	11,430	5,710
		児 1、 2	149,210	16,750	13,960	11,160	5,570	
		児 1、 2	82,840	8,790	7,320	5,850	2,920	
		児 3、 4	33,290	3,210	2,680	2,140	1,060	
141人 から 150人 まで	設 置	乳 1、 2	151,900	17,070	14,220	11,380	5,680	
		児 1、 2	85,530	9,110	7,580	6,070	3,030	
		児 3、 4	35,980	3,530	2,940	2,360	1,170	
		児 1、 2	29,350	2,740	2,280	1,830	910	
151人 から 160人 まで	設 置	乳 1、 2	148,760	16,690	13,910	11,120	5,550	
		児 1、 2	82,390	8,730	7,270	5,810	2,900	
		児 3、 4	32,840	3,150	2,630	2,100	1,040	
		児 1、 2	26,210	2,360	1,970	1,570	780	
161人 から 170人 まで	設 置	乳 1、 2	152,180	17,100	14,250	11,400	5,690	
		児 1、 2	85,810	9,140	7,610	6,090	3,040	
		児 3、 4	36,260	3,560	2,970	2,380	1,180	
		児 1、 2	29,630	2,770	2,310	1,850	920	
171人 以上	設 置	乳 1、 2	149,230	16,750	13,960	11,160	5,570	
		児 1、 2	82,860	8,790	7,320	5,850	2,920	
		児 3、 4	33,310	3,210	2,680	2,140	1,060	
		児 1、 2	26,680	2,420	2,020	1,610	800	
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1、 2	151,620	17,040	14,200	11,350	5,670	
		児 1、 2	85,250	9,080	7,560	6,040	3,020	
		児 3、 4	35,700	3,500	2,920	2,330	1,160	
		児 1、 2	29,070	2,710	2,260	1,800	900	
8/100 地 域	設 置	乳 1、 2	148,850	16,710	13,920	11,130	5,560	
		児 1、 2	82,480	8,750	7,280	5,820	2,910	
		児 3、 4	32,930	3,170	2,640	2,110	1,050	
		児 1、 2	26,300	2,380	1,980	1,580	790	
8/100 地 域	設 置	乳 1、 2	151,110	16,980	14,140	11,310	5,650	
		児 1、 2	84,740	9,020	7,500	6,000	3,000	
		児 3、 4	35,190	3,440	2,860	2,290	1,140	
		児 1、 2	28,560	2,650	2,200	1,760	880	
8/100 地 域	設 置	乳 1、 2	148,490	16,660	13,880	11,100	5,540	
		児 1、 2	82,120	8,700	7,240	5,790	2,890	
		児 3、 4	32,570	3,120	2,600	2,080	1,030	
		児 1、 2	25,940	2,330	1,940	1,550	770	
8/100 地 域	設 置	乳 1、 2	175,930	19,960	16,630	13,300	6,650	
		児 1、 2	110,630	12,120	10,100	8,070	4,030	
		児 3、 4	61,840	6,640	5,530	4,420	2,210	
		児 1、 2	55,310	5,860	4,880	3,920	1,950	
8/100 地 域	設 置	乳 1、 2	164,360	18,570	15,470	12,380	6,190	
		児 1、 2	99,060	10,730	8,940	7,150	3,570	
		児 3、 4	50,270	5,250	4,370	3,500	1,750	
		児 1、 2	43,740	4,470	3,720	2,980	1,490	

改正前

41人から 50人まで	設置	乳児 1、2歳児	173,210	19,630	16,350	13,080	6,540
		3歳児	108,170	11,830	9,850	7,880	3,940
		4歳以上児	59,550	6,370	5,300	4,240	2,120
		未設置	53,050	5,590	4,650	3,720	1,860
51人から 60人まで	未設置	乳児 1、2歳児	163,990	18,520	15,430	12,340	6,170
		3歳児	98,950	10,720	8,930	7,140	3,570
		4歳以上児	50,330	5,260	4,380	3,500	1,750
		設置	43,830	4,480	3,730	2,980	1,490
51人から 60人まで	設置	乳児 1、2歳児	167,540	18,940	15,790	12,630	6,310
		3歳児	102,500	11,140	9,290	7,430	3,710
		4歳以上児	53,880	5,680	4,740	3,790	1,890
		未設置	47,380	4,900	4,090	3,270	1,630
61人から 70人まで	未設置	乳児 1、2歳児	159,850	18,020	15,020	12,010	6,000
		3歳児	94,810	10,220	8,520	6,810	3,400
		4歳以上児	46,190	4,760	3,970	3,170	1,580
		設置	39,690	3,980	3,320	2,650	1,320
61人から 70人まで	設置	乳児 1、2歳児	163,550	18,470	15,390	12,310	6,150
		3歳児	98,510	10,670	8,890	7,110	3,550
		4歳以上児	49,890	5,210	4,340	3,470	1,730
		未設置	43,390	4,430	3,690	2,950	1,470
71人から 80人まで	未設置	乳児 1、2歳児	156,970	17,680	14,730	11,780	5,890
		3歳児	91,930	9,880	8,230	6,580	3,290
		4歳以上児	43,310	4,420	3,680	2,940	1,470
		設置	36,810	3,640	3,030	2,420	1,210
71人から 80人まで	設置	乳児 1、2歳児	160,620	18,110	15,090	12,070	6,030
		3歳児	95,580	10,310	8,590	6,870	3,430
		4歳以上児	46,960	4,850	4,040	3,230	1,610
		未設置	40,460	4,070	3,390	2,710	1,350
81人から 90人まで	未設置	乳児 1、2歳児	154,850	17,420	14,520	11,610	5,800
		3歳児	89,810	9,620	8,020	6,410	3,200
		4歳以上児	41,190	4,160	3,470	2,770	1,380
		設置	34,690	3,380	2,820	2,250	1,120
81人から 90人まで	設置	乳児 1、2歳児	158,290	17,830	14,860	11,890	5,940
		3歳児	93,250	10,030	8,360	6,690	3,340
		4歳以上児	44,630	4,570	3,810	3,050	1,520
		未設置	38,130	3,790	3,160	2,530	1,260
91人から 100人まで	未設置	乳児 1、2歳児	153,160	17,220	14,350	11,480	5,740
		3歳児	88,120	9,420	7,850	6,280	3,140
		4歳以上児	39,500	3,960	3,300	2,640	1,320
		設置	33,000	3,180	2,650	2,120	1,060
91人から 100人まで	設置	乳児 1、2歳児	153,710	17,290	14,400	11,520	5,760
		3歳児	88,670	9,490	7,900	6,320	3,160
		4歳以上児	40,050	4,030	3,350	2,680	1,340
		未設置	33,550	3,250	2,700	2,160	1,080
100人から まで	未設置	乳児 1、2歳児	149,100	16,730	13,940	11,150	5,570
		3歳児	84,060	8,930	7,440	5,950	2,970
		4歳以上児	35,440	3,470	2,890	2,310	1,150
		設置	28,940	2,690	2,240	1,790	890

改正後

41人から 50人まで	設置	乳児 1、2歳児	173,850	19,710	16,420	13,140	6,570
		3歳児	108,550	11,870	9,890	7,910	3,950
		4歳以上児	59,760	6,390	5,320	4,260	2,130
		未設置	53,230	5,610	4,670	3,740	1,870
51人から 60人まで	未設置	乳児 1、2歳児	164,590	18,600	15,500	12,400	6,200
		3歳児	99,290	10,760	8,970	7,170	3,580
		4歳以上児	50,500	5,280	4,400	3,520	1,760
		設置	43,970	4,500	3,750	3,000	1,500
51人から 60人まで	設置	乳児 1、2歳児	168,150	19,020	15,850	12,680	6,340
		3歳児	102,850	11,180	9,320	7,450	3,720
		4歳以上児	54,060	5,700	4,750	3,800	1,900
		未設置	47,530	4,920	4,100	3,280	1,640
61人から 70人まで	未設置	乳児 1、2歳児	160,430	18,100	15,080	12,060	6,030
		3歳児	95,130	10,260	8,550	6,830	3,410
		4歳以上児	46,340	4,780	3,980	3,180	1,590
		設置	39,810	4,000	3,330	2,660	1,330
61人から 70人まで	設置	乳児 1、2歳児	164,160	18,540	15,450	12,360	6,180
		3歳児	98,860	10,700	8,920	7,130	3,560
		4歳以上児	50,070	5,220	4,350	3,480	1,740
		未設置	43,540	4,440	3,700	2,960	1,480
71人から 80人まで	未設置	乳児 1、2歳児	157,540	17,750	14,790	11,830	5,910
		3歳児	92,240	9,910	8,260	6,600	3,290
		4歳以上児	43,450	4,430	3,690	2,950	1,470
		設置	36,920	3,650	3,040	2,430	1,210
71人から 80人まで	設置	乳児 1、2歳児	161,210	18,190	15,160	12,130	6,060
		3歳児	95,910	10,350	8,630	6,900	3,440
		4歳以上児	47,120	4,870	4,060	3,250	1,620
		未設置	40,590	4,090	3,410	2,730	1,360
81人から 90人まで	未設置	乳児 1、2歳児	155,420	17,500	14,580	11,660	5,830
		3歳児	90,120	9,660	8,050	6,430	3,210
		4歳以上児	41,330	4,180	3,480	2,780	1,390
		設置	34,800	3,400	2,830	2,260	1,130
81人から 90人まで	設置	乳児 1、2歳児	158,870	17,910	14,920	11,940	5,970
		3歳児	93,570	10,070	8,390	6,710	3,350
		4歳以上児	44,780	4,590	3,820	3,060	1,530
		未設置	38,250	3,810	3,170	2,540	1,270
91人から 100人まで	未設置	乳児 1、2歳児	153,720	17,290	14,410	11,530	5,760
		3歳児	88,420	9,450	7,880	6,300	3,140
		4歳以上児	39,630	3,970	3,310	2,650	1,320
		設置	33,100	3,190	2,660	2,130	1,060
91人から 100人まで	設置	乳児 1、2歳児	154,270	17,360	14,460	11,570	5,780
		3歳児	88,970	9,520	7,930	6,340	3,160
		4歳以上児	40,180	4,040	3,360	2,690	1,340
		未設置	33,650	3,260	2,710	2,170	1,080
100人から まで	未設置	乳児 1、2歳児	149,630	16,800	14,000	11,200	5,600
		3歳児	84,330	8,960	7,470	5,970	2,980
		4歳以上児	35,540	3,480	2,900	2,320	1,160
		設置	29,010	2,700	2,250	1,800	900

改正前

101人 から 110人 まで	設 置	乳	152,460	17,140	14,280	11,420	5,710
		1、2歳児	87,420	9,340	7,780	6,220	3,110
		3歳児	38,800	3,880	3,230	2,580	1,290
		4歳以上児	32,300	3,100	2,580	2,060	1,030
未設 置	乳	148,270	16,630	13,860	11,090	5,540	
	1、2歳児	83,230	8,830	7,360	5,890	2,940	
	3歳児	34,610	3,370	2,810	2,250	1,120	
	4歳以上児	28,110	2,590	2,160	1,730	860	
設 置	乳	151,400	17,010	14,170	11,340	5,670	
	1、2歳児	86,360	9,210	7,670	6,140	3,070	
	3歳児	37,740	3,750	3,120	2,500	1,250	
	4歳以上児	31,240	2,970	2,470	1,980	990	
未設 置	乳	147,560	16,550	13,790	11,030	5,510	
	1、2歳児	82,520	8,750	7,290	5,830	2,910	
	3歳児	33,900	3,290	2,740	2,190	1,090	
	4歳以上児	27,400	2,510	2,090	1,670	830	
設 置	乳	150,500	16,900	14,080	11,260	5,630	
	1、2歳児	85,460	9,100	7,580	6,060	3,030	
	3歳児	36,840	3,640	3,030	2,420	1,210	
	4歳以上児	30,340	2,860	2,380	1,900	950	
未設 置	乳	146,950	16,470	13,730	10,980	5,490	
	1、2歳児	81,910	8,670	7,230	5,780	2,890	
	3歳児	33,290	3,210	2,680	2,140	1,070	
	4歳以上児	26,790	2,430	2,030	1,620	810	
設 置	乳	149,750	16,810	14,010	11,210	5,600	
	1、2歳児	84,710	9,010	7,510	6,010	3,000	
	3歳児	36,090	3,550	2,960	2,370	1,180	
	4歳以上児	29,590	2,770	2,310	1,850	920	
未設 置	乳	146,460	16,420	13,680	10,940	5,470	
	1、2歳児	81,420	8,620	7,180	5,740	2,870	
	3歳児	32,800	3,160	2,630	2,100	1,050	
	4歳以上児	26,300	2,380	1,980	1,580	790	
設 置	乳	149,080	16,730	13,940	11,150	5,570	
	1、2歳児	84,040	8,930	7,440	5,950	2,970	
	3歳児	35,420	3,470	2,890	2,310	1,150	
	4歳以上児	28,920	2,690	2,240	1,790	890	
未設 置	乳	146,010	16,360	13,630	10,910	5,450	
	1、2歳児	80,970	8,560	7,130	5,710	2,850	
	3歳児	32,350	3,100	2,580	2,070	1,030	
	4歳以上児	25,850	2,320	1,930	1,550	770	
設 置	乳	149,360	16,760	13,970	11,170	5,580	
	1、2歳児	84,320	8,960	7,470	5,970	2,980	
	3歳児	35,700	3,500	2,920	2,330	1,160	
	4歳以上児	29,200	2,720	2,270	1,810	900	
未設 置	乳	146,480	16,420	13,680	10,940	5,470	
	1、2歳児	81,440	8,620	7,180	5,740	2,870	
	3歳児	32,820	3,160	2,630	2,100	1,050	
	4歳以上児	26,320	2,380	1,980	1,580	790	

改正後

101人 から 110人 まで	設 置	乳	153,020	17,210	14,340	11,470	5,730
		1、2歳児	87,720	9,370	7,810	6,240	3,110
		3歳児	38,930	3,890	3,240	2,590	1,290
		4歳以上児	32,400	3,110	2,590	2,070	1,030
未設 置	乳	148,810	16,700	13,920	11,130	5,560	
	1、2歳児	83,510	8,860	7,390	5,900	2,940	
	3歳児	34,720	3,380	2,820	2,250	1,120	
	4歳以上児	28,190	2,600	2,170	1,730	860	
設 置	乳	151,950	17,080	14,230	11,380	5,690	
	1、2歳児	86,650	9,240	7,700	6,150	3,070	
	3歳児	37,860	3,760	3,130	2,500	1,250	
	4歳以上児	31,330	2,980	2,480	1,980	990	
未設 置	乳	148,090	16,620	13,850	11,080	5,540	
	1、2歳児	82,790	8,780	7,320	5,850	2,920	
	3歳児	34,000	3,300	2,750	2,200	1,100	
	4歳以上児	27,470	2,520	2,100	1,680	840	
設 置	乳	151,040	16,970	14,140	11,310	5,650	
	1、2歳児	85,740	9,130	7,610	6,080	3,030	
	3歳児	36,950	3,650	3,040	2,430	1,210	
	4歳以上児	30,420	2,870	2,390	1,910	950	
未設 置	乳	147,480	16,540	13,780	11,030	5,510	
	1、2歳児	82,180	8,700	7,250	5,800	2,890	
	3歳児	33,390	3,220	2,680	2,150	1,070	
	4歳以上児	26,860	2,440	2,030	1,630	810	
設 置	乳	150,290	16,880	14,070	11,250	5,620	
	1、2歳児	84,990	9,040	7,540	6,020	3,000	
	3歳児	36,200	3,560	2,970	2,370	1,180	
	4歳以上児	29,670	2,780	2,320	1,850	920	
未設 置	乳	146,990	16,480	13,740	10,990	5,490	
	1、2歳児	81,690	8,640	7,210	5,760	2,870	
	3歳児	32,900	3,160	2,640	2,110	1,050	
	4歳以上児	26,370	2,380	1,990	1,590	790	
設 置	乳	149,620	16,800	14,000	11,200	5,600	
	1、2歳児	84,320	8,960	7,470	5,970	2,980	
	3歳児	35,530	3,480	2,900	2,320	1,160	
	4歳以上児	29,000	2,700	2,250	1,800	900	
未設 置	乳	146,540	16,430	13,690	10,950	5,470	
	1、2歳児	81,240	8,590	7,160	5,720	2,850	
	3歳児	32,450	3,110	2,590	2,070	1,030	
	4歳以上児	25,920	2,330	1,940	1,550	770	
設 置	乳	149,910	16,830	14,030	11,220	5,610	
	1、2歳児	84,610	8,990	7,500	5,990	2,990	
	3歳児	35,820	3,510	2,930	2,340	1,170	
	4歳以上児	29,290	2,730	2,280	1,820	910	
未設 置	乳	147,010	16,490	13,740	10,990	5,490	
	1、2歳児	81,710	8,650	7,210	5,760	2,870	
	3歳児	32,920	3,170	2,640	2,110	1,050	
	4歳以上児	26,390	2,390	1,990	1,590	790	

改正前

161人から 170人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	148,820 83,780 35,160 2,660	16,700 8,900 3,440 2,210	13,910 7,410 2,860 1,770	11,130 5,930 2,290 1,770	5,560 2,960 1,140 880	
		未設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	146,100 81,060 32,440 25,940	16,370 8,570 3,110 2,330	13,640 7,140 2,590 1,940	10,910 5,710 2,070 1,550	5,450 2,850 1,030 770
		設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	148,310 83,270 34,650 28,150	16,640 8,840 3,380 2,600	13,860 7,360 2,810 2,160	11,090 5,890 2,250 1,730	5,540 2,940 1,120 860
		未設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	145,750 80,710 32,090 25,590	16,330 8,530 3,070 2,290	13,610 7,110 2,560 1,910	10,890 5,690 2,050 1,530	5,440 2,840 1,020 760
31人から 40人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	172,590 108,610 60,740 54,350	19,550 11,880 6,500 5,740	16,290 9,890 5,410 4,780	13,040 7,920 4,340 3,830	6,510 3,950 2,160 1,910	
		未設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	161,270 97,290 49,420 43,030	18,190 10,520 5,140 4,380	15,160 8,760 4,280 3,650	12,130 7,010 3,430 2,920	6,060 3,500 1,710 1,460
		設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	170,550 106,570 58,700 52,310	19,310 11,640 6,260 5,500	16,090 9,690 5,210 4,580	12,870 7,750 4,170 3,660	6,430 3,870 2,080 1,830
		未設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	161,500 97,520 49,650 43,260	18,220 10,550 5,170 4,410	15,180 8,780 4,300 3,670	12,150 7,030 3,450 2,940	6,070 3,510 1,720 1,470
51人から 60人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	164,960 100,980 53,110 46,720	18,640 10,970 5,590 4,830	15,530 9,130 4,650 4,020	12,430 7,310 3,730 3,220	6,210 3,650 1,860 1,610	
		未設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	157,420 93,440 45,570 39,180	17,730 10,060 4,680 3,910	14,780 8,380 3,900 3,270	11,820 6,700 3,120 2,610	5,900 3,340 1,550 1,300
		設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	161,040 97,060 49,190 42,800	18,170 10,500 5,120 4,360	15,140 8,740 4,260 3,630	12,110 6,990 3,410 2,900	6,050 3,490 1,700 1,450
		未設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	154,580 90,600 42,730 36,340	17,390 9,720 4,340 3,580	14,490 8,090 3,610 2,980	11,590 6,470 2,890 2,380	5,790 3,230 1,440 1,190

改正後

161人から 170人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	149,360 84,060 35,270 28,740	16,770 8,930 3,450 2,670	13,970 7,440 2,870 2,220	11,180 5,950 2,300 1,780	5,590 2,970 1,150 890	
		未設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	146,630 81,330 32,540 26,010	16,440 8,600 3,120 2,340	13,700 7,170 2,600 1,950	10,960 5,730 2,080 1,560	5,480 2,860 1,040 780
		設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	148,850 83,550 34,760 28,230	16,710 8,870 3,390 2,610	13,920 7,390 2,820 2,170	11,140 5,910 2,260 1,740	5,570 2,950 1,130 870
		未設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	146,280 80,980 32,190 25,660	16,400 8,560 3,080 2,300	13,660 7,130 2,560 1,910	10,930 5,700 2,050 1,530	5,460 2,840 1,020 760
31人から 40人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	173,220 108,990 60,950 54,530	19,630 11,920 6,530 5,760	16,360 9,930 5,440 4,800	13,080 7,950 4,350 3,840	6,540 3,970 2,170 1,920	
		未設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	161,860 97,630 49,590 43,170	18,270 10,560 5,170 4,400	15,230 8,800 4,310 3,670	12,170 7,040 3,440 2,930	6,080 3,510 1,710 1,460
		設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	171,170 106,940 58,900 52,480	19,390 11,680 6,290 5,520	16,160 9,730 5,240 4,600	12,920 7,790 4,190 3,680	6,460 3,890 2,090 1,840
		未設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	162,080 97,850 49,810 43,390	18,300 10,590 5,200 4,430	15,250 8,820 4,330 3,690	12,190 7,060 3,460 2,950	6,090 3,520 1,720 1,470
51人から 60人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	165,560 101,330 53,290 46,870	18,710 11,000 5,610 4,840	15,600 9,170 4,680 4,040	12,470 7,340 3,740 3,230	6,230 3,660 1,860 1,610	
		未設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	157,990 93,760 45,720 39,300	17,810 10,100 4,710 3,940	14,840 8,410 3,920 3,280	11,860 6,730 3,130 2,620	5,930 3,360 1,560 1,310
		設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	161,630 97,400 49,360 42,940	18,240 10,530 5,140 4,370	15,200 8,770 4,280 3,640	12,150 7,020 3,420 2,910	6,070 3,500 1,700 1,450
		未設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	155,140 90,910 42,870 36,450	17,460 9,750 4,360 3,590	14,550 8,120 3,630 2,990	11,630 6,500 2,900 2,390	5,810 3,240 1,440 1,190

改正前

71人から 80人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	158,150 94,170 46,300 39,910	17,820 10,150 4,770 4,010	14,850 8,450 3,970 3,340	11,880 6,760 3,180 2,670	5,930 3,370 1,580 1,330
81人から 90人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	152,490 88,510 40,640 34,250	17,140 9,470 4,090 3,330	14,280 7,880 3,400 2,770	11,430 6,310 2,730 2,220	5,710 3,150 1,360 1,110
81人から 90人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	155,860 91,880 44,010 37,620	17,540 9,870 4,490 3,730	14,620 8,220 3,740 3,110	11,700 6,580 3,000 2,490	5,840 3,280 1,490 1,240
81人から 90人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	150,830 86,850 38,980 32,590	16,940 9,270 3,890 3,130	14,120 7,720 3,240 2,610	11,300 6,180 2,600 2,090	5,640 3,080 1,290 1,040
91人から 100人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	151,370 87,390 39,520 33,130	17,010 9,340 3,960 3,200	14,170 7,770 3,290 2,660	11,340 6,220 2,640 2,130	5,660 3,100 1,310 1,060
91人から 100人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	146,850 82,870 35,000 28,610	16,460 8,790 3,410 2,650	13,720 7,320 2,840 2,210	10,980 5,860 2,280 1,770	5,480 2,920 1,130 880
101人から 110人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	150,150 86,170 38,300 31,910	16,860 9,190 3,810 3,050	14,050 7,650 3,170 2,540	11,240 6,120 2,540 2,030	5,610 3,050 1,260 1,010
110人から 110人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	146,030 82,050 34,180 27,790	16,360 8,690 3,310 2,550	13,640 7,240 2,760 2,130	10,910 5,790 2,210 1,700	5,450 2,890 1,100 850
111人から 120人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	149,100 85,120 37,250 30,860	16,730 9,060 3,680 2,920	13,940 7,540 3,060 2,430	11,160 6,040 2,460 1,950	5,570 3,010 1,220 970
111人から 120人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	145,320 81,340 33,470 27,080	16,280 8,610 3,230 2,470	13,570 7,170 2,690 2,060	10,850 5,730 2,150 1,640	5,420 2,860 1,070 820
121人から 130人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	148,210 84,230 36,360 29,970	16,630 8,960 3,580 2,820	13,860 7,460 2,980 2,350	11,090 5,970 2,390 1,880	5,540 2,980 1,190 940
121人から 130人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	144,720 80,740 32,870 26,480	16,210 8,540 3,160 2,400	13,510 7,110 2,630 2,000	10,810 5,690 2,110 1,600	5,400 2,840 1,050 800

改正後

71人から 80人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	158,730 94,500 46,460 40,040	17,890 10,180 4,790 4,020	14,910 8,480 3,990 3,350	11,920 6,790 3,190 2,680	5,960 3,390 1,590 1,340
81人から 90人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	153,050 88,820 40,780 34,360	17,210 9,500 4,110 3,340	14,340 7,910 3,420 2,780	11,470 6,340 2,740 2,230	5,730 3,160 1,360 1,110
81人から 90人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	156,430 92,200 44,160 37,740	17,620 9,910 4,520 3,750	14,680 8,250 3,760 3,120	11,740 6,610 3,010 2,500	5,870 3,300 1,500 1,250
81人から 90人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	151,380 87,150 39,110 32,690	17,010 9,300 3,910 3,140	14,180 7,750 3,260 2,620	11,330 6,200 2,600 2,090	5,660 3,090 1,290 1,040
91人から 100人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	151,920 87,690 39,650 33,230	17,080 9,370 3,980 3,210	14,230 7,800 3,310 2,670	11,380 6,250 2,650 2,140	5,690 3,120 1,320 1,070
91人から 100人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	147,370 83,140 35,100 28,680	16,530 8,820 3,430 2,660	13,780 7,350 2,860 2,220	11,010 5,880 2,280 1,770	5,500 2,930 1,130 880
101人から 110人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	150,690 86,460 38,420 32,000	16,930 9,220 3,830 3,060	14,110 7,680 3,190 2,550	11,280 6,150 2,550 2,040	5,640 3,070 1,270 1,020
110人から 110人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	146,560 82,330 34,290 27,870	16,430 8,720 3,330 2,560	13,700 7,270 2,780 2,140	10,950 5,820 2,220 1,710	5,470 2,900 1,100 850
111人から 120人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	149,640 85,410 37,370 30,950	16,800 9,090 3,700 2,930	14,000 7,570 3,080 2,440	11,190 6,060 2,460 1,950	5,590 3,020 1,220 970
111人から 120人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	145,850 81,620 33,580 27,160	16,350 8,640 3,250 2,480	13,620 7,190 2,700 2,060	10,890 5,780 2,160 1,650	5,440 2,870 1,070 820
121人から 130人まで	設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	148,740 84,510 36,470 30,050	16,700 8,990 3,600 2,830	13,910 7,480 2,990 2,350	11,120 5,990 2,390 1,880	5,560 2,990 1,190 940
121人から 130人まで	未設置	乳 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	145,250 81,020 32,980 26,560	16,280 8,570 3,180 2,410	13,560 7,130 2,640 2,000	10,840 5,710 2,110 1,600	5,420 2,850 1,050 800

改正前

改正後

131人から140人まで	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	147,470 83,490 35,620 29,230 144,240 80,260 32,390 26,000	16,540 8,870 3,490 2,730 16,150 8,480 3,100 2,340	13,780 7,380 2,900 2,270 13,460 7,060 2,580 1,950	11,030 5,910 2,330 1,820 10,770 5,650 2,070 1,560	5,510 2,950 1,160 910 5,380 2,820 1,030 780
141人から150人まで	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	146,810 82,830 34,960 28,570	16,460 8,790 3,410 2,650	13,720 7,320 2,840 2,210	10,970 5,850 2,270 1,760	5,480 2,920 1,130 880
151人から160人まで	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	147,110 83,130 35,260 28,870	16,490 8,820 3,440 2,680	13,750 7,350 2,870 2,240	11,000 5,880 2,300 1,790	5,490 2,930 1,140 890
161人から170人まで	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	144,280 80,300 32,430 26,040	16,150 8,480 3,100 2,340	13,460 7,060 2,580 1,950	10,770 5,650 2,070 1,560	5,380 2,820 1,030 780
171人以上	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	146,560 82,580 34,710 28,320	16,430 8,760 3,380 2,620	13,690 7,290 2,810 2,180	10,950 5,830 2,250 1,740	5,470 2,920 1,120 870
31人から40人まで	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	146,070 82,090 34,220 27,830	16,370 8,700 3,320 2,560	13,640 7,240 2,760 2,130	10,910 5,790 2,210 1,700	5,450 2,890 1,100 850
3/100地域	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	168,540 106,160 59,410 53,180	19,070 11,580 6,340 5,600	15,890 9,660 5,290 4,670	12,710 7,720 4,220 3,730	6,350 3,850 2,100 1,860

131人から140人まで	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	148,000 83,770 35,730 29,310 144,760 80,530 32,490 26,070	16,610 8,900 3,510 2,740 16,220 8,510 3,120 2,350	13,840 7,410 2,920 2,280 13,520 7,090 2,600 1,960	11,060 5,930 2,330 1,820 10,800 5,670 2,070 1,560	5,530 2,960 1,160 910 5,400 2,830 1,030 780
141人から150人まで	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	147,350 83,120 35,080 28,660	16,530 8,820 3,430 2,660	13,770 7,340 2,850 2,210	11,010 5,880 2,280 1,770	5,500 2,930 1,130 880
151人から160人まで	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	144,310 80,080 32,040 25,620	16,160 8,450 3,060 2,290	13,470 7,040 2,550 1,910	10,770 5,640 2,040 1,530	5,380 2,810 1,010 760
161人から170人まで	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	147,640 83,410 35,370 28,950	16,560 8,850 3,460 2,690	13,800 7,370 2,880 2,240	11,030 5,900 2,300 1,790	5,510 2,940 1,140 890
171人以上	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	144,790 80,560 32,520 26,100	16,220 8,510 3,120 2,350	13,520 7,090 2,600 1,960	10,810 5,680 2,080 1,570	5,400 2,830 1,030 780
31人から40人まで	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	146,590 82,360 34,320 27,900	16,440 8,730 3,340 2,570	13,700 7,270 2,780 2,140	10,950 5,820 2,220 1,710	5,470 2,900 1,100 850
3/100地域	設 置	乳 1、2 3 4 歳 以上 児	169,160 106,540 59,620 53,360	19,140 11,630 6,370 5,620	15,950 9,680 5,300 4,680	12,760 7,750 4,250 3,750	6,370 3,870 2,120 1,870

改正前

41人から 50人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	166,550	18,830	15,690	12,550	6,270
		未設置	104,170	11,340	9,460	7,560	3,770
		設置	57,420	6,100	5,090	4,060	2,020
		未設置	51,190	5,360	4,470	3,570	1,780
51人から 60人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	157,750	17,780	14,810	11,850	5,920
		未設置	95,370	10,290	8,580	6,860	3,420
		設置	48,620	5,050	4,210	3,360	1,670
		未設置	42,390	4,310	3,590	2,870	1,430
61人から 70人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	161,090	18,180	15,140	12,120	6,060
		未設置	98,710	10,690	8,910	7,130	3,560
		設置	51,960	5,450	4,540	3,630	1,810
		未設置	45,730	4,710	3,920	3,140	1,570
71人から 80人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	157,270	17,720	14,760	11,810	5,900
		未設置	94,890	10,230	8,530	6,820	3,400
		設置	48,140	4,990	4,160	3,320	1,650
		未設置	41,910	4,250	3,540	2,830	1,410
81人から 90人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	150,990	16,960	14,130	11,310	5,650
		未設置	88,610	9,470	7,900	6,320	3,150
		設置	41,860	4,230	3,530	2,820	1,400
		未設置	35,630	3,490	2,910	2,330	1,160
91人から 100人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	154,450	17,380	14,480	11,590	5,790
		未設置	92,070	9,890	8,250	6,600	3,290
		設置	45,320	4,650	3,880	3,100	1,540
		未設置	39,090	3,910	3,260	2,610	1,300
91人から 100人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	148,950	16,720	13,930	11,150	5,570
		未設置	86,570	9,230	7,700	6,160	3,070
		設置	39,820	3,990	3,330	2,660	1,320
		未設置	33,590	3,250	2,710	2,170	1,080
91人から 100人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	152,210	17,110	14,250	11,410	5,700
		未設置	89,830	9,620	8,020	6,420	3,200
		設置	43,080	4,380	3,650	2,920	1,450
		未設置	36,850	3,640	3,030	2,430	1,210
91人から 100人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	147,330	16,530	13,770	11,020	5,510
		未設置	84,950	9,040	7,540	6,030	3,010
		設置	38,200	3,800	3,170	2,530	1,260
		未設置	31,970	3,060	2,550	2,040	1,020
91人から 100人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	147,870	16,590	13,820	11,060	5,550
		未設置	85,490	9,100	7,590	6,070	3,030
		設置	38,740	3,860	3,220	2,570	1,280
		未設置	32,510	3,120	2,600	2,080	1,040
91人から 100人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	143,470	16,060	13,380	10,710	5,350
		未設置	81,090	8,570	7,150	5,720	2,850
		設置	34,340	3,330	2,780	2,220	1,100
		未設置	28,110	2,590	2,160	1,730	860

改正後

41人から 50人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	167,160	18,900	15,750	12,600	6,290
		未設置	104,540	11,390	9,480	7,590	3,790
		設置	57,620	6,130	5,100	4,090	2,040
		未設置	51,360	5,380	4,480	3,590	1,790
51人から 60人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	158,320	17,840	14,870	11,890	5,940
		未設置	95,700	10,330	8,600	6,880	3,440
		設置	48,780	5,070	4,220	3,380	1,690
		未設置	42,520	4,320	3,600	2,880	1,440
51人から 60人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	161,680	18,250	15,210	12,160	6,070
		未設置	99,060	10,740	8,940	7,150	3,570
		設置	52,140	5,480	4,560	3,650	1,820
		未設置	45,880	4,730	3,940	3,150	1,570
61人から 70人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	154,320	17,360	14,470	11,570	5,780
		未設置	91,700	9,850	8,200	6,560	3,280
		設置	44,780	4,590	3,820	3,060	1,530
		未設置	38,520	3,840	3,200	2,560	1,280
61人から 70人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	157,850	17,790	14,820	11,850	5,920
		未設置	95,230	10,280	8,550	6,840	3,420
		設置	48,310	5,020	4,170	3,340	1,670
		未設置	42,050	4,270	3,550	2,840	1,420
71人から 80人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	151,540	17,030	14,190	11,350	5,670
		未設置	88,920	9,520	7,920	6,340	3,170
		設置	42,000	4,260	3,540	2,840	1,420
		未設置	35,740	3,510	2,920	2,340	1,170
71人から 80人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	155,020	17,450	14,540	11,630	5,810
		未設置	92,400	9,940	8,270	6,620	3,310
		設置	45,480	4,680	3,890	3,120	1,560
		未設置	39,220	3,930	3,270	2,620	1,310
81人から 90人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	149,490	16,780	13,990	11,180	5,580
		未設置	86,870	9,270	7,720	6,170	3,080
		設置	39,950	4,010	3,340	2,670	1,330
		未設置	33,690	3,260	2,720	2,170	1,080
81人から 90人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	152,770	17,180	14,320	11,450	5,720
		未設置	90,150	9,670	8,050	6,440	3,220
		設置	43,230	4,410	3,670	2,940	1,470
		未設置	36,970	3,660	3,050	2,440	1,220
81人から 90人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	147,860	16,590	13,830	11,050	5,520
		未設置	85,240	9,080	7,560	6,040	3,020
		設置	38,320	3,820	3,180	2,540	1,270
		未設置	32,060	3,070	2,560	2,040	1,020
91人から 100人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	148,400	16,650	13,880	11,100	5,540
		未設置	85,780	9,140	7,610	6,090	3,040
		設置	38,860	3,880	3,230	2,590	1,290
		未設置	32,600	3,130	2,610	2,090	1,040
91人から 100人まで	設置	乳児 1、2歳児 3歳児 4歳以上児	143,990	16,120	13,440	10,740	5,360
		未設置	81,370	8,610	7,170	5,730	2,860
		設置	34,450	3,350	2,790	2,230	1,110
		未設置	28,190	2,600	2,170	1,730	860

改正前

101人 から まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	146,670	16,450	13,700	10,960	5,460
		84,290	8,960	7,470	5,970	2,980		
		37,540	3,720	3,100	2,470	1,230		
		31,310	2,980	2,480	1,980	990		
未 設 置	未 設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	142,670	15,970	13,300	10,640	5,320
		80,290	8,480	7,070	5,650	2,820		
		33,540	3,240	2,700	2,150	1,070		
		27,310	2,500	2,080	1,660	830		
111人 から まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	145,640	16,320	13,600	10,880	5,440
		83,260	8,830	7,370	5,890	2,940		
		36,510	3,590	3,000	2,390	1,190		
		30,280	2,850	2,380	1,900	950		
未 設 置	未 設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	141,980	15,880	13,230	10,590	5,290
		79,600	8,390	7,000	5,600	2,790		
		32,850	3,150	2,630	2,100	1,040		
		26,620	2,410	2,010	1,610	800		
121人 から まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	144,770	16,220	13,510	10,810	5,400
		82,390	8,730	7,280	5,820	2,900		
		35,640	3,490	2,910	2,320	1,150		
		29,410	2,750	2,290	1,830	910		
未 設 置	未 設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	141,390	15,810	13,170	10,540	5,270
		79,010	8,320	6,940	5,550	2,770		
		32,260	3,080	2,570	2,050	1,020		
		26,030	2,340	1,950	1,560	780		
131人 から まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	144,050	16,130	13,440	10,750	5,370
		81,670	8,640	7,210	5,760	2,870		
		34,920	3,400	2,840	2,260	1,120		
		28,690	2,660	2,220	1,770	880		
未 設 置	未 設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	140,910	15,760	13,120	10,500	5,250
		78,530	8,270	6,890	5,510	2,750		
		31,780	3,030	2,520	2,010	1,000		
		25,550	2,290	1,900	1,520	760		
141人 から まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	143,410	16,060	13,370	10,700	5,350
		81,030	8,570	7,140	5,710	2,850		
		34,280	3,330	2,770	2,210	1,100		
		28,050	2,590	2,150	1,720	860		
未 設 置	未 設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	140,480	15,700	13,080	10,470	5,230
		78,100	8,210	6,850	5,480	2,730		
		31,350	2,970	2,480	1,980	980		
		25,120	2,230	1,860	1,490	740		
151人 から まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	143,720	16,090	13,400	10,730	5,360
		81,340	8,600	7,170	5,740	2,860		
		34,590	3,360	2,800	2,240	1,110		
		28,360	2,620	2,180	1,750	870		
未 設 置	未 設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	140,970	15,760	13,130	10,510	5,250
		78,590	8,270	6,900	5,520	2,750		
		31,840	3,030	2,530	2,020	1,000		
		25,610	2,290	1,910	1,530	760		

改正後

101人 から まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	147,200	16,510	13,760	11,000	5,490
		84,580	9,000	7,490	5,990	2,990		
		37,660	3,740	3,110	2,490	1,240		
		31,400	2,990	2,490	1,990	990		
未 設 置	未 設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	143,190	16,030	13,360	10,680	5,330
		80,570	8,520	7,090	5,670	2,830		
		33,650	3,260	2,710	2,170	1,080		
		27,390	2,510	2,090	1,670	830		
111人 から まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	146,170	16,380	13,660	10,920	5,450
		83,550	8,870	7,390	5,910	2,950		
		36,630	3,610	3,010	2,410	1,200		
		30,370	2,860	2,390	1,910	950		
未 設 置	未 設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	142,490	15,940	13,290	10,620	5,300
		79,870	8,430	7,020	5,610	2,800		
		32,950	3,170	2,640	2,110	1,050		
		26,690	2,420	2,020	1,610	800		
121人 から まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	145,300	16,280	13,570	10,850	5,420
		82,680	8,770	7,300	5,840	2,920		
		35,760	3,510	2,920	2,340	1,170		
		29,500	2,760	2,300	1,840	920		
未 設 置	未 設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	141,900	15,870	13,230	10,580	5,280
		79,280	8,360	6,960	5,570	2,780		
		32,360	3,100	2,580	2,070	1,030		
		26,100	2,350	1,960	1,570	780		
131人 から まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	144,580	16,190	13,500	10,790	5,390
		81,960	8,680	7,230	5,780	2,890		
		35,040	3,420	2,850	2,280	1,140		
		28,780	2,670	2,230	1,780	890		
未 設 置	未 設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	141,420	15,810	13,180	10,540	5,260
		78,800	8,300	6,910	5,530	2,760		
		31,880	3,040	2,530	2,030	1,010		
		25,620	2,290	1,910	1,530	760		
141人 から まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	143,930	16,120	13,430	10,740	5,360
		81,310	8,610	7,160	5,730	2,860		
		34,390	3,350	2,780	2,230	1,110		
		28,130	2,600	2,160	1,730	860		
未 設 置	未 設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	140,990	15,760	13,140	10,500	5,240
		78,370	8,250	6,870	5,490	2,740		
		31,450	2,990	2,490	1,990	990		
		25,190	2,240	1,870	1,490	740		
151人 から まで	設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	144,230	16,150	13,460	10,760	5,370
		81,610	8,640	7,190	5,750	2,870		
		34,690	3,380	2,810	2,250	1,120		
		28,430	2,630	2,190	1,750	870		
未 設 置	未 設 置	乳 1、 2、 3、 4	児 2歳 歳 歳 歳以上	141,470	15,820	13,190	10,540	5,260
		78,850	8,310	6,920	5,530	2,760		
		31,930	3,050	2,540	2,030	1,010		
		25,670	2,300	1,920	1,530	760		

改正前

161人から 170人まで	設置	乳 1、2歳児 143,190	13,350	10,680	5,340
		乳 3歳児 80,810	7,120	5,690	2,840
		乳 4歳以上児 27,830	2,750	2,190	1,090
		乳 1、2歳児 140,600	15,720	10,480	5,240
未設置	乳 1、2歳児 78,220	8,230	5,490	2,740	
	乳 3歳児 31,470	2,990	1,990	990	
	乳 4歳以上児 25,240	2,250	1,500	750	
	乳 1、2歳児 142,700	15,970	10,650	5,320	
設置	乳 1、2歳児 80,320	8,480	5,660	2,820	
	乳 3歳児 33,570	3,240	2,160	1,070	
	乳 4歳以上児 27,340	2,500	1,670	830	
	乳 1、2歳児 140,250	15,680	10,450	5,220	
未設置	乳 1、2歳児 77,870	8,190	5,460	2,720	
	乳 3歳児 31,120	2,950	1,960	970	
	乳 4歳以上児 24,890	2,210	1,470	730	
	乳 1、2歳児 164,490	18,580	12,390	6,190	
設置	乳 1、2歳児 103,710	11,290	7,520	3,760	
	乳 3歳児 58,080	6,180	4,120	2,060	
	乳 4歳以上児 52,010	5,460	3,640	1,820	
	乳 1、2歳児 153,820	17,300	11,530	5,760	
未設置	乳 1、2歳児 93,040	10,010	6,660	3,330	
	乳 3歳児 47,410	4,900	3,260	1,630	
	乳 4歳以上児 41,340	4,180	2,780	1,390	
	乳 1、2歳児 162,550	18,350	12,230	6,110	
設置	乳 1、2歳児 101,770	11,060	7,360	3,680	
	乳 3歳児 56,140	5,950	3,960	1,980	
	乳 4歳以上児 50,070	5,230	3,480	1,740	
	乳 1、2歳児 154,010	17,320	11,550	5,770	
未設置	乳 1、2歳児 93,230	10,030	6,680	3,340	
	乳 3歳児 47,600	4,920	3,280	1,640	
	乳 4歳以上児 41,530	4,200	2,800	1,400	
	乳 1、2歳児 157,230	17,710	11,810	5,900	
設置	乳 1、2歳児 96,450	10,420	6,940	3,470	
	乳 3歳児 50,820	5,310	3,540	1,770	
	乳 4歳以上児 44,750	4,590	3,060	1,530	
	乳 1、2歳児 150,110	16,860	11,240	5,610	
未設置	乳 1、2歳児 89,330	9,570	6,370	3,180	
	乳 3歳児 43,700	4,460	2,970	1,480	
	乳 4歳以上児 37,630	3,740	2,490	1,240	
	乳 1、2歳児 153,500	17,260	11,510	5,750	
設置	乳 1、2歳児 92,720	9,970	6,640	3,320	
	乳 3歳児 47,090	4,860	3,240	1,620	
	乳 4歳以上児 41,020	4,140	2,760	1,380	
	乳 1、2歳児 147,400	16,530	11,020	5,500	
未設置	乳 1、2歳児 86,620	9,240	6,150	3,070	
	乳 3歳児 40,990	4,130	2,750	1,370	
	乳 4歳以上児 34,920	3,410	2,270	1,130	
	乳 1、2歳児 153,920	17,780	11,810	5,900	

改正後

161人から 170人まで	設置	乳 1、2歳児 143,700	13,410	10,720	5,350
		乳 3歳児 81,080	7,140	5,710	2,850
		乳 4歳以上児 27,900	2,760	2,210	1,100
		乳 1、2歳児 141,100	15,780	10,510	5,250
未設置	乳 1、2歳児 78,480	8,270	5,500	2,750	
	乳 3歳児 31,560	3,010	2,000	1,000	
	乳 4歳以上児 25,300	2,260	1,500	750	
	乳 1、2歳児 143,210	16,030	10,680	5,330	
設置	乳 1、2歳児 80,590	8,520	5,670	2,830	
	乳 3歳児 33,670	3,260	2,170	1,080	
	乳 4歳以上児 27,410	2,510	1,670	830	
	乳 1、2歳児 140,760	15,730	10,480	5,230	
未設置	乳 1、2歳児 78,140	8,220	5,470	2,730	
	乳 3歳児 31,220	2,960	1,970	980	
	乳 4歳以上児 24,960	2,210	1,470	730	
	乳 1、2歳児 165,100	18,650	12,430	6,210	
設置	乳 1、2歳児 104,080	11,330	7,550	3,770	
	乳 3歳児 58,290	6,210	4,130	2,060	
	乳 4歳以上児 52,190	5,480	3,650	1,820	
	乳 1、2歳児 154,370	17,370	11,580	5,790	
未設置	乳 1、2歳児 93,350	10,050	6,700	3,350	
	乳 3歳児 47,560	4,930	3,280	1,640	
	乳 4歳以上児 41,460	4,200	2,800	1,400	
	乳 1、2歳児 163,150	18,420	12,280	6,140	
設置	乳 1、2歳児 102,130	11,100	7,400	3,700	
	乳 3歳児 56,340	5,980	3,980	1,990	
	乳 4歳以上児 50,240	5,250	3,500	1,750	
	乳 1、2歳児 154,570	17,390	11,590	5,790	
未設置	乳 1、2歳児 93,550	10,070	6,710	3,350	
	乳 3歳児 47,760	4,950	3,290	1,640	
	乳 4歳以上児 41,660	4,220	2,810	1,400	
	乳 1、2歳児 157,810	17,780	11,850	5,920	
設置	乳 1、2歳児 96,790	10,460	6,970	3,480	
	乳 3歳児 51,000	5,340	3,550	1,770	
	乳 4歳以上児 44,900	4,610	3,070	1,530	
	乳 1、2歳児 150,650	16,920	11,280	5,640	
未設置	乳 1、2歳児 89,630	9,600	6,400	3,200	
	乳 3歳児 43,840	4,480	2,980	1,490	
	乳 4歳以上児 37,740	3,750	2,500	1,250	
	乳 1、2歳児 154,060	17,330	11,550	5,770	
設置	乳 1、2歳児 93,040	10,010	6,670	3,330	
	乳 3歳児 47,250	4,890	3,250	1,620	
	乳 4歳以上児 41,150	4,160	2,770	1,380	
	乳 1、2歳児 147,930	16,590	11,060	5,530	
未設置	乳 1、2歳児 86,910	9,270	6,180	3,090	
	乳 3歳児 41,120	4,150	2,760	1,380	
	乳 4歳以上児 35,020	3,420	2,280	1,140	
	乳 1、2歳児 153,920	17,780	11,810	5,900	

改正前

71人 から 80人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	150,750	16,930	14,110	11,290	5,640
		3 歳 児	89,970	9,640	8,040	6,420	3,210
		4 歳 以上 児	44,340	4,530	3,780	3,020	1,510
		未 設 置	38,270	3,810	3,180	2,540	1,270
81人 から 90人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	145,410	16,290	13,570	10,860	5,420
		3 歳 児	84,630	9,000	7,500	5,990	2,990
		4 歳 以上 児	39,000	3,890	3,240	2,590	1,290
		未 設 置	32,930	3,170	2,640	2,110	1,050
91人 から 100人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	148,570	16,670	13,890	11,120	5,550
		3 歳 児	87,790	9,380	7,820	6,250	3,120
		4 歳 以上 児	42,160	4,270	3,560	2,850	1,420
		未 設 置	36,090	3,550	2,960	2,370	1,180
101人 から 110人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	143,830	16,100	13,410	10,740	5,360
		3 歳 児	83,050	8,810	7,340	5,870	2,930
		4 歳 以上 児	37,420	3,700	3,080	2,470	1,230
		未 設 置	31,350	2,980	2,480	1,990	990
111人 から 120人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	144,370	16,170	13,470	10,780	5,380
		3 歳 児	83,590	8,880	7,400	5,910	2,950
		4 歳 以上 児	37,960	3,770	3,140	2,510	1,250
		未 設 置	31,890	3,050	2,540	2,030	1,010
121人 から 130人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	140,090	15,650	13,040	10,440	5,210
		3 歳 児	79,310	8,360	6,970	5,570	2,780
		4 歳 以上 児	33,680	3,250	2,710	2,170	1,080
		未 設 置	27,610	2,530	2,110	1,690	840
111人 から 120人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	143,200	16,030	13,350	10,690	5,340
		3 歳 児	82,420	8,740	7,280	5,820	2,910
		4 歳 以上 児	36,790	3,630	3,020	2,420	1,210
		未 設 置	30,720	2,910	2,420	1,940	970
111人 から 120人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	139,310	15,560	12,960	10,370	5,180
		3 歳 児	78,530	8,270	6,890	5,500	2,750
		4 歳 以上 児	32,900	3,160	2,630	2,100	1,050
		未 設 置	26,830	2,440	2,030	1,620	810
111人 から 120人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	142,190	15,900	13,250	10,600	5,290
		3 歳 児	81,410	8,610	7,180	5,730	2,860
		4 歳 以上 児	35,780	3,500	2,920	2,330	1,160
		未 設 置	29,710	2,780	2,320	1,850	920
121人 から 130人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	138,630	15,480	12,890	10,320	5,150
		3 歳 児	77,850	8,190	6,820	5,450	2,720
		4 歳 以上 児	32,220	3,080	2,560	2,050	1,020
		未 設 置	26,150	2,360	1,960	1,570	780
121人 から 130人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	141,340	15,800	13,160	10,540	5,260
		3 歳 児	80,560	8,510	7,090	5,670	2,830
		4 歳 以上 児	34,930	3,400	2,830	2,270	1,130
		未 設 置	28,860	2,680	2,230	1,790	890
121人 から 130人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	138,050	15,410	12,840	10,270	5,130
		3 歳 児	77,270	8,120	6,770	5,400	2,700
		4 歳 以上 児	31,640	3,010	2,510	2,000	1,000
		未 設 置	25,570	2,290	1,910	1,520	760

改正後

71人 から 80人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	151,300	17,000	14,170	11,330	5,660
		3 歳 児	90,280	9,680	8,070	6,450	3,220
		4 歳 以上 児	44,490	4,560	3,800	3,030	1,510
		未 設 置	38,390	3,830	3,190	2,550	1,270
81人 から 90人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	145,940	16,330	13,630	10,900	5,450
		3 歳 児	84,920	9,030	7,530	6,020	3,010
		4 歳 以上 児	39,130	3,910	3,260	2,600	1,300
		未 設 置	33,030	3,180	2,650	2,120	1,060
91人 から 100人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	149,120	16,730	13,950	11,150	5,570
		3 歳 児	88,100	9,410	7,850	6,270	3,130
		4 歳 以上 児	42,310	4,290	3,580	2,850	1,420
		未 設 置	36,210	3,560	2,970	2,370	1,180
91人 から 100人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	144,350	16,160	13,470	10,770	5,380
		3 歳 児	83,330	8,840	7,370	5,890	2,940
		4 歳 以上 児	37,540	3,720	3,100	2,470	1,230
		未 設 置	31,440	2,990	2,490	1,990	990
101人 から 110人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	144,890	16,230	13,530	10,820	5,410
		3 歳 児	83,870	8,910	7,430	5,940	2,970
		4 歳 以上 児	38,080	3,790	3,160	2,520	1,260
		未 設 置	31,980	3,060	2,550	2,040	1,020
101人 から 110人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	140,600	15,710	13,100	10,470	5,230
		3 歳 児	79,580	8,390	7,000	5,590	2,790
		4 歳 以上 児	33,790	3,270	2,730	2,170	1,080
		未 設 置	27,690	2,540	2,120	1,690	840
111人 から 120人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	143,710	16,090	13,410	10,720	5,360
		3 歳 児	82,690	8,770	7,310	5,840	2,920
		4 歳 以上 児	36,900	3,650	3,040	2,420	1,210
		未 設 置	30,800	2,920	2,430	1,940	970
111人 から 120人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	139,810	15,620	13,020	10,410	5,200
		3 歳 児	78,790	8,300	6,920	5,530	2,760
		4 歳 以上 児	33,000	3,180	2,650	2,110	1,050
		未 設 置	26,900	2,450	2,040	1,630	810
111人 から 120人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	142,710	15,970	13,310	10,640	5,320
		3 歳 児	81,690	8,650	7,210	5,760	2,880
		4 歳 以上 児	35,900	3,530	2,940	2,340	1,170
		未 設 置	29,800	2,800	2,330	1,860	930
121人 から 130人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	139,130	15,540	12,950	10,360	5,180
		3 歳 児	78,110	8,220	6,850	5,480	2,740
		4 歳 以上 児	32,320	3,100	2,580	2,060	1,030
		未 設 置	26,220	2,370	1,970	1,580	790
121人 から 130人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	141,850	15,860	13,220	10,570	5,280
		3 歳 児	80,830	8,540	7,120	5,690	2,840
		4 歳 以上 児	35,040	3,420	2,850	2,270	1,130
		未 設 置	28,940	2,690	2,240	1,790	890
121人 から 130人 まで	設 置	乳 1、2 歳 児	138,550	15,470	12,890	10,310	5,150
		3 歳 児	77,530	8,150	6,790	5,430	2,710
		4 歳 以上 児	31,740	3,030	2,520	2,010	1,000
		未 設 置	25,640	2,300	1,910	1,530	760

改正前

131人 から 140人 まで	設 置	乳	140,640	15,720	13,090	10,480	5,230
		1、2歳児	79,860	8,430	7,020	5,610	2,800
		3歳児	34,230	3,320	2,760	2,210	1,100
		4歳以上児	28,160	2,600	2,160	1,730	860
未 設 置	未 設 置	乳	137,590	15,350	12,790	10,240	5,110
		1、2歳児	76,810	8,060	6,720	5,370	2,680
		3歳児	31,180	2,950	2,460	1,970	980
		4歳以上児	25,110	2,230	1,860	1,490	740
141人 から 150人 まで	設 置	乳	140,010	15,640	13,030	10,430	5,210
		1、2歳児	79,230	8,350	6,960	5,560	2,780
		3歳児	33,600	3,240	2,700	2,160	1,080
		4歳以上児	27,530	2,520	2,100	1,680	840
未 設 置	未 設 置	乳	137,160	15,300	12,750	10,200	5,090
		1、2歳児	76,380	8,010	6,680	5,330	2,660
		3歳児	30,750	2,900	2,420	1,930	960
		4歳以上児	24,680	2,180	1,820	1,450	720
151人 から 160人 まで	設 置	乳	140,330	15,680	13,060	10,460	5,220
		1、2歳児	79,550	8,390	6,990	5,590	2,790
		3歳児	33,920	3,280	2,730	2,190	1,090
		4歳以上児	27,850	2,560	2,130	1,710	850
未 設 置	未 設 置	乳	137,660	15,360	12,800	10,240	5,110
		1、2歳児	76,880	8,070	6,730	5,370	2,680
		3歳児	31,250	2,960	2,470	1,970	980
		4歳以上児	25,180	2,240	1,870	1,490	740
161人 から 170人 まで	設 置	乳	139,810	15,620	13,010	10,410	5,200
		1、2歳児	79,030	8,330	6,940	5,540	2,770
		3歳児	33,400	3,220	2,680	2,140	1,070
		4歳以上児	27,330	2,500	2,080	1,660	830
未 設 置	未 設 置	乳	137,290	15,320	12,760	10,210	5,100
		1、2歳児	76,510	8,030	6,690	5,340	2,670
		3歳児	30,880	2,920	2,430	1,940	970
		4歳以上児	24,810	2,200	1,830	1,460	730
171人 以上	設 置	乳	139,330	15,560	12,960	10,380	5,180
		1、2歳児	78,550	8,270	6,890	5,510	2,750
		3歳児	32,920	3,160	2,630	2,110	1,050
		4歳以上児	26,850	2,440	2,030	1,630	810
未 設 置	未 設 置	乳	136,960	15,280	12,730	10,190	5,090
		1、2歳児	76,180	7,990	6,660	5,320	2,660
		3歳児	30,550	2,880	2,400	1,920	960
		4歳以上児	24,480	2,160	1,800	1,440	720

2 保育単価に加える加算額
その保育所の保育単価は、前項の定めにかかわらず、保育単価表による保育単価に次の
(1) から (10) までによる額を加算した額とすること。

改正後

131人 から 140人 まで	設 置	乳	141,150	15,780	13,150	10,520	5,260
		1、2歳児	80,130	8,460	7,050	5,640	2,820
		3歳児	34,340	3,340	2,780	2,220	1,110
		4歳以上児	28,240	2,610	2,170	1,740	870
未 設 置	未 設 置	乳	138,080	15,410	12,850	10,270	5,130
		1、2歳児	77,060	8,090	6,750	5,390	2,690
		3歳児	31,270	2,970	2,480	1,970	980
		4歳以上児	25,170	2,240	1,870	1,490	740
141人 から 150人 まで	設 置	乳	140,520	15,700	13,090	10,470	5,230
		1、2歳児	79,520	8,380	6,990	5,590	2,790
		3歳児	33,710	3,260	2,720	2,170	1,080
		4歳以上児	27,610	2,530	2,110	1,690	840
未 設 置	未 設 置	乳	137,660	15,360	12,800	10,240	5,120
		1、2歳児	76,640	8,040	6,700	5,360	2,680
		3歳児	30,850	2,920	2,430	1,940	970
		4歳以上児	24,750	2,190	1,820	1,460	730
151人 から 160人 まで	設 置	乳	140,830	15,740	13,120	10,490	5,240
		1、2歳児	79,810	8,420	7,020	5,610	2,800
		3歳児	34,020	3,300	2,750	2,190	1,090
		4歳以上児	27,920	2,570	2,140	1,710	850
未 設 置	未 設 置	乳	138,150	15,420	12,850	10,280	5,140
		1、2歳児	77,130	8,100	6,750	5,400	2,700
		3歳児	31,340	2,980	2,480	1,980	990
		4歳以上児	25,240	2,250	1,870	1,500	750
161人 から 170人 まで	設 置	乳	140,310	15,680	13,070	10,450	5,220
		1、2歳児	79,290	8,360	6,970	5,570	2,780
		3歳児	33,500	3,240	2,700	2,150	1,070
		4歳以上児	27,400	2,510	2,090	1,670	830
未 設 置	未 設 置	乳	137,790	15,380	12,820	10,250	5,120
		1、2歳児	76,770	8,060	6,720	5,370	2,680
		3歳児	30,980	2,940	2,450	1,950	970
		4歳以上児	24,880	2,210	1,840	1,470	730
171人 以上	設 置	乳	139,830	15,620	13,020	10,410	5,200
		1、2歳児	78,810	8,300	6,920	5,530	2,760
		3歳児	33,020	3,180	2,650	2,110	1,050
		4歳以上児	26,920	2,450	2,040	1,630	810
未 設 置	未 設 置	乳	137,450	15,330	12,780	10,220	5,110
		1、2歳児	76,430	8,010	6,680	5,340	2,670
		3歳児	30,640	2,890	2,410	1,920	960
		4歳以上児	24,540	2,160	1,800	1,440	720

2 保育単価に加える加算額
(略)

(1) 児童用採暖費加算
(略)

(1) 児童用採暖費加算
すべての保育所について、児童用採暖費として次の表に掲げる額を加算すること。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限ること。
次の表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は、旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

児童用採暖費加算額表

旧地区分	加算額
旧5級地	1130
旧4級地	960
旧3級地	590
旧2級地	380
その他の地域	190

(2) 寒冷地加算
(略)

(2) 寒冷地加算
寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、次の表に掲げる額を加算すること。
次の表の「支給地域の区分」は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域とすること。

寒冷地加算額表

支給地域の区分	その保育所の 所在地の 属性	その保育所の 開設年月	支給地域の区分																
			40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで	81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 から 120人 まで	121人 から 130人 まで	131人 から 140人 まで	141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 以上		
1級地	設置	乳児	2,900	2,450	2,000	2,420	2,000	2,320	2,200	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	
		1. 2歳児	1,480	1,410	1,350	1,310	1,270	1,240	1,210	1,180	1,160	1,140	1,130	1,120	1,110	1,100	1,100	1,100	
		3歳児	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680
		4歳以上児	2,360	2,380	2,320	2,280	2,250	2,150	2,140	2,130	2,120	2,110	2,100	2,100	2,100	2,090	2,090	2,090	2,090
未設置	設置	乳児	1,350	1,370	1,310	1,270	1,240	1,140	1,130	1,120	1,110	1,100	1,090	1,090	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
		1. 2歳児	540	560	500	460	430	330	320	310	300	290	280	270	270	270	270	270	270
		3歳児	2,240	2,240	2,240	2,170	2,120	2,080	1,990	1,970	1,950	1,940	1,930	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
		4歳以上児	1,330	1,330	1,260	1,210	1,170	1,080	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,010	1,000	990	990	990	990
未設置	設置	乳児	2,110	2,130	2,080	2,040	2,010	1,930	1,920	1,910	1,900	1,890	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880
		1. 2歳児	1,200	1,220	1,170	1,130	1,100	1,020	1,010	1,000	990	980	970	970	970	970	970	970	970
		3歳児	480	500	450	410	380	300	290	280	270	260	250	250	250	240	240	240	240
		4歳以上児	2,200	2,200	2,130	2,080	2,040	1,950	1,930	1,920	1,910	1,900	1,890	1,880	1,870	1,870	1,870	1,870	1,870
未設置	設置	乳児	1,310	1,310	1,240	1,190	1,150	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980	980	980	980	980
		1. 2歳児	600	600	530	480	440	350	330	320	310	300	290	280	270	270	270	270	270
		3歳児	2,070	2,100	2,040	2,000	1,970	1,890	1,870	1,860	1,850	1,840	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830	1,830
		4歳以上児	1,180	1,210	1,150	1,110	1,080	1,000	990	980	970	970	960	960	960	960	960	960	960
未設置	設置	乳児	1,750	1,750	1,690	1,650	1,620	1,550	1,520	1,510	1,500	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490
		1. 2歳児	1,040	1,040	980	940	910	820	810	800	790	780	780	780	780	780	780	780	780
		3歳児	480	480	420	380	350	280	260	250	240	230	220	220	220	220	220	220	220
		4歳以上児	1,640	1,680	1,620	1,580	1,550	1,480	1,470	1,460	1,450	1,440	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
未設置	設置	乳児	930	960	910	880	860	790	780	770	770	760	760	760	760	760	760	760	760
		1. 2歳児	370	390	350	320	300	230	220	210	210	200	200	190	190	190	190	190	
		3歳児	470	500	440	400	370	290	280	270	260	260	260	260	260	260	260	260	
		4歳以上児	1,180	1,180	1,110	1,060	1,020	940	930	920	910	900	890	890	890	890	890	890	
未設置	設置	乳児	1,480	1,480	1,420	1,380	1,350	1,280	1,250	1,240	1,230	1,220	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	
		1. 2歳児	830	830	770	730	700	610	600	590	580	570	560	560	560	560	560	560	
		3歳児	480	480	420	380	350	280	260	250	240	230	220	220	220	220	220	220	
		4歳以上児	1,640	1,680	1,620	1,580	1,550	1,480	1,470	1,460	1,450	1,440	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	
未設置	設置	乳児	930	960	910	880	860	790	780	770	770	760	760	760	760	760	760	760	760
		1. 2歳児	370	390	350	320	300	230	220	210	210	200	200	190	190	190	190		
		3歳児	470	500	440	400	370	290	280	270	260	260	260	260	260	260	260		
		4歳以上児	1,180	1,180	1,110	1,060	1,020	940	930	920	910	900	890	890	890	890	890		

(3) 単身赴任手当加算
(略)

(3) 単身赴任手当加算
別に定めるところにより、単身赴任手当加算を必要とするものと認定された場合の保育単価を加算すること。

(4) 事務用採暖費の加算
(略)

(5) 除雪費加算
(略)

(6) 降灰除去費加算
活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費139,860円を2月分の保育単価に加算すること。

(7) 入所児童（者）処遇特別加算費の加算
(略)

(8) 施設機能強化推進費の加算
(略)

(9) 保育所事務職員雇上費の加算
(略)

(4) 事務用採暖費の加算
北海道に所在する保育所については、事務用採暖費として120円を加算すること。

(5) 除雪費加算
豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第3項の規定に基づく地域に所在する保育所については、保育所の建物、工作物等の除雪及び雪囲いを行うに要する費用として除雪費5,680円を2月分の保育単価に加算すること。

(6) 降灰除去費加算
活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費139,540円を2月分の保育単価に加算すること。

(7) 入所児童（者）処遇特別加算費の加算
別に定めるところにより、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。

(8) 施設機能強化推進費の加算
別に定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。

(9) 保育所事務職員雇上費の加算
別に定めるところにより、事務職員雇上費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

事務職員雇上費加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
	円	円	円	円	円
～ 40人	1,150	130	110	90	40
41人～ 50人	920	110	90	70	30
51人～ 60人	760	90	70	60	30
61人～ 70人	650	70	60	50	20
71人～ 80人	570	60	50	40	20
81人～ 90人	510	60	50	40	20
91人～ 100人	460	50	40	30	10
101人～ 110人	410	50	40	30	10
111人～ 120人	380	40	30	30	10
121人～ 130人	350	40	30	20	10
131人～ 140人	320	30	30	20	10
141人～ 150人	300	30	30	20	10
151人～ 160人	280	30	20	20	10
161人～ 170人	270	30	20	20	10
171人～	250	30	20	20	10

改正後

(10) 主任保育士の専任加算
別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合
には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)		
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分
～ 40人	6,090	730	600	480
41人～ 50人	4,870	580	480	390
51人～ 60人	4,060	480	400	320
61人～ 70人	3,480	410	340	270
71人～ 80人	3,040	360	300	240
81人～ 90人	2,700	320	270	210
91人～ 100人	2,430	290	240	190
101人～ 110人	2,210	260	220	170
111人～ 120人	2,030	240	200	160
121人～ 130人	1,870	220	180	150
131人～ 140人	1,740	200	170	130
141人～ 150人	1,620	190	160	130
151人～ 160人	1,520	180	150	120
161人～ 170人	1,430	170	140	110
171人～	1,350	160	130	100

3 保育単価の特例
(略)

4 支弁額の算式及び支弁義務
市町村は、法第51条第5号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならぬこと。
「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)の第1の2の(1)のただし書きの適用を受けた幼保連携施設を構成する保育所に適用する保育単価等及び分園を設置する保育所については別に定めるところによること。
ただし、私立認定保育所については、次の算式によって計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第5号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額として支弁しなければならぬこと。
なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとする。

算式1 (略)

改正前

(10) 主任保育士の専任加算
別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合
には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)		
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分
～ 40人	6,050	720	600	480
41人～ 50人	4,840	580	480	380
51人～ 60人	4,030	480	400	320
61人～ 70人	3,460	410	340	270
71人～ 80人	3,020	360	300	240
81人～ 90人	2,690	320	260	210
91人～ 100人	2,420	290	240	190
101人～ 110人	2,200	260	220	170
111人～ 120人	2,010	240	200	160
121人～ 130人	1,860	220	180	140
131人～ 140人	1,730	200	170	130
141人～ 150人	1,610	190	160	120
151人～ 160人	1,510	180	150	120
161人～ 170人	1,420	170	140	110
171人～	1,340	160	130	100

3 保育単価の特例

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、保育所の運営について、特別の事由があるため1及び2による保育単価によることが適当でないことと認められるときは、厚生労働大臣の承認を待って別に定める保育単価によることができること。

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならぬこと。
「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知)の第1の2の(1)のただし書きの適用を受けた幼保連携施設を構成する保育所に適用する保育単価等及び分園を設置する保育所については別に定めるところによること。

ただし、私立認定保育所については、次の算式によって計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額として支弁しなければならぬこと。
なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとする。

算式1 (各月初日の入所児童の場合)
乳児保育単価×その月初日の乳児入所児童数
1～2歳児保育単価×その月初日の1～2歳児入所児童数
3歳児保育単価×その月初日の3歳児入所児童数
4歳以上児保育単価×その月初日の4歳以上児入所児童数

算式2 (略)

算式3 (略)

第4 徴収金 (保育料) 基準額

1 基準額の算定方法 (略)

算式1 (略)

算式2 (略)

保 育 所 徴 収 金 (保 育 料) 基 準 額 表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	徴収金 (保育料) 基準額 (月額)
階層区分 第1階層	3歳未満児の場合 0円 3歳以上児の場合 0円

算式2 (月途中入所児童の場合)
 乳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷25日
 1～2歳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷25日
 3歳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷25日
 4歳以上児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷25日
 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。
 算式3 (月途中退所児童の場合)
 乳児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷25日
 1～2歳児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷25日
 3歳児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷25日
 4歳以上児保育単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷25日
 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。

第4 徴収金 (保育料) 基準額

1 基準額の算定方法

その年度における徴収金 (保育料) 基準額は、その地方公共団体における各月初日の入所児童について、児童単位に、次の表の各月初日のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定める基準額と月途中入退所に係る入所児童の次により算定した額の年間の合算額とすること。

算式1 (月途中入所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中入所日からの開所日数 (25日を超える場合は25日) ÷25日
 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式2 (月途中退所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日) ÷25日
 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。

保 育 所 徴 収 金 (保 育 料) 基 準 額 表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	徴収金 (保育料) 基準額 (月額)
階層区分 第1階層	3歳未満児の場合 0円 3歳以上児の場合 0円

改正後

第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層		40,000円未満	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
第8階層		734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	101,000円 (保育単価限度)

備考

1 この表の第3階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
また、この表の第4階層～第8階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号）（地方税法第314条の7第1項第2号）に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、除言費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。

3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金（保育料）基準額とする。

- (1) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - ② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

改正前

第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層		40,000円未満	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
第8階層		734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	101,000円 (保育単価限度)

備考

1 この表の第3階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
また、この表の第4階層～第8階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号）に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、除言費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。

3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金（保育料）基準額とする。

- (1) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - ② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

改正後

④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

(3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

階層区分	徴収金（保育料）基準額（月額）	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	18,500円	15,500円

4 第2階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄に掲げる児童が保育所に入所している場合は、第2欄に掲げる児童の徴収金（保育料）の額とする。ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金（保育料）基準額により計算して得た額とする。

	第1欄	第2欄
	ア	上記4に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）
イ	上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表×0.5
ウ	上記4に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

2 (略)

改正前

④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

(3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

階層区分	徴収金（保育料）基準額（月額）	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	18,500円	15,500円

4 第2階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、聴覚幼児通園施設、肢体不自由児施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄に掲げる児童の徴収金（保育料）の額とする。ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金（保育料）基準額により計算して得た額とする。

	第1欄	第2欄
	ア	上記4に掲げる施設を利用している就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）
イ	上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	徴収金（保育料）基準額表×0.5
ウ	上記4に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

2 徴収金（保育料）基準額の特例
その市町村の全地域又は相当地域にわたる災害等の特別な理由により1による基準額により難いときは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の申請に基づいて厚生労働大臣の定めるところによることができること。

『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について』の一部改正新旧対照表（案）

○『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金」通知の施行について』（昭和51年4月16日厚生省発見第59号の5）厚生省児童家庭局長通知

改正後

改正前

厚生省発見第59号の2
昭和51年4月16日

[一部改正]

昭和52年 1月21日厚生省発見第9号の5
昭和52年 2月23日厚生省発見第26号の5
昭和52年 4月19日厚生省発見第92号の5
昭和55年 4月 4日発見第239号
昭和57年 4月 6日発見第282号の2
昭和62年 4月 1日発見第282号の2
昭和62年 5月20日発見第444号の2
昭和63年 4月 7日発見第320号の2
平成元年 4月10日発見第265号の2
平成元年 5月29日発見第390号の2
平成 2年 4月11日発見第320号の2
平成 2年 6月 7日発見第475号の2
平成 3年 4月11日発見第58号の2
平成 6年 4月18日発見第390号の2
平成 7年 4月 3日発見第371号の2
平成 8年 6月24日発見第618号の2
平成 9年 5月28日発見第374号の2
平成10年 5月 1日発見第363号の2
平成11年 4月27日発見第403号
平成12年 6月 8日発見第582号
平成13年 5月22日発見第349号
平成14年 3月29日発見第0329030号
平成14年 5月24日発見第0524003号
平成15年 5月23日発見第0523003号
平成16年 6月10日発見第0610001号
平成17年10月28日発見第1028004号
平成18年 6月20日発見第0620002号
平成19年 2月 1日発見第0201001号
平成19年 6月12日発見第0612003号
平成20年 2月 6日発見第0206001号の1
平成20年 5月20日発見第0520001号の1
平成21年 7月 9日発見第0709第4号の1
平成22年 4月12日発見第0412第5号の1
平成23年 4月28日発見第0428第1号の1
平成※年※月※日発見第※号※号

厚生省発見第59号の5
昭和51年4月16日

[一部改正]

昭和52年 1月21日厚生省発見第9号の5
昭和52年 2月23日厚生省発見第26号の5
昭和52年 4月19日厚生省発見第92号の5
昭和55年 4月 4日発見第239号
昭和57年 4月 6日発見第282号の2
昭和62年 4月 1日発見第282号の2
昭和62年 5月20日発見第444号の2
昭和63年 4月 7日発見第320号の2
平成元年 4月10日発見第265号の2
平成元年 5月29日発見第390号の2
平成 2年 4月11日発見第320号の2
平成 2年 6月 7日発見第475号の2
平成 3年 4月11日発見第58号の2
平成 6年 4月18日発見第390号の2
平成 7年 4月 3日発見第371号の2
平成 8年 6月24日発見第618号の2
平成 9年 5月28日発見第374号の2
平成10年 5月 1日発見第363号の2
平成11年 4月27日発見第403号
平成12年 6月 8日発見第582号
平成13年 5月22日発見第349号
平成14年 3月29日発見第0329030号
平成14年 5月24日発見第0524003号
平成15年 5月23日発見第0523003号
平成16年 6月10日発見第0610001号
平成17年10月28日発見第1028004号
平成18年 6月20日発見第0620002号
平成19年 2月 1日発見第0201001号
平成19年 6月12日発見第0612003号
平成20年 2月 6日発見第0206001号の1
平成20年 5月20日発見第0520001号の1
平成21年 7月 9日発見第0709第4号の1
平成22年 4月12日発見第0412第5号の1
平成23年 4月28日発見第0428第1号の1

改正後

各 都道府県知事
指定都市市長
中核都市市長

厚生省児童家庭局長

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について

標記について、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(以下「交付要綱」という。)が施行されたところであるが、これが実施については、次によることとし、その適正なる運用を図られたいと通知する。
おいて、昭和50年4月7日厚生省発児57号の6「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金については廃止する。」

第1 保育単価及び支弁額について

1 保育単価について

保育単価の構成は、地域差を8区分、定員規模別を15区分、年齢別を乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の4区分とし、この額(基本分保育単価)にすべての保育所に在る保育所用採暖費加算額、民間施設給与等改善費、除雪費、寒冷地手当の支給地域に在る保育所において、寒冷地加算、北海道に在る保育所においては事務用採暖費加算額、単身赴任手当加算費が承認された保育所においては単身赴任手当加算費、施設機能強化推進費が承認された保育所においては施設機能強化推進費、特別保育事業等を実施する保育所においては事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算がそれぞれ行われ、また、これらによる年齢別保育単価に各月初日の年齢別入所児童数を乗じて得た額と、月途中入退所がある場合にはその入所児童数を乗じた合算額(私立認定保育所(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。)にあっては、同法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。))第51条第5号に規定する保育料額を控除した額とする。)によって、その月の支弁額の算定が行われるものであること。
児童用採暖費加算については、その保育所の所在する地域が一般職の職員に在る保育所(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域により、その適用すべき加算額を異にするのでその該当地等を確認のうえ、あらかじめ関係市町村及び保育所に連絡しておくこと。

年齢別保育単価に含まれている職員構成は、所長のほか、保育士については乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人(ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人加算)並びに調理員等については2人(定員40人以下の保育所においては1人、定員151人以上の保育所においては3人)とされているのでこれを充足すること。
なお、前記のほか非常勤の保育士が配置されていること。

2 所長の設置又は未設置の認定について

(1) (略)

改正前

各 都道府県知事
指定都市市長
中核都市市長

厚生省児童家庭局長

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について

標記について、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(以下「交付要綱」という。)が施行されたところであるが、これが実施については、次によることとし、その適正なる運用を図られたいと通知する。
おいて、昭和50年4月7日厚生省発児57号の6「児童福祉法による保育所措置費国庫負担金については廃止する。」

第1 保育単価及び支弁額について

1 保育単価について

保育単価の構成は、地域差を8区分、定員規模別を15区分、年齢別を乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の4区分とし、この額(基本分保育単価)にすべての保育所に在る保育所用採暖費加算額、民間施設給与等改善費、除雪費、寒冷地手当の支給地域に在る保育所において、寒冷地加算、北海道に在る保育所においては事務用採暖費加算額、単身赴任手当加算費が承認された保育所においては単身赴任手当加算費、施設機能強化推進費が承認された保育所においては施設機能強化推進費、特別保育事業等を実施する保育所においては事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算がそれぞれ行われ、また、これらによる年齢別保育単価に各月初日の年齢別入所児童数を乗じて得た額と、月途中入退所がある場合にはその入所児童数を乗じた合算額(私立認定保育所(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。)にあっては、同法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。))第51条第4号に規定する保育料額を控除した額とする。)によって、その月の支弁額の算定が行われるものであること。
児童用採暖費加算額又は寒冷地加算額の加算については、その保育所の所在する地域が一般職の職員に在る保育所(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域により、その適用すべき加算額を異にするのでその該当地等を確認のうえ、あらかじめ関係市町村及び保育所に連絡しておくこと。

年齢別保育単価に含まれている職員構成は、所長のほか、保育士については乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人(ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人加算)並びに調理員等については2人(定員40人以下の保育所においては1人、定員151人以上の保育所においては3人)とされているのでこれを充足すること。
なお、前記のほか非常勤の保育士が配置されていること。

2 所長の設置又は未設置の認定について

(1) 保育単価については、その保育所の長が各月の初日において欠員又は無給であるときは、その人件費を控除した未設置の保育単価が適用されるが、この設置又は未設置であるかどうかの認定は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、なお、前記のほか非常勤の保育士が配置されていること。

(2) (略)

- 3 民間施設給与等改善費の承認等について
 交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算額の承認等は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、その基準及び事務処理は次によらなければならないこと。
- (1) 交付要綱に定める民改費の加算率の適用は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として次表によるものとする。

加算率の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	内 訳	
		人件費 加算分	管理費 加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上 10年未満	8%	2%
8%加算分	4年以上 7年未満	6%	2%
4%加算分	4年未満	2%	2%

- (7) (略)
- (4) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する保育所における勤続年数、当該職員その他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であつて、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る。）、婦人保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業（施設を必要とするものに限る。）、を行う事業所、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）、を行う事業所、盲人ホーム、視覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数、「就学前の子ども園」に関する教育、保育等の総合的な提供の認定に関する法律に定める勤続年数及び医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、助産所における勤続年数（保健師又は看護師に限る。）を合算するものとする。
- (7) (略)

- ア その所長が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合限り、設置の単価を適用すること。
- イ したがって私立保育所において、2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、保育所長としての職務を行っていないものは欠員とみなし未設置の単価を適用すること。保育所長の欠員補充に伴い新たに所長設置の保育単価を適用するにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、その保育所の設置者からその旨の申請（保育所名、所長設置の保育単価の適用年月日、所長となる者の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等）を徴し、前記(1)の基準に適合しているときは所長設置の保育単価の適用の決定を行い、欠員補充された日の属する月の翌月（月初日に欠員補充された場合はその月）から所長設置の保育単価の適用承認を行うこととする。
- 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、所長設置の保育単価が適用される保育所については、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の基準に適合しなくなった場合には、(1)の基準に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適用しなくなった場合はその月）から未設置の単価の適用を行うこととする。

- 3 民間施設給与等改善費の承認等について
 交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算額の承認等は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、その基準及び事務処理は次によらなければならないこと。
- (1) 交付要綱に定める民改費の加算率の適用は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として次表によるものとする。

加算率の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	内 訳	
		人件費 加算分	管理費 加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上 10年未満	8%	2%
8%加算分	4年以上 7年未満	6%	2%
4%加算分	4年未満	2%	2%

- (7) 算定の対象となる職員は、その保育所に勤務するすべての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とすること。
- (4) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する保育所における勤続年数、当該職員その他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であつて、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る。）、婦人保護施設、児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）、を行う事業所、障害者自立支援施設によりなるとる従前の例により運営できるとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就学前の子ども園」に関する教育、保育等の総合的な提供の認定に関する法律に定める勤続年数に定める勤続年数を合算するものとする。
- (7) その保育所の職員1人当たり平均勤続年数は(7)により算定した全職員の合算勤続年数を算定の基礎となつた職員数により除して得た年数（6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てること。）をいうこと。

改正後

(エ) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 保育所事務職員雇上費の加算について

交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる子育て支援交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所に加算するものとする。

(1) 延長保育促進事業実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

(2) 一時預かり事業実施保育所（平成23年9月30日雇児発第0930第1号本職通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること。

(3) (略)

(4) (略)

5 主任保育士の専任加算について

交付要綱の第3の2の(10)に定める主任保育士の専任加算については次に掲げる子育て支援交付金対象事業及び保育対策等促進事業等を複数実施する保育所に加算するものとする。

改正前

(エ) 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度の途中においてその職員の異動があっても適用の変更は行わないものであること。

(2) 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められ、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民改費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずるものであること。ただし、遡及適用は行わないこと。

(3) 「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日雇児発第299号児童家庭局長通知）の5の(2)の結果、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間、民改費全額について加算を停止するものとする。

(4) また、加算を停止した施設であっても、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日雇児発第299号児童家庭局長通知）の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、同通知の1の(2)の①から④までに掲げる要件を満たすものについては、民改費が加算されたものと仮定して、同通知の別表2に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこととする。

(5) 民改費は、そもそも余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所については、対象とならないものであること。

(6) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、市町村長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）に保育所の設置者から別紙(1)に定める申請書を取りまとめさせ（指定都市及び中核市の市長は直接、保育所の設置者から申請書を徴すること。）、いずれかの加算率の適用に該当するかの承認を行い、市町村長に通知する措置を講ずること。市長村長は、その内容を保育所の設置者に通知すること。

4 保育所事務職員雇上費の加算について

交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所に加算するものとする。

(1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

(2) 一時預かり事業実施保育所（平成20年11月28日雇児発第1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること。

(3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

(4) 乳児が3人以上入所している保育所（月の初日において乳児が3人以上入所している月から年度を通じて加算。）

5 主任保育士の専任加算について

交付要綱の第3の2の(10)に定める主任保育士の専任加算については次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等を複数実施する保育所に加算するものとする。

改正後

- (1) 延長保育促進事業実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するものと及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (2) 一時預かり事業実施保育所（平成23年9月30日雇児発第0930第1号本職通知「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）
- (3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成23年度）ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること。
- (4) (略)

6 保育単価の予算措置等について
(略)

第2 徴収金（保育料）基準額について
1 (略)

2 (略)

3 (略)

改正前

- (1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するものと及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (2) 一時預かり事業実施保育所（平成20年11月28日雇児発第1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）
- (3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するものと及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (4) 乳児が3人以上入所している保育所（月の初日において乳児が3人以上入所している月から年度を通じて加算。）

6 保育単価の予算措置等について
保育単価は、最低基準を維持するのに必要な最低の経費であるから、市町村においては必要な予算措置を行い、所定の保育単価による支弁額を各月必ず支弁するよう厳正に指導されたいこと。したがって都道府県知事は、毎年度当初において、管下市町村の予算書抄本を徴する等、その市町村における支弁予定額を確認し、適切な指導を加えたいこと。なお、この費用の性質にかんがみ、各月初日の入所児童については当月分は遅くともその月中に精算支弁するように、月途中入退所については市町村の実情、施設の運営等を勘案しながら支弁するよう指導されたいこと。

第2 徴収金（保育料）基準額について

- 1 交付要綱の第4に定める徴収金（保育料）基準額の算定については、市町村において適正かつ簡明に行えるよう各月初日の入所児童の属する世帯を課税額等の状況に応じ区分し、それぞれ入所児童1人当たりの基準額をさだめていること。
- 入所児童の属する世帯の課税額等の確認については、関係機関との連携を密にして、誤りを期するよう指導することはもちろんであるが、各市町村における各階層区分の確認の適否は、直ちに国庫負担に重大な影響をもたらすこととなるので、指導監査等を通じて、とくにこの点の状況を厳密に監督することとされたいこと。

- 2 その世帯の階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主事者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。
- ただし、私立認定保育所については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の法第24条第2項に規定する保育の実施に係る児童の保護者（家計の主事者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

- 3 その世帯の階層区分の確認は次によられたいこと。
ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所等において行うこと。
イ 前年度分市長村民税の課税状況の確認は、その市町村の市町村民税主管課の資料等に基づいて行うこと。

改正後

第3 保育所における運営費の経理について
(略)

改正前

ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村の市町村民税主管課又は税務署において行うこと。
エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認方法、確認年月日、税額等を保育児童台帳の相当の欄に記載し、確認者の印を押印すること。
オ なお、課税状況の確認を証明書を徴して行うこととしている場合には、その課税額がない場合においてもその旨の証明書を徴すること。
オ 前年分の所得税の課税状況を把握するにあたって1月ないし3月の間においてはその確認が困難な場合もあるので、前々年分の課税状況により階層を決定するものであること。

第3 保育所における運営費の経理について
保育所における運営費の経理については、別に定めるところによること。

(案)

雇児保発 ※ 第※号
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱等
の改正点及びその運用について

平成※年※月※日厚生労働省発雇児※第※号により「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」等が一部改正され、平成24年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとされたが、今回の改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりである。

第1 交付要綱等の改正点について

1 基本分保育単価関係

(1) 社会保険料事業主負担金

厚生年金保険料率等の改定に伴う引き上げ

(2) 職員健康管理費 5,494 円 → 6,998 円

2 加算単価関係

(1) 降灰除去費

1 施設年額 139,540 円 → 139,860 円

3 その他

今回の改正では、民間施設給与等改善費の勤続年数の算定にあたって、児童厚生施設、児童家庭支援センターでの勤務経験及び保健師又は看護師の病院等での勤務経験を算定できることとしたため、『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知）』の第1の3の（イ）を改正した。

また、平成22年度税制改正において、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところ。

保育所徴収金（保育料）の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応することとしたため、交付要綱の保育所徴収金（保育料）基準額表の備考欄を改正した。

第2 平成24年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額	
			調整数	基本額
所 長	(福) 2 - 3 3	253,400 円	—	—
主任保育士	(福) 2 - 1 7	230,112 円	1	9,200 円
保 育 士	(福) 1 - 2 9	195,228 円	1	7,800 円
調 理 員 等	(行二) 1 - 3 7	165,800 円	—	—

(注) 1 この表は、保育所運営費負担金の予算積算上の給与格付けを例示したものである。

2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。

3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を本俸基準額に加えている。

第3 交付要綱等に定める保育単価に含まれている管理費は別紙「保育単価に含まれている管理費」のとおりである。

保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その の 入 年 月 所 齢 初 児 区 日 童 分	管理費
31人 から 40人 まで	設 置	乳 1 歳 児	円 12,743
		2 歳 児	7,576
		3 歳 児	3,960
		4 歳 児	3,443
	未 設 置	乳 1 歳 児	12,593
		2 歳 児	7,426
		3 歳 児	3,810
		4 歳 児	3,293
41人 から 50人 まで	設 置	乳 1 歳 児	12,770
		2 歳 児	7,603
		3 歳 児	3,987
		4 歳 児	3,470
	未 設 置	乳 1 歳 児	12,650
		2 歳 児	7,483
		3 歳 児	3,867
		4 歳 児	3,350
51人 から 60人 まで	設 置	乳 1 歳 児	12,303
		2 歳 児	7,136
		3 歳 児	3,520
		4 歳 児	3,003
	未 設 置	乳 1 歳 児	12,203
		2 歳 児	7,036
		3 歳 児	3,420
		4 歳 児	2,903
61人 から 70人 まで	設 置	乳 1 歳 児	12,043
		2 歳 児	6,876
		3 歳 児	3,260
		4 歳 児	2,743
	未 設 置	乳 1 歳 児	11,957
		2 歳 児	6,790
		3 歳 児	3,174
		4 歳 児	2,657
71人 から 80人 まで	設 置	乳 1 歳 児	11,852
		2 歳 児	6,685
		3 歳 児	3,069
		4 歳 児	2,552
	未 設 置	乳 1 歳 児	11,777
		2 歳 児	6,610
		3 歳 児	2,994
		4 歳 児	2,477
81人 から 90人 まで	設 置	乳 1 歳 児	11,700
		2 歳 児	6,533
		3 歳 児	2,917
		4 歳 児	2,400
	未 設 置	乳 1 歳 児	11,633
		2 歳 児	6,466
		3 歳 児	2,850
		4 歳 児	2,333
91人 から 100人 まで	設 置	乳 1 歳 児	11,268
		2 歳 児	6,101
		3 歳 児	2,485
		4 歳 児	1,968
	未 設 置	乳 1 歳 児	11,208
		2 歳 児	6,041
		3 歳 児	2,425
		4 歳 児	1,908

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その の 入 年 月 所 齢	初 児 区	日 童 分	管理費
101人 から 110人 まで	設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	11,200
					6,033
					2,417
	未 設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	1,900
					11,145
					5,978
111人 から 120人 まで	設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	2,362
					1,845
					11,140
	未 設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	5,973
					2,357
					1,840
121人 から 130人 まで	設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	11,090
					5,923
					2,307
	未 設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	1,790
					11,089
					5,922
131人 から 140人 まで	設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	2,306
					1,789
					11,043
	未 設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	5,876
					2,260
					1,743
141人 から 150人 まで	設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	11,048
					5,881
					2,265
	未 設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	1,748
					11,006
					5,839
151人 から 160人 まで	設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	2,223
					1,706
					10,976
	未 設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	5,849
					2,233
					1,716
161人 から 170人 まで	設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	10,976
					5,809
					2,193
	未 設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	1,676
					10,983
					5,816
171人 以上	設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	2,200
					1,683
					10,945
	未 設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	5,778
					2,162
					1,645
161人 から 170人 まで	設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	10,955
					5,788
					2,172
	未 設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	1,655
					10,920
					5,753
171人 以上	設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	2,137
					1,620
					10,932
	未 設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	5,765
					2,149
					1,632
未 設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	10,899	
				5,732	
				2,116	
未 設 置	乳 1 3 4 歳	2 歳 以 上	児 児 児 児 児	1,599	

(案)

雇 児 発 ※ 第 ※ 号
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成 24 年度小規模保育所に係る保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第 3 の 3 により、小規模保育所（平成 12 年 3 月 30 日児発第 296 号厚生省児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」により承認され、同通知の第 1 の 2 のただし書の適用を受けたもの）に適用される保育単価を別紙のとおり定め、平成 24 年度分について適用することとしたので通知する。

なお、保育単価に含まれている管理費は別紙（参考）のとおりである。

別 紙

小規模保育所適用保育単価表

その所の保育所	その保育所	その保育所	その保育所	その保育所	その保育所	その保育所	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
							12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
18/100 地域	20人まで	設 置	乳 児	225,120	25,860	21,550	17,240	8,610		
			1, 2歳児	154,470	17,380	14,490	11,590	5,790		
		未 設 置	3 歳 児	101,920	11,440	9,540	7,630	3,810		
			4 歳以上児	94,860	10,600	8,840	7,070	3,530		
	21人から 30人まで	設 置	乳 児	199,840	22,830	19,020	15,210	7,600		
			1, 2歳児	129,190	14,350	11,960	9,560	4,780		
		未 設 置	3 歳 児	76,640	8,410	7,010	5,600	2,800		
			4 歳以上児	69,580	7,570	6,310	5,040	2,520		
	15/100 地域	20人まで	設 置	乳 児	201,300	23,000	19,160	15,330	7,660	
				1, 2歳児	130,580	14,510	12,090	9,670	4,830	
			未 設 置	3 歳 児	78,000	8,570	7,140	5,710	2,850	
				4 歳以上児	70,930	7,730	6,440	5,150	2,570	
21人から 30人まで		設 置	乳 児	184,450	20,980	17,480	13,980	6,990		
			1, 2歳児	113,730	12,490	10,410	8,320	4,160		
		未 設 置	3 歳 児	61,150	6,550	5,460	4,360	2,180		
			4 歳以上児	54,080	5,710	4,760	3,800	1,900		
12/100 地域		20人まで	設 置	乳 児	220,330	25,290	21,070	16,860	8,430	
				1, 2歳児	151,280	17,000	14,170	11,330	5,660	
			未 設 置	3 歳 児	99,860	11,200	9,340	7,470	3,730	
				4 歳以上児	92,960	10,380	8,650	6,920	3,460	
	21人から 30人まで	設 置	乳 児	197,020	22,480	18,730	14,990	7,490		
			1, 2歳児	127,910	14,190	11,820	9,460	4,730		
		未 設 置	3 歳 児	76,450	8,380	6,990	5,590	2,790		
			4 歳以上児	69,540	7,560	6,300	5,040	2,520		
	10/100 地域	20人まで	設 置	乳 児	180,590	20,510	17,090	13,680	6,830	
				1, 2歳児	111,480	12,220	10,180	8,150	4,070	
			未 設 置	3 歳 児	60,020	6,410	5,350	4,280	2,130	
				4 歳以上児	53,110	5,590	4,660	3,730	1,860	
21人から 30人まで		設 置	乳 児	215,540	24,710	20,590	16,470	8,230		
			1, 2歳児	148,090	16,620	13,850	11,070	5,530		
		未 設 置	3 歳 児	97,800	10,950	9,130	7,290	3,640		
			4 歳以上児	91,060	10,150	8,460	6,760	3,380		
10/100 地域		20人まで	設 置	乳 児	191,540	21,830	18,180	14,550	7,270	
				1, 2歳児	124,090	13,740	11,440	9,150	4,570	
			未 設 置	3 歳 児	73,800	8,070	6,720	5,370	2,680	
				4 歳以上児	67,060	7,270	6,050	4,840	2,420	
	21人から 30人まで	設 置	乳 児	192,730	21,980	18,310	14,650	7,320		
			1, 2歳児	125,230	13,880	11,560	9,250	4,620		
		未 設 置	3 歳 児	74,900	8,210	6,830	5,470	2,730		
			4 歳以上児	68,150	7,400	6,160	4,930	2,460		
10/100 地域	20人まで	設 置	乳 児	176,720	20,060	16,710	13,370	6,680		
			1, 2歳児	109,220	11,960	9,960	7,970	3,980		
		未 設 置	3 歳 児	58,890	6,290	5,230	4,190	2,090		
			4 歳以上児	52,140	5,480	4,560	3,650	1,820		
	21人から 30人まで	設 置	乳 児	212,350	24,330	20,270	16,210	8,100		
			1, 2歳児	145,980	16,370	13,630	10,900	5,450		
		未 設 置	3 歳 児	96,430	10,790	8,990	7,190	3,590		
			4 歳以上児	89,800	10,000	8,330	6,660	3,330		
10/100 地域	20人まで	設 置	乳 児	188,770	21,500	17,910	14,330	7,160		
			1, 2歳児	122,400	13,540	11,270	9,020	4,510		
	21人から 30人まで	設 置	3 歳 児	72,850	7,960	6,630	5,310	2,650		
			4 歳以上児	66,220	7,170	5,970	4,780	2,390		
10/100 地域	21人から 30人まで	未 設 置	乳 児	189,870	21,630	18,020	14,420	7,210		
			1, 2歳児	123,440	13,660	11,380	9,110	4,550		
	21人から 30人まで	未 設 置	3 歳 児	73,860	8,080	6,730	5,390	2,690		
			4 歳以上児	67,220	7,290	6,070	4,860	2,430		
10/100 地域	21人から 30人まで	未 設 置	乳 児	174,150	19,740	16,450	13,160	6,580		
			1, 2歳児	107,720	11,770	9,810	7,850	3,920		
	21人から 30人まで	未 設 置	3 歳 児	58,140	6,190	5,160	4,130	2,060		
			4 歳以上児	51,500	5,400	4,500	3,600	1,800		

その の 保 育 所 の 所 在 地 域	その の 保 育 所 の 所 在 地 域	その の 保 育 所 の 所 在 地 域	その の 保 育 所 の 所 在 地 域	その の 保 育 所 の 所 在 地 域	その の 保 育 所 の 所 在 地 域	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
8/100 地 域	20人まで	設 置	乳 児	209,150	23,940	19,950	15,960	7,980	
			1, 2歳児	143,850	16,100	13,420	10,730	5,360	
			3歳児	95,060	10,620	8,850	7,080	3,540	
			4歳以上児	88,530	9,840	8,200	6,560	3,280	
	未 設 置	乳 児	185,990	21,160	17,640	14,110	7,050		
		1, 2歳児	120,690	13,320	11,110	8,880	4,430		
		3歳児	71,900	7,840	6,540	5,230	2,610		
		4歳以上児	65,370	7,060	5,890	4,710	2,350		
	21人から 30人まで	設 置	乳 児	187,010	21,280	17,740	14,190	7,090	
			1, 2歳児	121,650	13,440	11,200	8,960	4,480	
			3歳児	72,820	7,950	6,630	5,300	2,650	
			4歳以上児	66,290	7,170	5,980	4,780	2,390	
未 設 置	乳 児	171,570	19,430	16,190	12,960	6,470			
	1, 2歳児	106,210	11,590	9,650	7,730	3,860			
	3歳児	57,380	6,100	5,080	4,070	2,030			
	4歳以上児	50,850	5,320	4,430	3,550	1,770			
6/100 地 域	20人まで	設 置	乳 児	205,950	23,560	19,640	15,700	7,850	
			1, 2歳児	141,720	15,850	13,210	10,570	5,280	
			3歳児	93,680	10,460	8,720	6,970	3,480	
			4歳以上児	87,260	9,690	8,080	6,460	3,230	
	未 設 置	乳 児	183,220	20,830	17,360	13,880	6,940		
		1, 2歳児	118,990	13,120	10,930	8,750	4,370		
		3歳児	70,950	7,730	6,440	5,150	2,570		
		4歳以上児	64,530	6,960	5,800	4,640	2,320		
	21人から 30人まで	設 置	乳 児	184,150	20,940	17,450	13,960	6,970	
			1, 2歳児	119,870	13,230	11,020	8,820	4,400	
			3歳児	71,780	7,830	6,520	5,220	2,600	
			4歳以上児	65,360	7,060	5,880	4,710	2,350	
未 設 置	乳 児	169,000	19,120	15,940	12,740	6,360			
	1, 2歳児	104,720	11,410	9,510	7,600	3,790			
	3歳児	56,630	6,010	5,010	4,000	1,990			
	4歳以上児	50,210	5,240	4,370	3,490	1,740			
3/100 地 域	20人まで	設 置	乳 児	201,160	22,980	19,160	15,320	7,650	
			1, 2歳児	138,540	15,470	12,890	10,310	5,150	
			3歳児	91,620	10,210	8,510	6,810	3,400	
			4歳以上児	85,360	9,460	7,890	6,310	3,150	
	未 設 置	乳 児	179,070	20,330	16,950	13,550	6,770		
		1, 2歳児	116,450	12,820	10,680	8,540	4,270		
		3歳児	69,530	7,560	6,300	5,040	2,520		
		4歳以上児	63,270	6,810	5,680	4,540	2,270		
	21人から 30人まで	設 置	乳 児	179,860	20,430	17,030	13,620	6,810	
			1, 2歳児	117,190	12,910	10,760	8,610	4,300	
			3歳児	70,230	7,650	6,370	5,100	2,550	
			4歳以上児	63,970	6,900	5,750	4,600	2,300	
未 設 置	乳 児	165,130	18,660	15,550	12,440	6,220			
	1, 2歳児	102,460	11,140	9,280	7,430	3,710			
	3歳児	55,500	5,880	4,890	3,920	1,960			
	4歳以上児	49,240	5,130	4,270	3,420	1,710			
その他 地 域	20人まで	設 置	乳 児	196,360	22,410	18,680	14,940	7,470	
			1, 2歳児	135,350	15,090	12,580	10,060	5,030	
			3歳児	89,560	9,970	8,310	6,640	3,320	
			4歳以上児	83,460	9,240	7,700	6,160	3,080	
	未 設 置	乳 児	174,910	19,830	16,530	13,220	6,610		
		1, 2歳児	113,900	12,510	10,430	8,340	4,170		
		3歳児	68,110	7,390	6,160	4,920	2,460		
		4歳以上児	62,010	6,660	5,550	4,440	2,220		
	21人から 30人まで	設 置	乳 児	175,570	19,920	16,600	13,270	6,630	
			1, 2歳児	114,500	12,590	10,490	8,380	4,190	
			3歳児	68,670	7,460	6,220	4,960	2,480	
			4歳以上児	62,570	6,730	5,610	4,480	2,240	
未 設 置	乳 児	161,270	18,200	15,170	12,130	6,060			
	1, 2歳児	100,200	10,870	9,060	7,240	3,620			
	3歳児	54,370	5,740	4,790	3,820	1,910			
	4歳以上児	48,270	5,010	4,180	3,340	1,670			

別紙(参考)

小規模保育所適用保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月初日 の入所児 の年齢区分	管 理 費
20人まで	設 置	乳 児	円 14,702
		1, 2 歳 児	9,535
		3 歳 児	5,919
		4 歳 以 上 児	5,402
	未 設 置	乳 児	14,402
		1, 2 歳 児	9,235
		3 歳 児	5,619
		4 歳 以 上 児	5,102
21人から 30人まで	設 置	乳 児	13,307
		1, 2 歳 児	8,140
		3 歳 児	4,524
		4 歳 以 上 児	4,007
	未 設 置	乳 児	13,107
		1, 2 歳 児	7,940
		3 歳 児	4,324
		4 歳 以 上 児	3,807

(案)

雇 児 発 ※ 第 ※ 号
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成 24 年度夜間保育所加算分保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第 3 の 3 により夜間保育所（平成 12 年 3 月 30 日児発第 298 号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」により承認されたもの）に適用される加算分保育単価を別紙のとおり定め、平成 24 年度分について適用することとしたので通知する。

別 紙

夜間保育所加算分保育単価

その保育所の その月初日の 定員区分	年齢区分	加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額 (第2欄)			
			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人まで	3歳未満児	円 13,920	円 1,100	円 920	円 730	円 360
	3歳以上児	円 15,490	円 1,100	円 920	円 730	円 360
21人から 30人まで	3歳未満児	円 10,850	円 730	円 610	円 490	円 240
	3歳以上児	円 12,410	円 730	円 610	円 490	円 240
31人から 40人まで	3歳未満児	円 9,310	円 550	円 460	円 360	円 180
	3歳以上児	円 10,870	円 550	円 460	円 360	円 180
41人から 50人まで	3歳未満児	円 8,380	円 440	円 360	円 290	円 140
	3歳以上児	円 9,950	円 440	円 360	円 290	円 140
51人から 60人まで	3歳未満児	円 7,770	円 360	円 300	円 240	円 120
	3歳以上児	円 9,340	円 360	円 300	円 240	円 120
61人から 70人まで	3歳未満児	円 7,330	円 310	円 260	円 210	円 100
	3歳以上児	円 8,900	円 310	円 260	円 210	円 100
71人から 80人まで	3歳未満児	円 7,000	円 270	円 230	円 180	円 90
	3歳以上児	円 8,570	円 270	円 230	円 180	円 90
81人から 90人まで	3歳未満児	円 6,740	円 240	円 200	円 160	円 80
	3歳以上児	円 8,310	円 240	円 200	円 160	円 80

夜間保育所加算分保育単価に含まれている事業費

年齢区分	基本分
3歳未満児	円 4,697
3歳以上児	円 6,263

「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)の一部改正新旧対照表 (案)

○保育所運営費の経理等について 平成12年3月30日 児発第299号各都道府県知事・各指定都市・各核都市市長宛厚生省児童家庭局長通知

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>1 運営費の用途範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあつては、各区分にかかわらず、当該保育所を営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。</p> <p>① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(3) (1)に関わらず、運営費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。</p> <p>① 人件費積立資産(人件費の類に属する経費にかかる積立資産)</p> <p>② 修繕積立資産(建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかる積立資産)</p> <p>③ 備品等購入積立資産(業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立資産)</p> <p>なお、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。</p> <p>(4) (1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であつて、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、運営費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立資産への積立支出に加え、民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者</p>	<p>(略)</p> <p>記</p> <p>1 運営費の用途範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあつては、各区分にかかわらず、当該保育所を営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。</p> <p>① 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されていること。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(3) (1)に関わらず、運営費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立預金に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。</p> <p>① 人件費積立預金(人件費の類に属する経費にかかる積立預金)</p> <p>② 修繕積立預金(建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかる積立預金)</p> <p>③ 備品等購入積立預金(業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立預金)</p> <p>なお、各積立預金をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。</p> <p>(4) (1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であつて、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、運営費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立預金への積立支出に加え、民間施設給与等改善費(以下「民改費」という。)として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者</p>

が設置する保育所に係る別表2に掲げる経費等に充てることができ、また、別表2の3の保育所の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分(運営費支出対象施設以外の事業が同一の拠点区分に含まれている場合には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること)に「保育所施設・設備整備積立資産積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。

また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、民改費相当額を別表2に掲げる経費等に充当する社会福祉法人(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号)において、1の(4)についてのみ要件を満たさない法人について定める民改費の管理費として加算された額に相当する額のみを弾力運用を行うものを除く。)については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号)に定める社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行うこと。

(5) (4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①及び②の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、民改費として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同条第7項に規定する一時預かり事業並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第19条に規定する事業をいう。)に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第03

が設置する保育所に係る別表2に掲げる経費等に充てることができ、また、別表2の3の保育所の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の経理区分に「保育所施設・設備整備積立預金積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立預金」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。

また、この保育所施設・設備整備積立預金を同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、民改費相当額を別表2に掲げる経費等に充当する社会福祉法人(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号)において、1の(4)についてのみ要件を満たさない法人について定める民改費の管理費として加算された額に相当する額のみを弾力運用を行うものを除く。)については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号)に定める社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行うこと。

(5) (4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①及び②の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、民改費として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業及び同条第7項に規定する一時預かり事業並びに児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成15年厚生労働省令第130号)による改正児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第19条に規定する事業をいう。)に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設にお

12001号、老発第0312001号) 別表3に掲げる施設をいう。) 別表3に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。

また、当該会計年度において、運営費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の運営費額の4分の1の額)に相当する額の範囲内(4)の民改費相当額を含む。)まで、運営費を同一の設置者が設置する保育所に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。

なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分(運営費支出対象施設以外の事業が同一の拠点区分に含まれている場合には、サービズ区分。以下同じ。)から当該拠点区分へ繰り入れ支出すること。

① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号)に定める貸借対照表(以下「財務諸表」という。)を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

② (略)

(6) (1)に関わらず、運営費については、(5)に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

① 人件費積立資産
② 保育所施設・設備整備積立資産(建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕・環境の改善等に要する費用、業務省力か機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産)

なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職(当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会)において、その使用目的、

運営費の使用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。

また、当該会計年度において、運営費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の運営費額の4分の1の額)に相当する額の範囲内(4)の民改費相当額を含む。)まで、運営費を同一の設置者が設置する保育所に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。

なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出すること。

① 社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号)に定める貸借対照表(以下「財務諸表」という。)を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

② (略)

(6) (1)に関わらず、運営費については、(5)に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立預金に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

① 人件費積立預金
② 保育所施設・設備整備積立預金(建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕・環境の改善等に要する費用、業務省力か機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立預金)

なお、各積立預金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職(当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会)において、その使用目的、取り崩す金

取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。

2 私立認定保育所における保育料の取扱い

(1) 私立認定保育所における就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下「保育料」という。）については、原則として当該私立認定保育所の人件費、管理費及び事業費に充てられるものであるが、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から④までに掲げる要件の全てが満たされた上で、当該私立認定保育所の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲内において、人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産及び保育所施設・設備整備積立資産に積み立てる他、以下の経費に充てることができること。①～③（略）

(2) (1)により積み立てた各積立資産をそれぞれの目的以外に使用する場合に取扱いについては、運営費と同じ取扱いとすること。

3 前期末支払資金残高の取扱い

(1) (略)

(2) 前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填でき、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができ、③の公益事業の運営に要する経費への繰入れは、当該施設の前期末支払資金残高の10%を限度とする。

なお、当期末支払資金残高は、運営費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入（私立認定保育所において）は運営費収入及び保育料収入の合計額の30%以下の保有とすること。

額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。

2 私立認定保育所における保育料の取扱い

(1) 私立認定保育所における就学前保育等推進法第13条第4項の保育料（以下「保育料」という。）については、原則として当該私立認定保育所の人件費、管理費及び事業費に充てられるものであるが、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件の全てが満たされた上で、当該私立認定保育所の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲内において、人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産及び保育所施設・設備整備積立資産に積み立てる他、以下の経費に充てることができること。①～③（略）

(2) (1)により積み立てた各積立預金をそれぞれの目的以外に使用する場合に取扱いについては、運営費と同じ取扱いとすること。

3 前期末支払資金残高の取扱い

(1) (略)

(2) 前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填でき、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができ、③の公益事業の運営に要する経費への繰入れは、当該施設の前期末支払資金残高の10%を限度とする。

なお、当期末支払資金残高は、運営費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入（私立認定保育所において）は運営費収入及び保育料収入の合計額の30%以下の保有とすること。

①～③ (略)

4 運営費及び保育料の管理・運用

- (1) (略)
- (2) 運営費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限り認められるものであること。
- なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められないこと。
- (3) (略)

5 運営費等の経理に係る指導監督

運営費等の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたこと。

- (1) 設置者から提出された財務諸表及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、財務諸表等については、各事業区分ごとの審査はもろろのこと、各事業区分及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを併せて確認すること。
- (2) 設置者から提出された財務諸表等が以下のいずれかに該当する場合には、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかをはじめ入所児童の処遇の状況を十分に確認すること。

①～② (略)

- ③ 保育所に係る拠点区分から、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合

- ④ 運営費等に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点

①～③ (略)

4 運営費及び保育料の管理・運用

- (1) (略)
- (2) 運営費等の同一法人内における各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限り認められるものであること。
- なお、同一法人内における各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計以外への貸付は一切認められないこと。
- (3) (略)

5 運営費等の経理に係る指導監督

運営費等の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたこと。

- (1) 設置者から提出された財務諸表及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、財務諸表等については、各会計単位ごとの審査はもろろのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを併せて確認すること。
- (2) 設置者から提出された財務諸表等が以下のいずれかに該当する場合には、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1 運営費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかをはじめ入所児童の処遇の状況を十分に確認すること。

①～② (略)

- ③ 保育所に係る経理区分から、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合

- ④ 運営費等に係る当該会計年度の各種積立預金への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る経理

区分の経常収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合
(3)～(4)（略）

6 その他
（略）

別表1

- 1 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号。以下「雇児発第0609001号」という。）に定める延長保育促進事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- 2 「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成23年9月30日雇児発0930第1号。以下「雇児発0930第1号」という。）に定める一時預かり事業

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること

3 （略）

- 4 雇児発0930第1号通知に定める地域子育て支援拠点事業のセンター型又はこれと同様の事業と認められるもの

5 （略）

- 6 雇児発0930第1号通知に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7 雇児発第0609001号通知に定める休日保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

- 8 雇児発第0609001号通知に定める病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

- 9 雇児発第0609001号通知に定める特定保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

別表2～5（略）

区分の経常収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合
(3)～(4)（略）

6 その他
（略）

別表1

- 1 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号。以下「雇児発第0609001号」という。）に定める延長保育促進事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- 2 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成20年11月28日雇児発1128003号。以下「雇児発第1128003号」という。）に定める一時預かり事業

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていることと認められ、実施しているものも含むこととされること

3 （略）

- 4 雇児発第1128003号通知に定める地域子育て支援拠点事業のセンター型又はこれと同様の事業と認められるもの

5 （略）

- 6 雇児発第1128003号通知に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

- 7 雇児発第0609001号通知に定める休日保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

- 8 雇児発第0609001号通知に定める病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

- 9 雇児発第0609001号通知に定める特定保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

別表2～5（略）

(別表6)

平成 年度収支計算分析表

収入		支出		差引過△不足額 (①-②)
科目	金額(円)①	科目	金額(円)②	
1 保育所運営費収入 (民 改費加算分を除く。)		14 人件費支出		
(1) 人件費(民改費加算 分を除く。)		(1) 職員給料支出		
(2) 管理費(民改費加算 分を除く。)		(2) 職員賞与支出		
(3) 事業費		(3) 非常勤職員給与支出		
2 保育料収入		(4) 退職給付支出		
3 私的契約利用料収入		(5) 法定福利費支出		
4 国庫補助事業に係る経 常経費補助金収入		15 事務費支出		
5 人件費積立資産取崩収 入		(1) 福利厚生費支出		
6 修繕積立資産取崩収入		(2) 職員被服費支出		
7 備品等購入積立資産取 崩収入		(3) 旅費交通費支出		
8 保育所施設・設備整備 積立資産取崩収入		(4) 研修研究費支出		
		(5) 事務消耗品費支出		
		(6) 印刷製本費支出		
		(7) 水道光熱費支出		
		(8) 燃料費支出		
		(9) 修繕費支出		
		(10) 通信運搬費支出		
		(11) 会議費支出		
		(12) 広報費支出		
		(13) 業務委託費支出		
		(14) 手数料支出		
		(15) 保険料支出		
		(16) 賃借料支出		
		(17) 雑支出		

(別表6)

平成 年度収支計算分析表

収入		支出		差引過△不足額 (①-②)
科目	金額(円)①	科目	金額(円)②	
1 保育所運営費収入 (民 改費加算分を除く。)		14 人件費支出		
(1) 人件費(民改費加算 分を除く。)		(1) 職員俸給		
(2) 管理費(民改費加算 分を除く。)		(2) 職員諸手当		
(3) 事業費		(3) 非常勤職員給与		
2 保育料収入		(4) 退職共済掛金		
3 私的契約利用料収入		(5) 法定福利費		
4 国庫補助事業に係る経 常経費補助金収入		15 事務費支出		
5 人件費積立預金取崩収 入		(1) 福利厚生費		
6 修繕積立預金取崩収入		(2) 旅費交通費		
7 備品等購入積立預金取 崩収入		(3) 研修費		
8 保育所施設・設備整備 積立預金取崩収入		(4) 消耗品費		
		(5) 器具什器費		
		(6) 印刷製本費		
		(7) 水道光熱費		
		(8) 燃料費		
		(9) 修繕費		
		(10) 通信運搬費		
		(11) 会議費		
		(12) 広報費		
		(13) 業務委託費		
		(14) 手数料		
		(15) 損害保険料		
		(16) 賃借料		
		(17) 雑費		

16 事業費支出			
(1) 給食費			
(2) 保健衛生費			
(3) 保育材料費			
(4) 水道光熱費			
(5) 燃料費			
(6) 消耗品費			
(7) 器具什器費			
(8) 賃借料			
(9) 雑費			
17 人件費積立預金積立支出			
18 修繕積立預金積立支出			
19 備品等購入積立預金積立支出			
20 保育所施設・設備整備積立預金積立支出			
21 当期資金収支差額合計			
14から21までの小計			
22 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出			
23 土地・建物賃借料			
24 22及び23の経費に係る借入金利息支出			
25 22及び23の経費に係る借入金償還支出			
26 22及び23の経費に係る積立預金積立支出			
27 租税公課			
22から27までの小計			
合計			
9 当期資金収支差額合計(欠損金)			
1から9までの小計			
10 保育所運営費収入のうち民改費加算分			
11 国庫補助事業に係る施設整備補助金収入			
12 国庫補助事業に係る設備整備補助金収入			
13 22及び23の経費に係る積立預金取崩収入			
10から13までの小計			
合計			
※14から27の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入の欄に計上すること。			

16 事業費支出			
(1) 給食費支出			
(2) 保健衛生費支出			
(3) 保育材料費支出			
(4) 水道光熱費支出			
(5) 燃料費支出			
(6) 消耗器具備品費支出			
(7) 賃借料支出			
(8) 雑支出			
17 人件費積立資産支出			
18 修繕積立資産支出			
19 備品等購入積立資産支出			
20 保育所施設・設備整備積立資産支出			
21 当期資金収支差額合計			
14から21までの小計			
22 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出			
23 土地・建物賃借料支出			
24 22及び23の経費に係る借入金利息支出			
25 22及び23の経費に係る借入金償還支出			
26 22及び23の経費に係る積立資産支出			
27 租税公課			
22から27までの小計			
合計			
9 当期資金収支差額合計(欠損金)			
1から9までの小計			
10 保育所運営費収入のうち民改費加算分			
11 国庫補助事業に係る施設整備補助金収入			
12 国庫補助事業に係る設備整備補助金収入			
13 22及び23の経費に係る積立資産取崩収入			
10から13までの小計			
合計			
※14から27の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入の欄に計上すること。			

平成24年度保育対策等促進事業費補助金交付要綱新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長</p> <p>一部改正 一部改正 一部改正 一部改正 一部改正</p> <p>厚生労働省発雇児童第06090001号 平成20年6月9日 厚生労働省発雇児童第0304005号 平成21年3月4日 厚生労働省発雇児童第0603004号 平成21年6月3日 厚生労働省発雇児童0420第2号 平成22年4月20日 厚生労働省発雇児童0401第4号 平成23年4月1日 厚生労働省発雇児童****第**号 平成**年**月**日</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>保育対策等促進事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」により行う。平成20年4月1日から適用することとされたので通知する。平成22年6月2日厚生省発雇第102号「保育対策等促進事業費の国庫補助については、別紙「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日から適用することとなお、補助に「平成19年度以前に交付された国庫補助金の取扱いは、なお従前の例によるものとする。」の例により、貴管内市町村（特別区を含む。）に対しては、貴職よりこの旨周知された。</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長</p> <p>一部改正 一部改正 一部改正 一部改正</p> <p>厚生労働省発雇児童第06090001号 平成20年6月9日 厚生労働省発雇児童第0304005号 平成21年3月4日 厚生労働省発雇児童第0603004号 平成21年6月3日 厚生労働省発雇児童0420第2号 平成22年4月20日 厚生労働省発雇児童0401第4号 平成23年4月1日 厚生労働省発雇児童****第**号 平成**年**月**日</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>保育対策等促進事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」により行う。平成20年4月1日から適用することとされたので通知する。平成22年6月2日厚生省発雇第102号「保育対策等促進事業費の国庫補助については、別紙「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日から適用することとなお、補助に「平成19年度以前に交付された国庫補助金の取扱いは、なお従前の例によるものとする。」の例により、貴管内市町村（特別区を含む。）に対しては、貴職よりこの旨周知された。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 待機児童解消促進事業 (5) 児童福祉施設整備事業 (6) 児童福祉施設整備事業</p> <p>(交付額の算定方法) 4 (略)</p> <p>(交付額の下限) 5 (略)</p>	<p>児童福祉施設整備事業 児童福祉施設整備事業 児童福祉施設整備事業</p> <p>第0609001号厚生労働省雇用均等・児童機 第0609001号厚生労働省雇用均等・児童機 第0609001号厚生労働省雇用均等・児童機</p> <p>児童福祉施設整備事業 児童福祉施設整備事業 児童福祉施設整備事業</p> <p>(交付額の下限) 5 (略)</p>

改正後

(交付の条件)
6 (略)

改正前

- (交付の条件)
6 (1) 事業の承認を中止しない。
(2) 事業に機械及び器具の交換し、貸し付け、又は担
(3) 事業に機械及び器具の交換し、貸し付け、又は担
(4) 事業に機械及び器具の交換し、貸し付け、又は担
(5) 事業に機械及び器具の交換し、貸し付け、又は担
(6) 事業に機械及び器具の交換し、貸し付け、又は担
(7) 事業に機械及び器具の交換し、貸し付け、又は担
(8) 事業に機械及び器具の交換し、貸し付け、又は担
(9) 事業に機械及び器具の交換し、貸し付け、又は担
(10) 事業に機械及び器具の交換し、貸し付け、又は担
(11) 事業に機械及び器具の交換し、貸し付け、又は担

改正後	改正前
<p>(申請手続) 7 (略)</p> <p>(変更申請手続) 8 (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間) 9 (略)</p> <p>(補助金の概算払) 10 (略)</p> <p>(実績報告) 11 (略)</p> <p>(補助金の返還) 12 (略)</p> <p>(その他) 13 (略)</p>	<p>(申請手続) 7 この補助金の交付の申請について、都道府県知事、指定都市及び中核市長は、別紙様式2による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続) 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに提出して行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間) 9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付決定を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払) 10 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告) 11 この補助金の実績報告について、都道府県知事、指定都市及び中核市長は、当該年度の事業が完了したとき又は年度の4月10日(6月の(2)による受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて国庫に返還すること命ずる。</p> <p>(その他) 13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法又は手続によることと定める場合においては、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めることとする。</p>

改正後				改正前				
別表				別表				
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	
保育対策等促進事業	1 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される 次に定める額とする) 1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満) 810,000 円 (300 人以上 600 人未満) 1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満) 1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満) 2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満) 2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満) 3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満) 4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満) 4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満) 5,130,000 円 (2,700 人以上)	特定保育事業に必要な経費	1 / 3	1 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される 次に定める額とする) 1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満) 810,000 円 (300 人以上 600 人未満) 1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満) 1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満) 2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満) 2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満) 3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満) 4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満) 4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満) 5,130,000 円 (2,700 人以上)	特定保育事業に必要な経費	1 / 3		
	※1日当たり4時間未満の利用児童については、2人で1人と算定すること							

改正後		改正前	
2 休日・夜間保育事業 (1) 休日保育事業 (認可保育所) ①基本分 (年間延べ利用児童数が210人以下) 1 か所当たり年額 <u>1,335,000円</u> ②加算分 (年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算) 1 か所当たり年額 73,500円 (210人超 280人未満) 220,500円 (280人以上 350人未満) 367,500円 (350人以上 420人未満) 514,500円 (420人以上 490人未満) 661,500円 (490人以上 560人未満) 808,500円 (560人以上 630人未満) 955,500円 (630人以上 700人未満) 1,102,500円 (700人以上 770人未満) 1,249,500円 (770人以上 840人未満) 1,396,500円 (840人以上 910人未満)	休日・夜間保育事業に必要な経費	2 休日・夜間保育事業 (1) 休日保育事業 (認可保育所) ①基本分 (年間延べ利用児童数が210人以下) 1 か所当たり年額 <u>1,331,000円</u> ②加算分 (年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算) 1 か所当たり年額 73,500円 (210人超 280人未満) 220,500円 (280人以上 350人未満) 367,500円 (350人以上 420人未満) 514,500円 (420人以上 490人未満) 661,500円 (490人以上 560人未満) 808,500円 (560人以上 630人未満) 955,500円 (630人以上 700人未満) 1,102,500円 (700人以上 770人未満) 1,249,500円 (770人以上 840人未満) 1,396,500円 (840人以上 910人未満)	休日・夜間保育事業に必要な経費

改正後	改正前
<p>1,543,500 円 (910 人以上 980 人未満)</p> <p>1,690,500 円 (980 人以上 1,050 人未満)</p> <p>1,837,500 円 (1,050 人以上)</p> <p>(2) 休日保育事業 (認可保育所以外)</p> <p>① 基本分 (年間延べ利用児童数が 210 人以下) 1 か所当たり年額 630,000 円</p> <p>② 加算分 (年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 63,000 円 (210 人超 280 人未満)</p> <p>189,000 円 (280 人以上 350 人未満)</p> <p>315,000 円 (350 人以上 420 人未満)</p> <p>441,000 円 (420 人以上 490 人未満)</p> <p>567,000 円 (490 人以上 560 人未満)</p> <p>693,000 円 (560 人以上 630 人未満)</p> <p>819,000 円 (630 人以上 700 人未満)</p> <p>945,000 円 (700 人以上 770 人未満)</p>	<p>1,543,500 円 (910 人以上 980 人未満)</p> <p>1,690,500 円 (980 人以上 1,050 人未満)</p> <p>1,837,500 円 (1,050 人以上)</p> <p>(2) 休日保育事業 (認可保育所以外)</p> <p>① 基本分 (年間延べ利用児童数が 210 人以下) 1 か所当たり年額 630,000 円</p> <p>② 加算分 (年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 63,000 円 (210 人超 280 人未満)</p> <p>189,000 円 (280 人以上 350 人未満)</p> <p>315,000 円 (350 人以上 420 人未満)</p> <p>441,000 円 (420 人以上 490 人未満)</p> <p>567,000 円 (490 人以上 560 人未満)</p> <p>693,000 円 (560 人以上 630 人未満)</p> <p>819,000 円 (630 人以上 700 人未満)</p> <p>945,000 円 (700 人以上 770 人未満)</p>

改正後		改正前	
<p>1,071,000 円 (770 人以上 840 人未満)</p> <p>1,197,000 円 (840 人以上 910 人未満)</p> <p>1,323,000 円 (910 人以上 980 人未満)</p> <p>1,449,000 円 (980 人以上 1,050 人未満)</p> <p>1,575,000 円 (1,050 人以上)</p> <p>(3) 夜間保育推進事業 (認可保育所) 1 か所当たり年額 <u>2,460,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の 保育所にあつては、<u>1,240,000 円</u>)</p> <p>(4) 夜間保育推進事業 (認可保育所以外) 1 か所当たり年額 1,500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあつては、750,000 円)</p>	<p>1,071,000 円 (770 人以上 840 人未満)</p> <p>1,197,000 円 (840 人以上 910 人未満)</p> <p>1,323,000 円 (910 人以上 980 人未満)</p> <p>1,449,000 円 (980 人以上 1,050 人未満)</p> <p>1,575,000 円 (1,050 人以上)</p> <p>(3) 夜間保育推進事業 (認可保育所) 1 か所当たり年額 <u>2,460,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の 保育所にあつては、<u>1,230,000 円</u>)</p> <p>(4) 夜間保育推進事業 (認可保育所以外) 1 か所当たり年額 1,500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあつては、750,000 円)</p>		
<p>3 病児・病後児保育事業 (1) 病児対応型 ① 基本分 1 か所当たり年額 2,400,000 円</p> <p>② 加算分 (基本分に加え、年間延べ利用児童 数により区分される次に定める額 を加算) 1 か所当たり年額 500,000 円 (10 人以上 50 人未満)</p> <p>2,500,000 円 (50 人以上 200 人未満)</p> <p>4,250,000 円 (200 人以上 400 人未満)</p>	<p>3 病児・病後児保育事業 (1) 病児対応型 ① 基本分 1 か所当たり年額 2,400,000 円</p> <p>② 加算分 (基本分に加え、年間延べ利用児童 数により区分される次に定める額 を加算) 1 か所当たり年額 500,000 円 (10 人以上 50 人未満)</p> <p>2,500,000 円 (50 人以上 200 人未満)</p> <p>4,250,000 円 (200 人以上 400 人未満)</p>	<p>病児・病後児保育事業 に必要な経費</p>	<p>病児・病後児保育事業 に必要な経費</p>

改正後	改正前
<p>6,250,000 円 (400 人以上 600 人未満)</p> <p>7,750,000 円 (600 人以上 800 人未満)</p> <p>9,750,000 円 (800 人以上 1,000 人未満)</p> <p>11,750,000 円 (1,000 人以上 1,200 人未満)</p> <p>13,750,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)</p> <p>15,750,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)</p> <p>17,750,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)</p> <p>19,750,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)</p> <p>21,750,000 円 (2,000 人以上)</p> <p>(2) 低所得者減免分加算 (病児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000 円×年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500 円×年間延利用人員</p> <p>(3) 普及定着促進費 (病児対応型) 1 か所当たり年額 500,000 円 (事業開始の前年度又は事業開始年 度 1 回限り)</p> <p>(4) 病後児対応型 ① 基本分 1 か所当たり年額 2,000,000 円</p>	<p>6,250,000 円 (400 人以上 600 人未満)</p> <p>7,750,000 円 (600 人以上 800 人未満)</p> <p>9,750,000 円 (800 人以上 1,000 人未満)</p> <p>11,750,000 円 (1,000 人以上 1,200 人未満)</p> <p>13,750,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)</p> <p>15,750,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)</p> <p>17,750,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)</p> <p>19,750,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)</p> <p>21,750,000 円 (2,000 人以上)</p> <p>(2) 低所得者減免分加算 (病児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000 円×年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500 円×年間延利用人員</p> <p>(3) 普及定着促進費 (病児対応型) 1 か所当たり年額 500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあつては、<u>250,000 円</u>) (事業開始年度限り)</p> <p>(4) 病後児対応型 ① 基本分 1 か所当たり年額 2,000,000 円</p>

改正後		改正前	
<p>②加算分 (基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 400,000 円 (10 人以上 50 人未満)</p> <p>2,200,000 円 (50 人以上 200 人未満)</p> <p>3,100,000 円 (200 人以上 400 人未満)</p> <p>5,000,000 円 (400 人以上 600 人未満)</p> <p>6,800,000 円 (600 人以上 800 人未満)</p> <p>8,700,000 円 (800 人以上 1,000 人未満)</p> <p>10,600,000 円 (1,000 人以上 1,200 人未満)</p> <p>12,500,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)</p> <p>14,400,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)</p> <p>16,300,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)</p> <p>18,200,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)</p> <p>20,100,000 円 (2,000 人以上)</p>		<p>②加算分 (基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 400,000 円 (10 人以上 50 人未満)</p> <p>2,200,000 円 (50 人以上 200 人未満)</p> <p>3,100,000 円 (200 人以上 400 人未満)</p> <p>5,000,000 円 (400 人以上 600 人未満)</p> <p>6,800,000 円 (600 人以上 800 人未満)</p> <p>8,700,000 円 (800 人以上 1,000 人未満)</p> <p>10,600,000 円 (1,000 人以上 1,200 人未満)</p> <p>12,500,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)</p> <p>14,400,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)</p> <p>16,300,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)</p> <p>18,200,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)</p> <p>20,100,000 円 (2,000 人以上)</p>	

改正後		改正前	
<p>(5) 低所得者減免分加算 (病後児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000円×年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人員</p> <p>(6) 普及定着促進費 (病後児対応型) 1か所当たり年額 500,000円 (事業開始の前年度又は事業開始年度1回限り)</p> <p>(7) 体調不良児対応型 1か所当たり年額 4,310,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、2,150,000円)</p> <p>(8) 非施設型 (訪問型) 1か所当たり年額 6,700,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、3,350,000円)</p>		<p>待機児童解消促進等事業 業に必要な経費</p> <p>4 待機児童解消促進等事業 (1) 家庭的保育事業 ①家庭的保育者経費 児童1人当たり月額 52,200円 ア 家庭的保育支援者経費 家庭的保育者6人以上に対し 配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 4,529,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、2,264,000円) イ 家庭的保育者3～5人に対し 配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 2,264,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、1,132,000円)</p>	
<p>(5) 低所得者減免分加算 (病後児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000円×年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人員</p> <p>(6) 普及定着促進費 (病後児対応型) 1か所当たり年額 500,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、250,000円) (事業開始年度限り)</p> <p>(7) 体調不良児対応型 1か所当たり年額 4,310,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、2,160,000円)</p> <p>(8) 非施設型 (訪問型) 1か所当たり年額 6,590,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、3,290,000円)</p>		<p>待機児童解消促進等事業 業に必要な経費</p> <p>4 待機児童解消促進等事業 (1) 家庭的保育事業 ①家庭的保育者経費 児童1人当たり月額 52,200円 ア 家庭的保育支援者経費 家庭的保育者6人以上に対し 配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 4,527,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、2,263,000円) イ 家庭的保育者3～5人に対し 配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 2,263,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、1,131,000円)</p>	

改正後		改正前	
<p>③連携保育所又は実施保育所経費 ア 基本分 1 か所当たり年額 800,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、400,000 円) イ 加算分 基本分に加え家庭的保育者 1 人につき次の年額単価を加算 120,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、60,000 円) ④家庭的保育補助者経費 児童1人当たり月額 26,000 円 ※家庭的保育補助者を雇用してい る場合のみ算定すること</p> <p>(2) 認可化移行促進事業 1 か所当たり年額 2,000,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、1,000,000 円)</p> <p>(3) 保育所分園推進事業 1 か所当たり年額 1,200,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、600,000 円)</p> <p>(4) 保育所体験特別事業 1 事業当たり年額 848,000 円</p> <p>(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策 事業 1 市町村当たり年額 361,000 円</p>	<p>③連携保育所又は実施保育所経費 ア 基本分 1 か所当たり年額 800,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、400,000 円) イ 加算分 基本分に加え家庭的保育者 1 人につき次の年額単価を加算 120,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、60,000 円) ④家庭的保育補助者経費 児童1人当たり月額 25,000 円 ※家庭的保育補助者を雇用してい る場合のみ算定すること</p> <p>(2) 認可化移行促進事業 1 か所当たり年額 2,000,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、1,000,000 円)</p> <p>(3) 保育所分園推進事業 1 か所当たり年額 1,200,000 円 (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、600,000 円)</p> <p>(4) 保育所体験特別事業 1 事業当たり年額 848,000 円</p> <p>(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策 事業 1 市町村当たり年額 361,000 円</p>	<p>5 保育環境改善等事業 (1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,000,000 円 (2) 環境改善事業 1 事業当たり 1,000,000 円</p>	<p>5 保育環境改善等事業 (1) 基本改善事業 1 事業当たり 7,000,000 円 (2) 環境改善事業 1 事業当たり 1,000,000 円</p>
		<p>保育環境改善等事業に 必要な経費</p>	<p>保育環境改善等事業に 必要な経費</p>

改正後		改正前	
<p>6 延長保育促進事業</p> <p>(1) 延長保育推進事業 (基本分) 1 か所当たり年額 4,553,000 円</p> <p>(2) 延長保育事業 (加算分) (延長時間により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 事業当たり年額 300,000 円 (延長時間 30 分)</p> <p>1,335,000 円 (延長時間 1 時間)</p> <p>2,148,000 円 (延長時間 2 ～ 3 時間)</p> <p>4,579,000 円 (延長時間 4 ～ 5 時間)</p> <p>5,337,000 円 (延長時間 6 時間以上)</p> <p>(ただし、(1) 及び (2) とともに事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、該する 1 か所 (事業) 当たり年額に 2 分の 1 を乗じて得た額を基準額とする)</p>	延長保育促進事業に必要な経費	<p>6 延長保育促進事業</p> <p>(1) 延長保育推進事業 (基本分) 1 か所当たり年額 4,553,000 円</p> <p>(2) 延長保育事業 (加算分) (延長時間により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 事業当たり年額 300,000 円 (延長時間 30 分)</p> <p>1,335,000 円 (延長時間 1 時間)</p> <p>2,148,000 円 (延長時間 2 ～ 3 時間)</p> <p>4,579,000 円 (延長時間 4 ～ 5 時間)</p> <p>5,337,000 円 (延長時間 6 時間以上)</p> <p>(ただし、(1) 及び (2) とともに事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、該する 1 か所 (事業) 当たり年額に 2 分の 1 を乗じて得た額を基準額とする)</p>	延長保育促進事業に必要な経費

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>第1 事業の種類</p> <p>1 特定保育事業 2 休日・夜間保育事業 3 病児・病後保育事業 4 待機児童解消促進事業 5 児童環境改善促進事業 6 保育長育成事業</p> <p>第2 事業の実施及び運営は、次によること。</p> <p>1 事業実施要綱(別添1) 2 特定保育事業実施要綱(別添2) 3 休日・夜間保育事業実施要綱(別添3) 4 病児・病後保育事業実施要綱(別添4) 5 待機児童解消促進事業実施要綱(別添5) 6 保育長育成事業実施要綱(別添6)</p>

改正後	改正前
<p>(別添1)</p> <p>特定保育事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 実施要件 (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。 ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、設備運営基準が配する他の補助金等の職員配置基準を超過しないこと。 (2) 事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。 ただし、適切な事業実施が可能なる場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも、設備運営基準第32条第8号の基準を満たすこと。 (3) (略)</p> <p>(4) 設備運営基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。</p>	<p>(別添1)</p> <p>特定保育事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に合わせた保育の実施が求められている。 こどもたちや保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）継続的に保育すること、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を運営する者とする。</p> <p>3 対象児童 本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とする。 ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。</p> <p>4 実施要件 (1) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。 ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超過しないこと。 (2) 事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。 ただし、適切な事業実施が可能なる場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも、設備運営基準第32条第8号の基準を満たすこと。 (3) 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。 (4) 最低設備の基準を確保すること。</p>

改正後	改正前
5 (略)	<p>5 留意事項 (1) 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。 (2) 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。</p>
6 (略)	<p>6 事業の実施手続 (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。 (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p>
7 (略)	<p>7 費用 (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業 (2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p>

改正前	改正後
<p>(別添2)</p> <p>休日・夜間保育事業実施要綱</p> <p>1 休日保育事業 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 実施要件 ① (略)</p> <p>② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「<u>最低基準</u>」<u>という。</u>)第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢を配した(略)</p> <p>③ 本事業の施設は、保育所の数は全体で2名を下回らないこと。</p> <p>④ 本事業の施設は、保育所又は給食的な使用が確保されるかつ、(利用料)を軽減すること(保護者負担)を目的とした公費助成は除く。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(別添2)</p> <p>休日・夜間保育事業実施要綱</p> <p>1 休日保育事業 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 実施要件 ① (略)</p> <p>② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「<u>最低基準</u>」<u>という。</u>)第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢を配した(略)</p> <p>③ 本事業の施設は、保育所又は給食的な使用が確保されるかつ、(利用料)を軽減すること(保護者負担)を目的とした公費助成は除く。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>(別添2)</p> <p>休日・夜間保育事業実施要綱</p> <p>1 休日保育事業 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 実施要件 ① (略)</p> <p>② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「<u>最低基準</u>」<u>という。</u>)第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢を配した(略)</p> <p>③ 本事業の施設は、保育所又は給食的な使用が確保されるかつ、(利用料)を軽減すること(保護者負担)を目的とした公費助成は除く。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(別添2)</p> <p>休日・夜間保育事業実施要綱</p> <p>1 休日保育事業 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 実施要件 ① (略)</p> <p>② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「<u>最低基準</u>」<u>という。</u>)第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢を配した(略)</p> <p>③ 本事業の施設は、保育所又は給食的な使用が確保されるかつ、(利用料)を軽減すること(保護者負担)を目的とした公費助成は除く。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 夜間保育推進事業 (1) 事業の目的 保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育需要に対処するため、夜間保育を実施する保育所等に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 実施要件 本事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 継続的な使用が確保される設備運営基準第32条及び第33条第2項に定める基準を満たす施設であって、開所時間・仮眠設備等において上記①又は②の要件を満たす保育所と同等であるとし、市町村が認めた施設、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業 ② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができない。</p> <p>2 夜間保育推進事業 (1) 事業の目的 保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育需要に対処するため、夜間保育を実施する保育所等に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めた者とする。</p> <p>(3) 実施要件 本事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づき夜間保育所</p> <p>② 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づき中心保育所が、①の事業を実施しない場合であって、同通知の5により分園が中心保育所と開所時間に差を設けて行う夜間保育事業</p> <p>③ 継続的な使用が確保される最低基準第32条及び第33条第2項に定める基準を満たす施設であって、開所時間・仮眠設備等において上記①又は②の要件を満たす保育所と同等であるとし、市町村が認めた施設、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。)</p> <p>(4) 事業の実施手続 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備し、この費用 (5) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>

改正後	改正前
<p>(別添3)</p> <p>病児・病後児保育事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認められた者とする。ただし、3(3)体調不良児対応型における実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。</p> <p>3 事業類型 本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。 (1) 病児対応型 児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。 (2) 病後児対応型 児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。 (3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 対象児童 本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。 (1) 病児対応型</p>	<p>(別添3)</p> <p>病児・病後児保育事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 保護者が就業している場合において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。対応するため、病院・保育所等において病気の児童と一緒に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問することで、その安全性、安定性、効率性、並びに病気の児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認められた者とする。</p> <p>3 事業類型 本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。 (1) 病児対応型 児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。 (2) 病後児対応型 児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。 (3) 体調不良児対応型 児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応を図る事業。 (4) 非施設型（訪問型） 児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。</p> <p>4 対象児童 本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。 (1) 病児対応型</p>

改正後

当面症状の急変は認められませんが、病気の回復期に至っていないこと
から、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で
保育を行うことと困難な児童であって、市町村が必要と認めたおおむね
10歳未満の児童（以下「病児」という。）

(2) 病児対応型
病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務
等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が
必要と認めたおおむね10歳未満の児童（以下「病後児」という。）

(3) (略)

(4) (略)

5 実施要件
(1) (略)

(2) (略)

改正前

当面症状の急変は認められませんが、病気の回復期に至っていないこと
から、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で
保育を行うことと困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3
年生までの児童（以下「病児」という。）

(2) 病児対応型
病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務
等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が
必要と認めた小学校3年生までの児童（以下「病後児」という。）

(3) 体調不良児対応型
体調不良児童であって、保護者に微熱を出すなど体調不良と必
要と認める児童（以下「体調不良児」という。）

(4) 非施設型（訪問型）
病児及び病後児とする。

5 実施要件

(1) 病児対応型
① 「看護師等」を担う看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下
「看護士」という。）を利用して過おむね10人につき1名以上配
置する児童おむね3人以上につき1名以上配置すること。保育
士を事業の実施場所、病院・診療所、保育所等に付設された専用ス
ペース又は本事業のための専用施設であつて、次の（ア）～（ウ）の
基準を満たし、市町村が適当と認められたものとする。
（ア）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を
有すること。
（イ）調理室を有する。なお、病児保育専用の調理室を設けること
が望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
（ウ）事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した
場所とする。

② 病児対応型
病後児の看護を担当する看護師等を利用して過おむね10人につき1名以上配
置する児童おむね3人以上につき1名以上配置すること。保育
士を事業の実施場所、病院・診療所、保育所等に付設された専用ス
ペース又は本事業のための専用施設であつて、次の（ア）～（ウ）の
基準を満たし、市町村が適当と認められたものとする。
（ア）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を
有すること。
（イ）調理室を有する。なお、病児保育専用の調理室を設けること
が望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
（ウ）事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した
場所とする。

③ 病児対応型
病後児の看護を担当する看護師等を利用して過おむね10人につき
1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整える
ために、保育士を利用して過おむね3人につき1名以上配置すること。
（ア）事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用ス
ペース又は本事業のための専用施設であつて、次の（ア）～（ウ）の
基準を満たし、市町村が適当と認められたものとする。
（イ）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を
有すること。

(2) 病児対応型
病後児の看護を担当する看護師等を利用して過おむね10人につき
1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整える
ために、保育士を利用して過おむね3人につき1名以上配置すること。
（ア）事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用ス
ペース又は本事業のための専用施設であつて、次の（ア）～（ウ）の
基準を満たし、市町村が適当と認められたものとする。
（イ）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を
有すること。

(2) 病児対応型
病後児の看護を担当する看護師等を利用して過おむね10人につき
1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整える
ために、保育士を利用して過おむね3人につき1名以上配置すること。
（ア）事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用ス
ペース又は本事業のための専用施設であつて、次の（ア）～（ウ）の
基準を満たし、市町村が適当と認められたものとする。
（イ）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を
有すること。

(2) 病児対応型
病後児の看護を担当する看護師等を利用して過おむね10人につき
1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整える
ために、保育士を利用して過おむね3人につき1名以上配置すること。
（ア）事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用ス
ペース又は本事業のための専用施設であつて、次の（ア）～（ウ）の
基準を満たし、市町村が適当と認められたものとする。
（イ）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を
有すること。

(2) 病児対応型
病後児の看護を担当する看護師等を利用して過おむね10人につき
1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整える
ために、保育士を利用して過おむね3人につき1名以上配置すること。
（ア）事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用ス
ペース又は本事業のための専用施設であつて、次の（ア）～（ウ）の
基準を満たし、市町村が適当と認められたものとする。
（イ）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を
有すること。

改正後

改正前

(3) 体調不良児対応型
 ① 看護師等の配置については、次の(ア)又は(イ)を満たすこと。
 (ア) 保育所に看護師等を常時2名以上配置し、うち1名以上を体調不良児の看護を担当する看護師等とすること。
 (イ) 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置、かつ、次のa～dのいずれかの要件を満たすこと。
 a 本通知別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育促進事業」という。)の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所であること。公立保育所にあつては、延長保育促進事業と同等の要件にて、2時間以上の延長保育を実施している保育所であつて、市町村が適当と認める保育所であること。
 b 本通知別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所であること。
 c 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第143号)第13条の2第1項の規定による特勤勤務手当の支給を受けている官署(人事院規則9-55別表)から半径4キロメートル以内に所在する保育所であること。
 d 本事業(平成19年度にあつては、自園型)を平成19年度より実施している保育所であること。
 ② (略)
 ③ (略)
 ④ (略)
 ⑤ (略)
 (4) (略)

とが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
 (ウ) 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とする。
 ③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができなない期間内に対象児童の受け入れを行うこと。
 (3) 体調不良児対応型
 ① 看護師等を常時2名以上配置すること。
 ② 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置し、かつ、次の(ア)～(エ)のいずれかの要件を満たす場合には、体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。
 (ア) 本通知別添6「延長保育促進事業」(以下、「延長保育促進事業」という。)の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所であること。公立保育所にあつては、延長保育促進事業と同等の要件にて、2時間以上の延長保育を実施している保育所であつて、市町村が適当と認める保育所であること。
 (イ) 本通知別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所であること。
 (ウ) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第143号)第13条の2第1項の規定による特勤勤務手当の支給を受けている官署(人事院規則9-55別表)から半径4キロメートル以内に所在する保育所であること。
 (エ) 本事業(平成19年度にあつては、自園型)を平成19年度より実施している保育所であること。
 ② 預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とする。
 ③ 本事業の実施場所は、保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。
 ④ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。
 ⑤ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施すること。
 (4) ① 非施設型(訪問型)の看護を担当する一定の研修を修了した看護師等、病児(病後児)の研修により市町村長が認めた者(以下「家庭的保育者」という。)のいずれか1名以上配置すること。
 ② ①に定める職員を配置する場合は、市町村等が実施する研修を受講・修了する研修科目を要件とする。なお、研修内容については概ね別紙1に掲げる研修科目、時間を満たす場合ととし、その研修等の修了率の研修会が1紙1の差支えない。

改正後

改正前

③ 預かる病児（病後児）の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的困難があり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童宅への訪問を行うこと。

- 6 (1) 病児対応型及び病後児対応型並びに非施設型（訪問型）については、対象児童をかわりこい施設が病児対応型及び非施設型（訪問型）を実施する場の決定を児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙2様式）により、児童を診察し、受け入れ、訪問の決定を行うこと。（不良対応型の病後児対応型に該当する施設を利用することとし、児童の病状に応じた適切な事業を実施すること。）
- (2) 病児対応型及び病後児対応型並びに非施設型（訪問型）については、児対型（訪問型）を実施する場において、児童の病状を把握し、緊急時に対応し、必要な事業を実施することとする。
- (3) 病児対応型及び病後児対応型並びに非施設型（訪問型）については、児対型（訪問型）を実施する場において、児童の病状を把握し、緊急時に対応し、必要な事業を実施することとする。
- (4) 非施設型（訪問型）を実施する場合には、別紙3の内容により報告すること。
- (5) 非施設型（訪問型）を実施する場合には、市町村は本事業の安全性や安定性を確保すること。

6 (略)

- 7 (1) 留意事項
- ① 市町村長は、都道府県医師会・郡市医師会等（以下「地方医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、本事業を実施する施設（非施設型（訪問型）を含む。以下同じ。）に対し医療機関との連携体制を十分整えるよう指導すること。
 - ② 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。実施する場合、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するための、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）を、あらかじめ選定すること。
 - ③ 児対型及び非施設型（訪問型）（併設する医療機関を含む。）との関係は、児対型及び非施設型（訪問型）を実施する場において、児童の病状を把握し、緊急時に対応し、必要な事業を実施することとする。
 - ④ 病児対応型及び非施設型（訪問型）を実施する場合には、指導医又は協力医療機関の医師を含む。）との関係は、児対型及び非施設型（訪問型）を実施する場において、児童の病状を把握し、緊急時に対応し、必要な事業を実施することとする。

7 (略)

改正後	改正前
	<p>⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例、開所（訪問）時間等）を作成するとともに、感染者に対して周知し、理解を得ること。</p> <p>(2) 感染の防止</p> <p>① 子どもの健康管理その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童への体温受け入れ等の設備を設け、他の児童への感染に配慮すること。</p> <p>② 児童の手洗い等への衛生面への十分な配慮を施すことで、他の児童への感染を防止すること。</p> <p>③ 児童の体調不良や、職員実施場所と保育室・遊戯室等においては、他の健康な児童が感染しないよう、職員及び他児の往来を制限すること。</p> <p>④ 設置する児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種を助言すること。</p> <p>8 事業の実施手続</p> <p>(1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。</p> <p>(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>9 費用</p> <p>(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>(2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p>
8 (略)	
9 (略)	

改正後	改正前
<p>④ は本事業の対象とする。 (略)</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>④ は、本事業の対象とする。 対象となる児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施 対象となる児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保 育係にある乳幼児(以下「補助者」という。)と三親等以内の親族関 係にある乳幼児を除く。</p> <p>⑤ ア 本事業の要件 イ 本事業の要件 ウ a 3. 衛生的実務的 b 3. 衛生的実務的 c 3. 衛生的実務的 d 3. 衛生的実務的 エ a 補 b 補 c 補 d 補 e 補 オ a 補 b 補 c 補</p> <p>は、本事業の対象とする。 対象となる児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施 対象となる児童とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保 育係にある乳幼児(以下「補助者」という。)と三親等以内の親族関 係にある乳幼児を除く。</p> <p>⑤ ア 本事業の要件 イ 本事業の要件 ウ a 3. 衛生的実務的 b 3. 衛生的実務的 c 3. 衛生的実務的 d 3. 衛生的実務的 エ a 補 b 補 c 補 d 補 e 補 オ a 補 b 補 c 補</p>

改正後	改正前
<p>であること。 市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。 オ (略)</p> <p>③</p>	<p>であること。 市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。 オ 認可保育所への移行に必要な支援・指導とは、次に掲げる内容をいう。 ア 保育内容についての支援・指導・確認 イ 保育指針の理解など、保育士による保育の内容についての 指導 助言 施設運営についての支援・指導・確認 ウ 児童の健康管理に関する帳簿の管理、人事管理、会計処理等についての助言 指導 健康診断の実施についての支援・指導・確認 エ 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・指導・指導・確認 オ 栄養士による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容についての 指導 関係法令遵守のための支援・指導・指導・指導・指導・指導 カ その他認可保育所へ移行するために必要な支援・指導・指導・指導・指導・指導 市町村は、次の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとする。 ア 目標認可の課題に對する毎年度の具体的な活動計画 イ 認可保育所へ移行するために必要な経費及びその活用方法 ウ 認可化移行計画の期間は最長3年とし、認可化移行計画の期間が エ 認可化移行計画の実績計画の達成状況を及び本事業 ア 認可化移行計画の費用が前年度の認可化移行計画の期間が にまたあそり中止認可の認可化移行計画の達成状況を及び本事業 イ 認可化移行計画の達成状況を及び本事業の達成状況を及び本事業 ウ 認可化移行計画の達成状況を及び本事業の達成状況を及び本事業</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p>

改正後	改正前
<p>3 保育所分園推進事業</p> <p>(1) 保育所の人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができ希望するすべため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。きこようした課題に対処するため、保育所分園を設置する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>エ 本事業は、認可化移行環境改善事業と併せて実施できるものとする。</p> <p>(4) 事業の実施手続及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たって① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施すること。② 実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。③ この実施要件に適合する認可外保育施設等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>(5) 費用は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業</p> <p>(6) 補助金の返還において、認可外保育施設が認可保育所へ移行すること及び事業終了した場合であって、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるとする。</p> <p>3 保育所分園推進事業</p> <p>(1) 保育所の人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができ希望するすべため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。きこようした課題に対処するため、保育所分園を30人未満である保育所分園を設置する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。</p> <p>(3) 本事業は、平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づき保育所分園とする。</p> <p>(4) ① 事業の実施手続及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たって② 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施すること。③ この実施要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>(5) 費用は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>

改正後	改正前
<p>5 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実施主体 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）又は市町村が適切と認められた者とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は<u>助成する事業</u>に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は<u>助成する事業</u></p>	<p>(6) 事業の実施の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県に十分協議すること。参加できないお、子が親の体制を整えるに、地域における連携を図ることを必要とする。</p> <p>(7) 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>5 認可外保育施設の衛生・安全対策事業</p> <p>(1) 事業の目的 認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体 実施主体は、市町村とする。</p> <p>(3) 対象者 対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員とする。</p> <p>(4) 実施要件 ① 感染症罹患の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと。 ② 感染症等に係る健康診断については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。</p> <p>(5) 事業の実施 ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県に十分協議すること。 ② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>(6) 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業</p>

改正後	改正前
<p>(別添5) (略)</p>	<p>(別添5)</p> <p>保育環境改善等事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所や保育所の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を運営する者とする。</p> <p>3 対象事業 対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。</p> <p>(1) 基本改善事業 ① 既存の施設において、保育所、保育所分園等を実施する施設を改善する。施設設置促進事業 ② 保育所の需要が高いため、既存施設の改修等を行う事業。 ③ 市町村が保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設（病児・病後児保育（体調不良児対応型）環境改善事業（体調不良児保育事業（体調不良児対応型）の3の（3）に基づく事業（以下「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要となる保育所の改修等を行う事業。</p> <p>(2) 環境改善事業 利用者へのサービスの向上のため、既存の事業実施施設の改修等を行う事業で、次に掲げるものとする。 ① 保育所の改修等を行う事業 ② 既存の保育所において、障害児を受け入れるために必要となる施設の改修等を行う事業。 ③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。</p>

改正後	改正前
	<p>4 対象事業の制限 (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象としないこと。 (2) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕は、本事業の対象としないこと。 (3) 事業の実施にについては、保育所障害児受入促進事業を除き、1施設につき1回限りとする。 (4) 保育サービス提供施設設置促進事業について、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみの場合は、本事業の対象としないこと。 (5) サービス提供施設設置促進事業及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設される施設のみを対象とすること。 (6) 病後児・保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業及び病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所を対象とすること。 (7) 保育所障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所を対象とすること。 (8) 保育サービスの提供に限り、必要に応じて、保育所障害児受入促進事業と併せて実施すること。</p> <p>5 事業の実施手続 (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県に十分協議すること。 (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p> <p>6 費用 (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業により補助するものとする。 (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>7 補助金の返還 認可化移行環境改善事業については、事業実施後3年を経て、認可外保育施設が認可保育所へ移行すること及びができた場合であつて、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(別添 6)</p> <p>延長保育促進事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 実施要件 (1) 延長保育推進事業（基本分） 1 1 時間の開所時間内に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上追加すること。 (2) (略)</p>	<p>(別添 6)</p> <p>延長保育促進事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 多様な形態に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村（特別区を含む。以下同じ。）以外の者の設置する保育所（以下「民間保育所」という。）が開所時間を超えた保育を取り組む場合に補助を行うことで安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を運営する者とする。</p> <p>3 対象児童 本事業の対象となる児童は、実際に延長保育を利用した保育所入所児童とする。事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認めた児童を対象とすること。</p> <p>4 対象事業 本事業の対象となる事業は、次に掲げる「延長保育推進事業（基本分）」及び「延長保育推進事業（加算分）」とする。 (1) 延長保育推進事業（基本分） (2) (2) の事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、1 1 時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を目的とする事業。 (2) 延長保育推進事業（加算分） 民間保育所の1 1 時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業。</p> <p>5 実施要件 (1) 延長保育推進事業（基本分） 1 1 時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上追加すること。 (2) 延長保育推進事業（加算分） 延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはない。</p>

6

(略)

6 実施方法
時間
お、時間
開所及び
時間

(1) 定義は次のとおりとする。
保所又は前等利便性の高い場所に設置した施設において、開所時間及び対象児童数を合算すること。
時間をお、時間開所及び時間を定め

- ① 延長とは、開所時間を超えて1時間以上の上の延長保育を実施し、当該延長保育の1日当たり平均対象児童数(以下「平均対象児童数」という。)が6人以上いることをいう。
- ② 延長とは、開所時間を超えて2時間以上の上の延長保育を実施し、当該延長保育の1日当たり平均対象児童数が3人以上いることをいう。
- ③ 延長とは、開所時間を超えて2時間以上の上の延長保育を実施し、当該延長保育の1日当たり平均対象児童数が3人以上いることをいう。
- ④ 延長とは、開所時間を超えて2時間以上の上の延長保育を実施し、当該延長保育の1日当たり平均対象児童数が3人以上いることをいう。

7

(略)

7 事業の実施手続
市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。
(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

- (1) 事業の実施手続
市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

8

(略)

8 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
② 延長保育事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

改正後

改正前

別紙1 (略)

別紙1

研 修 科 目	時 間
I 児童の発達と学び（講習Ⅰ） （考え方） 0歳から10歳くらいまでの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を検討することを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	9時間
① 乳幼児期の発達	(3時間)
② 学童期の発達	(3時間)
③ 児童にとつての遊び	(3時間)
II 健康管理と緊急対応（講習Ⅱ） （考え方） 0歳から10歳くらいまでの児童がかかりやすい病気について、その特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについての実技指導を交えて学ぶ。さらに、健康管理という視点から見た食生活について学ぶ。	9時間
① 児童の病気	(3時間)
② 緊急時の対応と応急措置	(3時間)
③ 児童の成長と食生活	(3時間)
III 病児・病後児保育における見学実習 （考え方） 病児・病後児保育事業実施施設または訪問宅において、児童の様子の観察及び看護師（保育士）がどのように児童に関わっているのかについて見学する。	2日以上

※ 看護師等、保育士、家庭の保育者が、既に受講・修了した研修において、上記内容を満たしている
と市町村が判断する場合には、該当する上記研修を受講・修了したものと差し支えない。

改正後

改正前

別紙2 (略)

別紙2様式例

連絡票

児童の氏名		平成 年 月 日生 (歳) 男・女
平成 年 月 日	診断の結果、現時点での入院の必要性は認められません。	
診断医療機関名及び電話番号	診断医師署名	印

※本件は医師が記載し、その他は、保護者が記載すること。

症状 (病名等)	
経過 (検査内容等)	
治療 (処方内容)	食前・食後・(時)・その他 ()

保育上の留意点

安静	特に制限なし・ベット安静・その他 ()
食べ物	特に制限なし・絶食・その他 ()
薬	特になし・処方の通り・その他 ()
その他留意事項	

医師より上記の説明を受けた上で、病児保育を申し込みます。

保護者名 _____

連絡事項

保護者の勤務場所 (所在地)	
緊急連絡先 (氏名・電話番号)	(第一) 電話番号 () 関係 ()
	(第二) 電話番号 () 関係 ()
お迎え予定者	関係 ()

改正後	改正前
別紙3 (略)	<p style="text-align: right;">別紙3</p> <p style="text-align: center;">病児・病後児保育事業（非施設型（訪問型））報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実施方法等 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の名称 ・訪問対象年齢 ・利用手続 ・食事の提供の有無・方法 2. 訪問対象となる疾患 3. 医療機関との連携 4. 利用児童の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・年齢 ・実利用児童数 ・平均利用時間数 5. （利用児童）健常時、日中の居場所について 6. 病児・病後児保育事業利用時、主な疾病（3つまで）について 7. 利用者（保護者）からの意見 8. 研修について <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所 ・日数 ・参加者数 9. 収支報告について 10. 検証結果（実施施設側記載） 11. 検証結果（市町村担当課記載） <ul style="list-style-type: none"> 事業実施により得られた情報を基に、実施市町村による事業評価を報告 12. その他特記事項 <p>※「保育対策等促進事業費の国庫補助について」（平成20年6月9日厚生労働省発雇児第0609001号厚生労働事務次官通知）別表3病児・病後児保育事業（非施設型（訪問型））報告書に定める様式にて報告すること。</p>